

「**市政改革プラン** - 新しい住民自治の実現に向けて - 」
の取組状況

平成 25 年度中間振り返り（ 8 月末現在 ）

平成 25 年 10 月
大阪市

はじめに

大阪市では、平成 24 年 7 月に「市政改革プラン - 新しい住民自治の実現に向けて -」を策定し、「ニア・イズ・ベター¹⁾」という考え方のもと、活力ある地域社会づくりとそれを支える区政運営、また、ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営に取り組んでいます。

市政改革プランに基づく取組については、毎年度、年度の間段階において進捗状況を点検し、その結果を当年度の取組、翌年度の運営方針案や予算案に反映する「中間振り返り」を実施することとしています。

このたび、平成 25 年度の市政改革プランに基づく取組について実施した「中間振り返り」の内容を、平成 25 年度中間期（8 月末現在）の取組状況としてとりまとめました。

とりまとめにあたっては、区・局運営方針の中間振り返りとの重複を避ける観点から、各区・各局の運営方針に盛り込まれている取組については既に公表されている各運営方針の中間振り返りを参照していただくことを基本とし、取組を見直す項目や各運営方針に盛り込まれていない項目について「平成 25 年 4 月から 8 月までの取組実績」、「成果の実現に向けた課題と方向性」を明らかにしています。

また、平成 25 年度の市政改革プランに基づく取組のうち、平成 25 年 6 月に公表した『「市政改革プラン」の進捗状況（平成 24 年度末現在）』において成果目標の達成状況が「必ずしも順調ではない」と評価された項目に係る取組については、特に厳格に進捗管理をしていく必要があることから、これらの項目の取組実績等をまとめて再掲載することとしています。

今後、今回の「中間振り返り」の結果を踏まえ、PDCA サイクル²⁾を回しながら、引き続き、着実にかつスピード感を持って市政改革を推進してまいります。

(1) ニア・イズ・ベター

住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方です。

(2) PDCA サイクル

施策・事業に必要な要素である企画(Plan)、運営(Do)、評価(Check)、改善(Action)を一貫した流れのものとしてとらえ、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法です。

目 次

第 1 取組所管

| | |
|--------|---|
| 取組所管一覧 | 1 |
|--------|---|

第 2 区役所の取組

平成 25 年度の取組状況

() 個別項目ごとの各区の取組状況一覧

| | |
|-------|----|
| 全区の概要 | 13 |
|-------|----|

| | |
|---------|----|
| 各区ごとの内訳 | 20 |
|---------|----|

| | |
|--|----|
| () 平成 25 年度の取組実績を踏まえ取組を見直す必要があるとされている項目 | 27 |
|--|----|

| | |
|-------------------|----|
| () 取組が実施されていない項目 | 31 |
|-------------------|----|

| | |
|-----------------------------------|----|
| () 平成 25 年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | 37 |
|-----------------------------------|----|

| | |
|--|----|
| 「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目（平成 24 年度末現在）の取組状況 | 57 |
|--|----|

第 3 局・室の取組

平成 25 年度の取組状況

| | |
|-----------------------|----|
| () 個別項目ごとの局・室の取組状況一覧 | 75 |
|-----------------------|----|

| | |
|-------------------------------------|----|
| () 平成 25 年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | 87 |
|-------------------------------------|----|

| | |
|--|----|
| 「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目（平成 24 年度末現在）の取組状況 | 91 |
|--|----|

第 1 取組所管

取組所管一覧

1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり

| 取組 | 取組内容 | 取組所管 |
|--------------------------------|--|------|
| (1) 豊かなコミュニティづくり | | |
| | さまざまな機会を通じて、あらゆる世代に対し、「つながり」や「きずな」の大切さを啓発する。 | 区 |
| | 区役所において、つながりづくりに向けたさまざまなイベントや活動に関する情報を収集し、若い世代やマンション住民をはじめあらゆる世代に対して、ツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)なども含めた多様な媒体を適正かつ効果的に活用して発信し、参加を呼びかけるとともに、イベントや活動の主催者に対し、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信や参加の呼びかけについてのノウハウの提供などの支援を行う。 | 区 |
| | 市の財政的支援などを受けて行われる地域のイベントや活動については、主催者等と協力して、参加者同士、運営スタッフと参加者、運営スタッフ同士のつながりが広がるようさまざまな工夫をこらすとともに、その効果(地域住民同士のつながりの拡大)を測るためのアンケート等を実施する。 | 区 |
| (2)ア 地域団体の活動の活性化の支援 | | |
| | 「市レベルや区レベルの地域団体の連合体への画一的な活動の依頼と連合体の運営支援」から「地域レベルの団体の地域の実情に即した活動の支援」に転換するという観点から、市レベルや区レベルの地域団体の連合体への支援について、その必要性を精査し、新たな支援の仕組みを構築する。 | 局・室 |
| ア | 他都市や他の地域の先進的な取組の紹介、地域団体の活動の活性化や団体間での連携・協働などについてのファシリテーションを行う人材の派遣、こうしたファシリテーション能力を持つ地域の人材の育成などを行う中間支援組織の紹介などを通じて地域団体の自主的な活動を促進する。 | 区 |
| イ | 地域団体に交付した公金の用途をホームページ等多様な媒体を用いて公表するとともに、公表している旨を地域に積極的に発信する。 | 区 |
| ウ | 若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりが薄かった人たちなど幅広い人たちの地域団体の活動に対する理解と活動への参画に向けて、より一層の民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の確保が重要であることを地域団体に対して啓発するとともに、これらに取り組む地域団体については、団体の組織や会計の運営についての助言などを行う中間支援組織などのアドバイザーの紹介などを通じて支援する。 | 区 |
| (2)イ 地域活動の担い手の拡大への支援 | | |
| | 若い世代、現役世代、団塊の世代、マンション住民、地域の企業等に対して、地域社会の課題への対応など地域のまちづくりに向けた活動の必要性や重要性を啓発し、活動への参加を促す。 | 区 |
| | 地域活動に関心のある人たちや市で実施した地域活動の担い手としての養成講座等を受講しながらこれまで地域活動に関わりの薄かった人たちに関する情報と地域において求められている活動に関する情報を収集して活動のテーマごとに集約し、本人の了解を得て地域に提供する。 | 区 |
| | 活動テーマごとに、市の担い手養成講座等を修了した人たち、地域活動に関心のある人たち、地域で活動している人たちが意見交換や話し合いなどの交流をする場を設け、地域において求められている活動に関する情報を提供するとともに、そうした場に中間支援組織からファシリテーション能力を持つ人材を派遣してもらうなど、人材とニーズのマッチングを促進する。 | 区 |
| (3)ア 多様な主体のネットワーク拡充への支援 | | |
| | 地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体に関する情報について、テーマごとに集約し広く発信するとともに、活動主体の側からも自由に情報を提供することができる仕組みを構築し、運営する。 | 区 |
| | 地域の課題やテーマごとに、地域団体やNPO、企業などさまざまな活動主体が連携・協働に向けて意見交換や話し合いなどの交流の場を提供するとともに、中間支援組織の活用も図りながら活動主体間の連携・協働をコーディネートする仕組みを構築し、運営する。 | 区 |
| (3)イ 地域公共人材の充実への支援 | | |
| | 教育研究機関、NPO等と連携して、地域活動に取り組んでいる人たちに対する「地域公共人材」に関する研修を企画し、実施する。 | 局・室 |
| | 地域活動に取り組んでいる人たち等に対し、「地域公共人材」の意義・役割等について説明・啓発する。 | 局・室 |
| | 「地域公共人材」に関する情報を収集し、地域の要請に応じて派遣する仕組みを構築し、運営する。 | 局・室 |
| | から までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | 区 |

| 取組 | 取組内容 | 取組所管 |
|--|--|------|
| (4)ア 地域活動協議会の形成に向けた支援 | | |
| | 地域活動協議会に対する支援の仕組みを構築し、運営する。 | 局・室 |
| ア | 地域活動協議会の形成に取り組む地域を支援する。 | 区 |
| イ | 地域活動協議会を運営している地域に対して同協議会へのさまざまな活動主体の参画を促進する。 | 区 |
| ウ | 地域活動協議会に対し、より民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の向上、権利能力の取得による財産管理の適正化、社会的信用の向上などの法人格取得の意義を説明するとともに、法人格の取得をめざす取組を支援する。 | 区 |
| (4)イ 活動内容を限定しない柔軟な財政的支援 | | |
| | 地域活動協議会のもとで行われる地域活動に対する財政的支援について、活動内容を限定せずに具体的な活動内容については地域活動協議会の選択に委ねるとともに、その成果を検証しながらより高めていってもらえる仕組みを構築し、運営する。 | 局・室 |
| (5)ア 多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援 | | |
| | コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスについて、その意義やメリット、具体的な事例を区役所職員や市民に紹介し、その理解を深める。 | 局・室 |
| | コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスに関する情報、現在行われている市民活動に関する情報、地域で求められている活動に関する情報を収集し、課題やテーマごとに整理し、地域に提供するとともに、マッチングや起業に向けた支援などのコーディネートを行う仕組みを構築し、運営する。 | 局・室 |
| | コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスに向けた起業、資金調達、事業プランニング、経営などについての研修を実施するとともに、相談体制を整備する。 | 局・室 |
| | から までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | 区 |
| (5)イ 本市の事務事業の社会的ビジネス化 | | |
| | 社会的ビジネス化の対象となる事務事業の洗い出しを行い、それぞれの事務事業について担い手の条件等を整理する。 | 局・室 |
| | 協働型事業委託のガイドラインを策定する。 | 局・室 |
| | 社会的ビジネス化の対象となる事務事業について、公募などにより担い手とのマッチングを行う。 | 局・室 |
| | から までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | 区 |
| (6) 中間支援組織の活用 | | |
| | 市として中間支援組織を活用して行う市民活動団体への支援の内容(委託内容)と市民活動団体が自ら中間支援組織を活用すべき事項を整理し、市民活動団体に明らかにする。 | 局・室 |
| | 市民活動団体の中間支援組織の意義や役割についての理解を深めるとともに、地域において主体的に中間支援組織を活用できるようさまざまな中間支援組織に関する情報を収集し、得意分野・専門分野ごとに整理し、地域に提供する。 | 局・室 |
| | 市として、中間支援組織を活用するにあたっては、民間の専門的な知識やノウハウを幅広く活かす観点から、公募により地域にとって最も適切な事業者を選定する。 | 局・室 |
| | 区役所庁舎の提供など中間支援組織との連携のあり方について整理する。 | 局・室 |
| | から までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | 区 |

2 自律した自治体型の区政運営

| 取組 | 取組内容 | 取組所管 |
|--|--|------|
| (1)ア 基礎自治に関する施策・事業の決定権に関する局長から区長への移譲と局の区長の補助組織化 | | |
| | 区の区域内の基礎自治に関する施策や事業を区長の所管とし、区長の判断と責任のもとで意思決定する。 | 局・室 |
| | 区の区域内の基礎自治に関する施策や事業に係る歳出予算の編成を区長が行う仕組みを構築し、運営する。 | 局・室 |
| | 及び の取組について、検証と改善を行う。 | 局・室 |
| (1)イ 区間調整の仕組みづくり | | |
| | 複数の区の区域にまたがる施策や事業について、関係局の参画のもと区長の間での連携や調整を図りながら実施する。 | 局・室 |
| | の取組について、検証と改善を行う。 | 局・室 |
| (1)ウ 公募区長による個性あふれる区政運営 | | |
| | 区長を公募し、選任する。 | 局・室 |
| | これまで局により画一的に行われてきた、区に 関わる施策・事業について、公募区長が、自らの権限と責任に基づき、区独自のルール策定など、地域実情や特性に応じた施策・事業を実施する。 | 区 |
| | 公募区長が、区の広報紙や区のホームページへのメッセージの掲載など、自らに対する区民の認知度を高めるための取組を推進する。 | 区 |
| (2)ア 多様な区民の意見やニーズを区政に反映することのできる仕組みづくり | | |
| | 区長において各区の地域実情や特性に応じた効果的な仕組みを構築し、運営する。 | 区 |
| | で構築した仕組みについて、区民に広く情報発信するとともに、各区長の間で情報共有し改善につなげていく。 | 区 |
| (2)イ 区民が区政運営に参画する仕組みづくり | | |
| | 区長において各区の地域実情や特性に応じた効果的な仕組みを構築し、運営する。 | 区 |
| | で構築した仕組みについて、区民に広く情報発信するとともに、各区長の間で情報共有し改善につなげていく。 | 区 |
| | 区長による区政運営を評価する機関について、条例設置等議会の関与のあり方について検討する。 | 局・室 |
| (3)ア 積極的な情報発信等による地域活動支援 | | |
| | 「1 大きな公共を支える地域社会づくり」の②から④まで及び⑥において、各区役所において区運営方針にそれぞれの区の実情に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進することとされている取組と同じ。 | 区 |
| (3)イ 各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制の構築 | | |
| | 収集・把握した地域活動に関する情報を区役所内で 共有し、校区等地域ごとに区役所内の各課・各担当を 越えて一体的・総合的に地域活動を支援する。 | 区 |
| | 中間支援組織とも連携しながら、校区等地域ごとに当該地域の実情に通じた地域公共人材を育成する。 | 区 |
| (4) 区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり | | |
| | 各区役所において、区役所が備えるべきインターフェイス機能について整理するとともに、所管局に着実に引き継がれ所管局において適切に対応する仕組みを構築し、運営する。 | 区 |
| | 区長会議において区役所として総合的に対処すべき危機事象を整理したうえで、各区役所において、それぞれの区の地域実情や特性に即して、地域防災計画など危機事象ごとの計画やマニュアルを作成するとともに、訓練などを通じて、区民に周知する。 | 区 |
| (5) 区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営 | | |
| | 区長会議において、区役所の来庁者への案内サービスの更なる向上を図るための取組を取りまとめ、可能なものから順次実施する。 | 局・室 |
| | コンビニエンスストア等での証明書発行を実施するとともに、発行に必要なカードの普及策を推進する。 | 局・室 |
| | 民間委託が可能な窓口業務をとりまとめて委託化計画を策定し、計画に基づき順次委託する。 | 局・室 |
| | 庶務関係業務やバックオフィス業務等について共同処理実施計画を策定し、計画に基づき順次実施する。 | 局・室 |

| 取組 | 取組内容 | 取組所管 |
|-----------------------------------|--|------|
| (6) 区役所の体制整備と区長による自主的な組織運営 | | |
| | 副区長の専任化や企画調整機能を担う総務部門の強化など必要な区役所の体制整備を進める。 | 局・室 |
| | 補助組織である局を含めた円滑な組織運営ができるよう、新たな人事評価制度において、評価者が局長の評価をする際に、区長の意見を聴く仕組みを構築する。 | 局・室 |
| | 市全体としての行政資源の適正な配分の観点から各区役所に配分された人員・職(ポスト)の枠内においては、区長の裁量により、課の新設・改廃、課制から担当制への変更、職(ポスト)の名称や事務分担の変更などの組織編成や人事異動が行えるようにする。 | 局・室 |
| (7) 行政区のブロック化と円滑な組織運営 | | |
| | 具体的なブロックの区割りの考え方について区長会議において検討し、複数の案を作成する。 | 局・室 |
| | ブロック単位での行政運営の仕組みを構築する。 | 局・室 |
| | ブロックの区割りを決めた後、必要な組織体制を整備し、ブロック単位で行政運営を行うとともに、課題の検証と改善を行う。 | 局・室 |

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

| 取組 | 取組内容 | 取組所管 |
|----------------------------------|---|------|
| (1)ア(ア) 広告事業の拡充 | | |
| | 施設を活用した広告、ネーミングライツなど媒体別の行動計画を策定し、計画に基づく取組を推進する。 | 局・室 |
| | ネーミングライツの活用を促進するため、事務マニュアルを改訂する。 | 局・室 |
| | 屋外広告の拡充に向けて屋外広告物の規制の見直しを行う。 | 局・室 |
| | 民間のノウハウやアイデアを取り入れるため「企画競争方式」を積極的に活用するとともに、区役所間の連携やエリアマネジメントなどによる戦略的な広告事業を展開する。 | 局・室 |
| (1)ア(イ) 未利用地の有効活用等 | | |
| | 未利用地について、周辺のまちづくりに寄与する観点にも留意しつつ、可能な限り売却予定時期を明らかにして計画的に売却を進める。 また、売却が困難な土地や売却・事業化に相当な期間を要する土地については暫定的な利用として貸付け等による有効活用を推進する。 | 局・室 |
| | 区長による未利用地の有効活用や売却についてのインセンティブの拡充を検討する。 | 局・室 |
| (1)ア(ウ) 自動販売機等に係る契約手法の見直し | | |
| | 直営施設への自動販売機、売店及び食堂の設置について、原則公募による契約を徹底する。 | 局・室 |
| | 指定管理者が管理している施設への自動販売機、売店及び食堂の設置に係る競争性のない随意契約を見直す。 | 局・室 |
| | 就労の機会の確保を目的とする福祉団体等に対する売店等の使用許可について、就労実態のないものの使用許可を見直し、競争性を確保する。 | 局・室 |
| (1)ア(エ) 市民利用施設の使用料の適正化 | | |
| | 市民利用施設の使用料について、 ・当該施設の利用により提供されるサービスが日常生活の上で必需かどうか（必需性） ・民間でも提供されているものかどうか（市場性） といった施設の特長や市外居住者の負担のあり方の観点から、当該施設に係る人件費も含めたフルコストをベースに、受益と負担の適正化に向けて点検・精査し、必要に応じて改定する。 | 局・室 |
| (1)ア(オ) 未収金対策の強化 | | |
| | 支払能力がある滞納債務者に対する差押えなどの法的措置を徹底するため、債権別の行動計画を策定し、同計画に基づく取組を推進する。 | 局・室 |
| | より効果的・効率的な徴収及び滞納整理に向けて、現在の徴収体制の集約化を図る。 | 局・室 |
| | 債権の適切な管理と責任の明確化を図る「(仮称)債権管理条例」を制定する。 | 局・室 |
| (2)ア(ア) 庁舎・事務所の維持管理費 | | |
| | 本庁舎の設備改修にあたり、最も省エネルギー効果が優れた機器（トッランナー）を採用する。 | 局・室 |
| | 本庁舎において事務室や共用部の照明灯の間引きやLED化、空調運転の短縮などを引き続き実施することにより、庁舎等の維持管理費の削減を図る。 | 局・室 |
| | 都市整備局ファシリティマネジメント課において、施設管理者が日常的な維持管理の中で自ら実践可能な、経費をかけずに節約できる手法を庁内ポータルにより紹介し、全市的に共有するとともに、各施設における取組のチェックや指導・助言を行う。 | 局・室 |
| (2)ア(イ) IT経費 | | |
| | 総務局IT統括課が情報システムの企画、開発、予算要求、発注等において、チェックや指導・助言を継続して行い、市販のパッケージシステム等を使ったシステム、複数年契約や総合評価一般競争入札方式の活用を進め、システムへの投資の適正化とIT関連予算の抑制を図る。 | 局・室 |
| | 基幹系システムに共通する仕組み（統合基盤）を開発して、システム機器や機能を共有化するとともに、税・住民基本台帳や総合福祉システム等の再構築を行い、システムを改善することにより、システム運用に係る経常経費の圧縮を図る。 | 局・室 |

| 取組 | 取組内容 | 取組所管 |
|-------------------------------------|---|------|
| (2)イ 印刷費、物品購入費 | | |
| | 広報印刷物作成経費の見直し 「広報事務の推進に関する要綱」を制定し、広報に関してPDCAサイクルの徹底を図ることにより、目的やターゲット、経費等の面から点検・精査を行う。 | 局・室 |
| | 物品購入費の削減 全庁的に共通して大量に使用する物品について、引き続き統括用品として市販品を集中購買し、必要部署へ直送することにより、安価で安定した供給及び各所属の契約事務の軽減に寄与する。 | 局・室 |
| | 定期刊行物の削減 購入の必要性、成果等について定期的に検証し、その結果を公表することにより、購入経費の削減を図る。 | 局・室 |
| (3)ア 運営補助の見直し | | |
| | 団体運営補助については、原則廃止し、必要があれば事業補助に転換する。 | 局・室 |
| (3)イ 市税及び使用料等の減免措置の見直し | | |
| | 市税に係る減免措置及び不動産の使用料等の減免措置について、減免（財政的支援）の目的と減免額（支援額）を公表する。 | 局・室 |
| | 減免（財政的支援）の必要性を再点検するとともに、その効果を検証し、 ・市税の減免については廃止を原則に見直す。 ・不動産の使用料等については減免の廃止や最適化を図る。 | 局・室 |
| (3)ウ 外郭団体との競争性のない随意契約の見直し | | |
| | 「外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しについて」（平成24年7月 市改革プロジェクトチームとりまとめ）に基づき見直しを行う。 その取組を進める中で、競争性のない随意契約が継続される場合は、その具体的な理由等を検証し、その結果を公表する。 | 局・室 |
| (4)ア 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築 | | |
| | 市改革プロジェクトチームにおいて、平成23年度予算における一般会計の一般財源ベースで1億円以上の施策や事業（一般会計予算における税等ベースで約4,700億円：全体額の約93%）について、「点検・精査の視点」及び別冊3頁の「施策・事業の水準等についての基本的な考え方」に基づき、別冊5頁～116頁のとおり見直す。 | 局・室 |
| | の取組の対象となっていない施策・事業のうち、別冊117頁に記載しているものについては、各所属において、「点検・精査の視点」及び別冊3頁の「施策・事業の水準等についての基本的な考え方」に基づき、別冊117頁のとおり見直す。 | 局・室 |
| | の取組の対象となっていない施策・事業のうち、別冊117頁に記載しているもの以外のものについても、各所属において、引き続き見直しを進め、取組内容を公表する。 | 局・室 |
| (4)イ 補助金等の見直し | | |
| | 団体運営補助及び施設運営補助等について、「補助金等の見直し調整方針」に基づき別冊119頁～129頁のとおり見直す。 | 局・室 |
| | の取組の対象となっていない補助金等について、引き続き個別精査を進め、取組内容を公表する。 | 局・室 |
| (4)ウ 指定管理者制度の見直し | | |
| | 指定管理者の選定のガイドラインについて、次の改正を行い、改正ガイドラインに基づく選定を実施する。 ・選定時の審査における具体的選定項目及び配点について、より経済性を重視した配点に変更する。 ・多数の事業者が応募できるように、公募条件等の工夫を行う。 ・選定委員会の委員の選定を各所属で行うのではなく、統括部局で一括して実施する。 | 局・室 |
| (4)エ 幼稚園・保育所の民営化 | | |
| | 区長において、施設や地域の状況を精査したうえで、休廃止も視野に入れながら、幼稚園については、民間移管を推進し、保育所については、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進する。 | 局・室 |

| 取組 | 取組内容 | 取組所管 |
|--------------------------|---|------|
| (5) 公共事業の見直し | | |
| | 道路、公園・緑地の都市計画、及び治水対策の見直し 長期にわたって事業に未着手となっている道路、公園・緑地の都市計画について、将来の必要性などを再検討し、廃止も含めた見直しを行う。 大阪府の河川整備計画の見直し（今後概ね30年間でめざすべき河川整備水準の目標を設定）に対応して、同計画に基づく本市の河川事業を見直す。 | 局・室 |
| | 維持管理計画の策定 引き続き、都市基盤施設ごとに予防保全の観点重視した維持管理計画を策定する。 | 局・室 |
| (6) 市民利用施設のあり方の検討 | | |
| | 局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設（別冊134頁、136頁～140頁） 対象施設ごとに見直しの内容及び時期を明らかにした実施計画を策定し、同計画に基づき見直しを行う。 | 局・室 |
| | 区長が区の特性に応じて検討する施設（別冊135頁、141頁、142頁） 区長会議において、市改革プロジェクトチームから提供された区内の対象施設ごとの規模、建設年度、運営経費、利用状況、設置場所等のデータに基づき、複数の区からなる8～9のブロックごとに必要となる施設についての検討を進める。 | 局・室 |
| | 体育館、大阪プール、文化施設等（別冊135頁、142頁） 府市統合本部で示された方向性に基づいて取組を進める。 | 局・室 |
| (7) 外郭団体の必要性の精査 | | |
| | 団体ごとの見直しの方向性については、「外郭団体見直しの方向性について」（平成24年7月 市改革プロジェクトチームとりまとめ）に基づき見直しを進める。 | 局・室 |
| | 外郭団体などに対する本市の関与を明確にし、適正な監理を図るため、「(仮称)外郭団体等への関与事項等を定める条例」を制定する。 | 局・室 |
| (8) ア 人事制度改革 | | |
| | 経営形態の変更、施策事業の再構築などにより、職員数約1万9,000人をめざす。 | 局・室 |
| | 社会人経験者採用の拡大を図るとともに、区長をはじめ幹部職員の公募を行う。 | 局・室 |
| | 職員採用試験について、エントリーシート方式を導入するとともに、優秀な人材を確保するため試験実施の早期化を行う。 | 局・室 |
| | 大阪府との間で職員採用の一元化と人事交流の拡大を行う。 | 局・室 |
| | 大阪市職員基本条例に基づき適正な人事管理を行う。 | 局・室 |
| | 人事評価制度の一層の透明性の向上、管理職登用に当たっての外部評価の導入など昇任制度の改善、休暇制度の見直しを行う。 | 局・室 |
| (8) イ 給与制度改革 | | |
| | 幹部職員の給与について定額制を導入する。 | 局・室 |
| | 給料表の級間の給料月額を重なりを縮減する。 | 局・室 |
| | 住居手当や旅費制度の見直しを行う。 | 局・室 |
| | 技能労務職員や保育士等の給与の、民間の同種又は類似業務従事者との均衡を図る観点からの見直しを行う。 | 局・室 |

| 取組 | 取組内容 | 取組所管 |
|------------------------------------|---|------|
| (9)ア 改革を担う職員づくり | | |
| | 各区長が、職員の主体的な参画のもと、改革を担う自律的な「職員づくり」や「人材マネジメント」に関する基本方針を定めるための基本的な考え方をとりまとめるとともに仕組みを構築する。 | 区 |
| | 各区長において、職員人材開発センターも活用して具体的な取組を盛り込んだ各区基本方針を策定し、各取組を実施する。 | 区 |
| | 「区長の補助組織」となる局の職員に対し、区民と共に基礎自治行政を担うという意識を啓発するため、担当する区を決め、その区域内の社会貢献活動への自主参加や各種セミナーの参加などを促し、職員の適正な評価や組織風土の改善につなげる。 | 区 |
| | 海外研修の活性化と拡充を図る。 | 局・室 |
| | 提案・改善制度及び職員表彰制度の周知の強化と活性化を図る。 | 局・室 |
| | 管理職公募の拡充、F A制度の導入など庁内公募の充実を図る。 | 局・室 |
| | コーディネート力向上等の研修を実施するとともに、区役所職員の企画力等強化のための研修を実施する。 | 局・室 |
| | ポジティブ・アプローチ手法等の活用に向けた研修を実施するとともに各所属での活用を促進する。 | 局・室 |
| (9)イ 改革を支える人材マネジメントの推進 | | |
| | 各区長が、職員の主体的な参画のもと、改革を担う自律的な「職員づくり」や「人材マネジメント」に関する基本方針を定めるための基本的な考え方をとりまとめるとともに仕組みを構築する。 | 区 |
| | 各区長において、職員の士気や組織パフォーマンスの向上に向け、基礎自治体を担う職員像の創造、職員の適正な評価や組織風土の改善等、人材マネジメントに係る具体的な取組を盛り込んだ各区基本方針を策定し、各取組を実施する。 | 区 |
| | 各所属の「人材育成行動宣言」を実効あるものとなるよう充実させる。 | 局・室 |
| | 風通しの良い職場づくりのため、元気アップ運動の活性化を支援するなど、職員の意識改革や職場風土改革を推進する。 | 局・室 |
| | 職員の能力・実績を適正に評価できる新たな人事評価制度を構築する。 | 局・室 |
| | ポジティブ・アプローチ手法を活用し、事業運営のマネジメントにおいて職員間の対話を促進させる。 | 局・室 |
| (10)ア 説明責任と透明性の確保 ～オープン市役所～ | | |
| | 「施策プロセス」の見える化 市政運営の透明性の確保を図るため、実施している施策について、その発端から決定・実行までのプロセスを明らかにする。 | 局・室 |
| | 「市民の声」の見える化 市民の市政への理解や関心を高め、市民ニーズに合った施策展開をより一層充実させるため、従前から実施している「市民の声」の公表を全件に拡大する。 | 局・室 |
| | 予算編成過程の公表 予算編成を進めるにあたって、市民に対する説明責任を果たすため、その編成過程の情報を公表する。 | 局・室 |
| | 公金支出情報の公表 予算の使途を明確にするため「公金支出情報」を公表する。 | 局・室 |
| (10)イ 効果的な情報発信 | | |
| | 広報の一元化 各所属の広報を一元化し、経費面での効率性を高めるとともに、市民へよりの確に情報を届ける。 ・市長会見用バックボードを活用した情報発信 ・広報印刷物の電子化、新たな広報ツールの検討、活用 ・広報に関するP D C Aサイクルの徹底など | 局・室 |
| | 区役所の情報発信機能の強化 ・市政だよりの廃止と区広報紙の充実 ・区ホームページの情報発信機能の強化 ・区役所を中心とする広報人材の育成と体制の強化 | 局・室 |

| 取組 | 取組内容 | 取組所管 |
|---------------------------------------|--|------|
| (10)ウ 業務フローの最適化 | | |
| | 毎年度、モデルとなる区役所を選定して、20項目程度の検討対象業務を抽出し、各区役所及び関係局の意向を踏まえて最適化案を作成し、実施する。 | 局・室 |
| | 各区役所において自律的に事例研究を行って業務改善が実施されるよう、の取組を通じて蓄積した最適化の事例やノウハウについて、庁内ポータルへの掲載等により全庁での共有化を図るとともに、最適化に関する職員研修を実施する。 | 局・室 |
| (10)エ 事業コストの「見える化」～フルコスト管理～ | | |
| | 発生主義・複式簿記、日々仕訳方式に対応するためのシステムを構築する。 | 局・室 |
| | 発生主義・複式簿記に関する基礎知識やコスト意識向上のための研修・説明会を実施する。 | 局・室 |
| | フルコスト情報等を事業撤退の判断や受益と負担の明確化など、マネジメントの取組に活用する方策を策定し、実施する。 | 局・室 |
| (10)オ コンプライアンスの確保 | | |
| | 公正職務審査委員会等の体制強化により公益通報の迅速な処理を行うほか、内部監察において実施調査を行うなど、制度の実効性の向上に取り組む。 | 局・室 |
| | コンプライアンスに係る情報共有を進めるとともに、公益通報制度や内部監察制度、リーガルサポーターズ制度、コンプライアンス相談制度等の各種制度の適切な運用を図る。 | 局・室 |
| | 服務規律確保を徹底するため、「服務規律刷新プロジェクトチーム」のもと、服務規律確保のルールづくり、再発防止策の検討及び実施など、厳格化の取組強化を図る。 | 局・室 |
| (11) 機能不全を起こしている社会・行政システムの改革提言 | | |
| | 機能不全を起こしている国の社会・行政システムを抽出して対応策を整理・検討し、現行制度の範囲で対応できる方策を提案・実施することにより社会・行政システムの問題点を広く提起する。 | 局・室 |
| | 根本的なシステム改革について、あらゆる機会を捉えて、国の制度・施策に関する提案・要望活動を行う。 | 局・室 |
| | 提案・要望に対する国の対応を踏まえ、更なる改善に向けた取組を推進する。 | 局・室 |

4 PDCAサイクルの徹底

| 取組 | 取組内容 | 取組所管 |
|----|--|------|
| | 自己評価・内部評価に加え、戦略会議、外部有識者による評価を活用したマネジメントサイクルを推進する。 | 局・室 |
| | 施策目的の達成度が客観的・定量的に測定できるよう成果の目標を可能な限り数値化する。 | 局・室 |
| | 施策目的の達成度の測定のための新たな調査手段として「インターネット・アンケート・システム」を導入する。 | 局・室 |
| | 事業の実施にあたり裁量の余地のない事業以外の事業について、事業による施策目的の達成度や事業の実績に応じて当該事業の廃止や再構築を行うことをルール化する。 | 局・室 |

第2 区役所の取組

平成25年度の取組状況

() 個別項目ごとの各区の取組状況一覧

【区役所】

本資料の説明

() 個別項目ごとの各区の取組状況一覧

全区の概要(13 頁～18 頁)

区役所の取組(市政改革プランのアクションプラン編の各取組のうち区役所において取り組む項目をいいます。)について、区役所全体を総括した点検結果を一覧表で次頁以降に示しています。

この一覧表の参照先欄には、各取組の取組実績及び課題・課題対応の方向性等を参照する場合の参照先を記載しています。

各区ごとの内訳(20 頁～25 頁)

「区役所の取組」について、各区ごとの点検結果及び各取組に相当する区運営方針の具体的な取組の番号を一覧表で 20 頁以降に示しています。

例えば、北区の欄の「1 - 1 - 1」とあるのは、平成 25 年度北区運営方針の具体的な取組 1 - 1 - 1 を示しており、この取組の取組実績及び課題・課題対応の方向性等については、大阪市ホームページの運営方針の中間振り返りシートのページの北区運営方針の中間振り返りシートをご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000240045.html>

【点検結果の区分について】

- A : 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。
- (A) : A のうち運営方針に盛り込まれていない取組
- B : 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。
- (B) : B のうち運営方針に盛り込まれていない取組
- C : 取組が実施されていない。

区役所の取組については、市政改革プランのアクションプラン編において「区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する」とされていることから、「区運営方針に盛り込まれているかどうか」「取組を見直す必要があるとされているかどうか」を点検の視点としています。

全区の概要

1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|-----------------------------|---|--|---|----|
| (1) 豊かなコミュニティづくり | | | | |
| | さまざまな機会を通じて、あらゆる世代に対し、「つながり」や「きずな」の大切さを啓発する。 | A : 17区 (A) : 7区 B : 0区 (B) : 0区 C : 0区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | 区役所において、つながりづくりに向けたさまざまなイベントや活動に関する情報を収集し、若い世代やマンション住民をはじめあらゆる世代に対して、ツイッター等のソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)なども含めた多様な媒体を適正かつ効果的に活用して発信し、参加を呼びかけるとともに、イベントや活動の主催者に対し、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信や参加の呼びかけについてのノウハウの提供などの支援を行う。 | A : 15区 (A) : 9区 B : 0区 (B) : 0区 C : 0区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | 市の財政的支援などを受けて行われる地域のイベントや活動については、主催者等と協力して、参加者同士、運営スタッフと参加者、運営スタッフ同士のつながりが広がるようさまざまな工夫をこらすとともに、その効果(地域住民同士のつながりの拡大)を測るためのアンケート等を実施する。 | A : 13区 (A) : 11区 B : 0区 (B) : 0区 C : 0区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| (2)ア 地域団体の活動の活性化の支援 | | | | |
| ア | 他都市や他の地域の先進的な取組の紹介、地域団体の活動の活性化や団体間での連携・協働などについてのファシリテーションを行う人材の派遣、こうしたファシリテーション能力を持つ地域の人材の育成などを行う中間支援組織の紹介などを通じて地域団体の自主的な活動を促進する。 | A : 14区 (A) : 10区 B : 0区 (B) : 0区 C : 0区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| イ | 地域団体に交付した公金の使途をホームページ等多様な媒体を用いて公表するとともに、公表している旨を地域に積極的に発信する。 | A : 15区 (A) : 8区 B : 0区 (B) : 0区 C : 1区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 ()取組が実施されていない項目 | |
| ウ | 若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりが薄かった人たちなど幅広い人たちの地域団体の活動に対する理解と活動への参画に向けて、より一層の民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の確保が重要であることを地域団体に対して啓発するとともに、これらに取り組む地域団体については、団体の組織や会計の運営についての助言などを行う中間支援組織などのアドバイザーの紹介などを通じて支援する。 | A : 16区 (A) : 8区 B : 0区 (B) : 0区 C : 0区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| (2)イ 地域活動の担い手の拡大への支援 | | | | |
| | 若い世代、現役世代、団塊の世代、マンション住民、地域の企業等に対して、地域社会の課題への対応など地域のまちづくりに向けた活動の必要性や重要性を啓発し、活動への参加を促す。 | A : 18区 (A) : 5区 B : 1区 (B) : 0区 C : 0区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 ()平成25年度の取組実績を踏まえ取組を見直す必要があるとされている項目 | |

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|--------------------------------|---|---|---|---------------|
| | 地域活動に関心のある人たちが市で実施した地域活動の担い手としての養成講座等を受講しながらこれまで地域活動に関わりの薄かった人たちにに関する情報と地域において求められている活動に関する情報を収集して活動のテーマごとに集約し、本人の了解を得て地域に提供する。 | A : 8区 (A) : 10区 B : 0区 (B) : 0区 C : 6区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 ()取組が実施されていない項目 | |
| | 活動テーマごとに、市の担い手養成講座等を修了した人たちが、地域活動に関心のある人たちが、地域で活動している人たちが意見交換や話し合いなどの交流をする場を設け、地域において求められている活動に関する情報を提供するとともに、そうした場に中間支援組織からファシリテーション能力を持つ人材を派遣してもらうなど、人材とニーズのマッチングを促進する。 | A : 15区 (A) : 8区 B : 0区 (B) : 0区 C : 1区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 ()取組が実施されていない項目 | |
| (3)ア 多様な主体のネットワーク拡充への支援 | | | | |
| | 地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体に関する情報について、テーマごとに集約し広く発信するとともに、活動主体の側からも自由に情報を提供することができる仕組みを構築し、運営する。 | A : 14区 (A) : 8区 B : 0区 (B) : 0区 C : 2区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 ()取組が実施されていない項目 | |
| | 地域の課題やテーマごとに、地域団体やNPO、企業などさまざまな活動主体が連携・協働に向けて意見交換や話し合いなどの交流の場を提供するとともに、中間支援組織の活用も図りながら活動主体間の連携・協働をコーディネートする仕組みを構築し、運営する。 | A : 18区 (A) : 5区 B : 0区 (B) : 0区 C : 1区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 ()取組が実施されていない項目 | |
| (3)イ 地域公共人材の充実への支援 | | | | |
| | から までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | A : 13区 (A) : 8区 B : 1区 (B) : 0区 C : 2区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 ()平成25年度の取組実績を踏まえ取組を見直す必要があるとされている項目 ()取組が実施されていない項目 | |
| (4)ア 地域活動協議会の形成に向けた支援 | | | | |
| ア | 地域活動協議会の形成に取り組む地域を支援する。 | A : 6区 (A) : 2区 B : 0区 (B) : 0区 C : 0区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | 【取組は実施済み：16区】 |
| イ | 地域活動協議会を運営している地域に対して同協議会へのさまざまな活動主体の参画を促進する。 | A : 15区 (A) : 9区 B : 0区 (B) : 0区 C : 0区 | 各区運営方針 ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|--|--|----------|---------------------------------------|----|
| ウ | 地域活動協議会に対し、より民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の向上、権利能力の取得による財産管理の適正化、社会的信用の向上などの法人格取得の意義を説明するとともに、法人格の取得をめざす取組を支援する。 | A : 16区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 7区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 0区 | ()平成25年度の取組実績を踏まえ取組を見直す必要があるとされている項目 | |
| | | (B) : 1区 | | |
| | | C : 0区 | | |
| (5)ア 多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援 | | | | |
| | から までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | A : 19区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 4区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 0区 | | |
| | | (B) : 0区 | | |
| | | C : 1区 | ()取組が実施されていない項目 | |
| (5)イ 本市の事務事業の社会的ビジネス化 | | | | |
| | から までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | A : 17区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 6区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 0区 | | |
| | | (B) : 0区 | | |
| | | C : 1区 | ()取組が実施されていない項目 | |
| (6) 中間支援組織の活用 | | | | |
| | から までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | A : 17区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 7区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 0区 | | |
| | | (B) : 0区 | | |
| | | C : 0区 | | |

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|--------------------------------------|--|-----------|--------------------------------|----|
| | 中間支援組織とも連携しながら、校区等地域ごとに当該地域の実情に通じた地域公共人材を育成する。 | A : 17区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 6区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 0区 | | |
| | | (B) : 0区 | | |
| | | C : 1区 | ()取組が実施されていない項目 | |
| (4) 区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり | | | | |
| | 各区役所において、区役所が備えるべきインターフェイス機能について整理するとともに、所管局に着実に引き継がれ所管局において適切に対応する仕組みを構築し、運営する。 | A : 13区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 10区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 0区 | | |
| | | (B) : 0区 | | |
| | | C : 1区 | ()取組が実施されていない項目 | |
| | 区長会議において区役所として総合的に対処すべき危機事象を整理したうえで、各区役所において、それぞれの区の地域実情や特性に即して、地域防災計画など危機事象ごとの計画やマニュアルを作成するとともに、訓練などを通じて、区民に周知する。 | A : 23区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 1区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 0区 | | |
| | | (B) : 0区 | | |
| | | C : 0区 | | |

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|-------------------------------|--|-----------|---------------------------------------|----|
| (9)ア 改革を担う職員づくり | | | | |
| | 各区長が、職員の主体的な参画のもと、改革を担う自律的な「職員づくり」や「人材マネジメント」に関する基本方針を定めるための基本的な考え方をとりまとめるとともに仕組みを構築する。 | A : 17区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 6区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 1区 | ()平成25年度の取組実績を踏まえ取組を見直す必要があるとされている項目 | |
| | | (B) : 0区 | | |
| C : 0区 | | | | |
| | 各区長において、職員人材開発センターも活用して具体的な取組を盛り込んだ各区基本方針を策定し、各取組を実施する。 | A : 16区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 8区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 0区 | | |
| | | (B) : 0区 | | |
| C : 0区 | | | | |
| | 「区長の補助組織」となる局の職員に対し、区民と共に基礎自治行政を担うという意識を啓発するため、担当する区を決め、その区域内の社会貢献活動への自主参加や各種セミナーの参加などを促し、職員の適正な評価や組織風土の改善につなげる。 | A : 3区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 11区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 0区 | | |
| | | (B) : 0区 | | |
| C : 10区 | ()取組が実施されていない項目 | | | |
| (9)イ 改革を支える人材マネジメントの推進 | | | | |
| | 各区長が、職員の主体的な参画のもと、改革を担う自律的な「職員づくり」や「人材マネジメント」に関する基本方針を定めるための基本的な考え方をとりまとめるとともに仕組みを構築する。 | A : 17区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 6区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 1区 | ()平成25年度の取組実績を踏まえ取組を見直す必要があるとされている項目 | |
| | | (B) : 0区 | | |
| C : 0区 | | | | |
| | 各区長において、職員の士気や組織パフォーマンスの向上に向け、基礎自治体を担う職員像の創造、職員の適正な評価や組織風土の改善等、人材マネジメントに係る具体的な取組を盛り込んだ各区基本方針を策定し、各取組を実施する。 | A : 16区 | 各区運営方針 | |
| | | (A) : 8区 | ()平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | | B : 0区 | | |
| | | (B) : 0区 | | |
| C : 0区 | | | | |

各区ごとの内訳

1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり

| 項目 | 取組内容 | 北区 | 都島区 | 福島区 | 此花区 | 中央区 | 西区 | 港区 | 大正区 | |
|---------|--------------------------------------|--|--------------|----------------|----------------|----------------|--------------|-------------------------|----------------------------------|-------|
| | | 点検結果 運営方針 | 点検結果 運営方針 | 点検結果 運営方針 | 点検結果 運営方針 | 点検結果 運営方針 | 点検結果 運営方針 | 点検結果 運営方針 | 点検結果 運営方針 | |
| (1) | 豊かなコミュニティづくり | さまざまな機会を通じて、あらゆる世代に対し、「つながり」や「きずな」の大切さを啓発する。 | A | A | A | A | A | A | (A) | |
| | | 区役所において、つながりづくりに向けたさまざまなイベントや活動に関する情報を収集し、若い世代やマンション住民をはじめあらゆる世代に対して、ツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)なども含めた多様な媒体を適正かつ効果的に活用して発信し、参加を呼びかけるとともに、イベントや活動の主権者に対し、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信や参加の呼びかけについてのノウハウの提供などの支援を行う。 | 1-1-1 | 2-1-1 2-2-1 | 3-1-1 | 5-1-1 | 1-1-2 | 1-1-1 1-1-2 2-4-1 | 1-1-1 1-1-2 2-1-1 3-1-3 | |
| | | 市の財政的支援などを受けて行われる地域のイベントや活動については、主催者等と協力して、参加者同士、運営スタッフと参加者、運営スタッフ同士のつながりが広がるようさまざまな工夫をこらすとともに、その効果(地域住民同士のつながりの拡大)を測るためのアンケート等を実施する。 | (A) | (A) | (A) | A | A | (A) | (A) | A |
| (2)-ア | 地域団体の活動の活性化の支援 | 他都市や他の地域の先進的な取組の紹介、地域団体の活動の活性化や団体間での連携・協働などについてのファシリテーションを行う人材の派遣、こうしたファシリテーション能力を持つ地域の人材の育成などを行う中間支援組織の紹介などを通じて地域団体の自主的な活動を促進する。 | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | |
| | | 地域団体に交付した公金の使途をホームページ等多様な媒体を用いて公表するとともに、公表している旨を地域に積極的に発信する。 | A | A | A | A | A | A | (A) | C |
| | | 若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりが薄かった人々など幅広い人たちの地域団体の活動に対する理解と活動への参画に向けて、より一層の民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の確保が重要であることを地域団体に対して啓発するとともに、これらに取り組み地域団体については、団体の組織や会計の運営についての助言などを行う中間支援組織などのアドバイザーの紹介などを通じて支援する。 | 1-1-1 | 2-1-1 | 3-2-1 | 5-1-2 | 3-2-1 | 1-2-1 | | |
| (2)-イ | 地域活動の担い手の拡大への支援 | 若い世代、現役世代、団塊の世代、マンション住民、地域の企業等に対して、地域社会の課題への対応など地域のまちづくりに向けた活動の必要性や重要性を啓発し、活動への参加を促す。 | A | A | (A) | A | A | B | A | |
| | | 地域活動に関心のある人たちが市で実施した地域活動の担い手としての養成講座等を受講しながらこれまで地域活動に関わりの薄かった人々に関する情報と地域において求められている活動に関する情報を収集して活動のテーマごとに集約し、本人の了解を得て地域に提供する。 | 1-1-1 | 2-1-2 | | 4-3-2 5-1-3 | 3-2-1 | 1-1-1 1-1-2 2-4-1 | 1-1-4 | 3-4-4 |
| | | 活動テーマごとに、市の担い手養成講座等を修了した人々、地域活動に関心のある人々、地域で活動している人々が意見交換や話し合いなどの交流する場を設け、地域において求められている活動に関する情報を提供するとともに、そうした場からファシリテーション能力を持つ人材を派遣してもらうなど、人材とニーズのマッチングを促進する。 | (A) | C | A | C | A | C | C | (A) |
| (3)-ア | 多様な主体のネットワーク拡充への支援 | 地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体に関する情報について、テーマごとに集約し広く発信するとともに、活動主体の側からも自由に情報を提供することができる仕組みを構築し、運営する。 | C | A | A | A | A | (A) | A | |
| | | 地域の課題やテーマごとに、地域団体やNPO、企業などさまざまな活動主体が連携・協働に向けて意見交換や話し合いなどの交流の場を提供するとともに、中間支援組織の活用も図りながら活動主体間の連携・協働をコーディネートする仕組みを構築し、運営する。 | A | (A) | A | A | A | A | A | A |
| | | 「地域公共人材」の育成に向けて、区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | 1-3-1 | 3-4-1 | 2-1-2 5-2-1 | 3-2-1 | 1-2-1 | 1-3-1 1-3-2 | 1-2-1 3-4-1 | |
| (3)-イ | 地域公共人材の充実への支援 | 「地域公共人材」の育成に向けて、区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | C | A | A | A | A | (A) | (A) | |
| | | 地域活動協議会の形成に取り組む地域を支援する。 | 2-1-1 | 3-5-1 | 5-1-3 5-2-2 | 3-2-3 | | | | |
| (4)-ア | 地域活動協議会の形成に向けた支援 | 地域活動協議会を運営している地域に対して同協議会へのさまざまな活動主体の参画を促進する。 | A | A | 実施済み | A | 実施済み | 実施済み | 実施済み | |
| | | 地域活動協議会に対し、より民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の向上、権利能力の取得による財産管理の適正化、社会的信用の向上などの法人格取得の意義を説明するとともに、法人格の取得をめざす取組を支援する。 | 1-1-2 | 2-1-1 | | 5-3-1 | | | | |
| | | 地域活動協議会に対し、より民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の向上、権利能力の取得による財産管理の適正化、社会的信用の向上などの法人格取得の意義を説明するとともに、法人格の取得をめざす取組を支援する。 | (A) | A | (A) | A | A | A | A | (A) |
| (5)-ア | 多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援 | コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスについて、区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | (B) | A | (A) | A | A | A | A | |
| | | 本市の事務事業の社会的ビジネス化について、区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | 1-2-1 | 2-1-3 | 3-7-1 | 5-4-1 | 3-2-2 | 1-2-1 | 1-3-4 | |
| (5)-イ | 本市の事務事業の社会的ビジネス化 | 本市の事務事業の社会的ビジネス化について、区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | A | A | A | A | A | (A) | (A) | |
| | | 中間支援組織の活用 | 1-2-2 | 2-1-3 | 3-8-1 | 5-4-1 | 3-2-2 | 4-1-1 | | |
| (6) | 中間支援組織の活用 | 中間支援組織の活用について、区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。 | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | |
| | | | | 2-1-1 | 3-9-1 | 5-3-1 | 3-2-2 | 1-2-1 | | |
| 点検結果の状況 | A : 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。 | 8 | 14 | 13 | 17 | 17 | 10 | 10 | 8 | |
| | (A) : Aのうち運営方針に盛り込まれていない取組 | 7 | 3 | 4 | 0 | 0 | 4 | 6 | 8 | |
| | B : 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | |
| | (B) : Bのうち運営方針に盛り込まれていない取組 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | C : 取組が実施されていない。 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | |

1-(4)-ア アについて、全地域で地域活動協議会が設立されたため取組を実施していない区には「実施済み」と記している。

| 天王寺区 点検結果 運営方針 | 浪速区 点検結果 運営方針 | 西淀川区 点検結果 運営方針 | 淀川区 点検結果 運営方針 | 東淀川区 点検結果 運営方針 | 東成区 点検結果 運営方針 | 生野区 点検結果 運営方針 | 加区 点検結果 運営方針 | 城東区 点検結果 運営方針 | 鶴見区 点検結果 運営方針 | 阿倍野区 点検結果 運営方針 | 住之江区 点検結果 運営方針 | 住吉区 点検結果 運営方針 | 東住吉区 点検結果 運営方針 | 平野区 点検結果 運営方針 | 西成区 点検結果 運営方針 |
|----------------------|-------------------------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------------------|-------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|--|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| A | (A) | (A) | (A) | A | A | A | (A) | A | A | A | A | A | (A) | (A) | A |
| 6-2-1 | | | | 2-2-5 | 1-2-2 2-2-3 2-2-4 2-2-6 | 1-1-3 1-2-2 2-3-1 | | 1-1-1 | 2-1-2 | 1-1-2 | 2-2-1 | 1-1-2 1-1-3 | | | 2-4-2 |
| A | A | A | (A) | (A) | (A) | A | (A) | A | A | (A) | A | A | (A) | (A) | (A) |
| 6-2-1 | 2-2-1 | 3-4-1 | | | | 3-1-1 3-2-1 | | 1-1-1 | 2-1-3 | | 2-3-1 5-3-1 5-3-2 | 1-1-2 | | | |
| A | (A) | (A) | (A) | A | A | (A) | (A) | A | A | A | A | A | (A) | (A) | A |
| 6-2-2 | | | | 2-2-5 | 2-2-4 | | | 1-1-1 | 4-1-1 | 3-6-7 | 1-2-1 | 1-1-4 | | | 2-4-2 |
| A | (A) | A | A | A | (A) | A | (A) | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | (A) |
| 6-2-2 | | 3-4-3 | 3-1-1 | 2-1-1 2-2-2 | | 3-2-1 | | | 2-1-1 2-1-2 | 3-6-1 | 2-1-1 | 1-1-3 | | | |
| A | (A) | (A) | (A) | A | A | A | (A) | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | A |
| 6-2-2 | | | | 2-1-2 | 1-1-1 | 3-2-1 | | | 2-1-1 | 3-6-4 | 2-1-1 | 1-1-1 | | | 1-1-4 2-3-8 |
| A | A | A | (A) | A | (A) | A | (A) | (A) | A | A | A | (A) | (A) | (A) | A |
| 6-2-2 | 2-2-2 | 3-4-1 | | 2-2-4 | | 3-2-1 | | | 2-1-1 2-1-3 | 3-6-1 | 2-1-1 | | | | 1-1-4 |
| A | A | (A) | A | A | A | (A) | A | A | A | (A) | A | A | (A) | A | A |
| 6-1-1 | 1-5-4 2-2-3 4-1-4 | | 3-1-1 | 2-2-4 | 2-2-5 | | 2-1-2 | 1-3-1 | 2-1-2 | | 1-5-3 2-2-1 2-3-1 4-4-1 4-5-1 4-6-1 | 1-1-3 | | 1-2-4 | 1-1-4 |
| A | (A) | A | (A) | A | (A) | A | C | (A) | C | (A) | A | (A) | (A) | (A) | A |
| 6-2-3 | | 3-4-2 | | 2-2-4 | | 3-2-1 | | | | | 2-3-1 | | | | 1-1-4 |
| A | (A) | A | A | A | (A) | A | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | A | A |
| 6-2-3 | | 3-4-3 | 3-2-1 | 2-2-4 | | 3-2-1 | | 1-3-1 | 2-1-1 2-1-2 | 3-6-1 | 2-3-1 | | | 1-2-4 | 1-1-4 |
| A | (A) | A | (A) | A | (A) | A | (A) | A | C | A | A | A | (A) | (A) | (A) |
| 6-2-3 | | 3-5-1 | | 1-5-1 | | 3-2-1 | | 1-4-1 | | 3-6-9 | 2-3-1 | 1-1-3 | | | |
| A | A | C | A | A | A | A | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | A | (A) |
| 6-2-3 | 2-1-3 | | 3-2-1 | 1-5-1 | 2-2-1 2-2-2 2-2-4 2-2-6 | 3-2-1 | | 1-4-1 | 2-2-1 | 3-2-1 3-3-1 | 2-3-1 | | | 1-2-1 | |
| A | A | A | (A) | A | (A) | A | (A) | A | A | (A) | A | B | C | A | (A) |
| 6-2-3 | 2-2-3 | 3-5-2 | | 2-2-4 | | 3-2-1 | | 1-4-1 | 2-1-2 | | 2-3-1 | 1-1-3 | | 1-2-3 | |
| 実施済み | (A) | 実施済み | A 3-2-1 | 実施済み | 実施済み | 実施済み | 実施済み | A 1-4-1 | 実施済み | A 3-6-1 | 実施済み | 実施済み | 実施済み | (A) | 実施済み |
| A | (A) | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | A |
| 6-1-1 | | | 3-2-1 | 2-1-2 | 1-1-2 | 3-2-1 | | | 2-1-1 | 3-6-1 | 2-1-1 | 1-1-1 | | | 1-1-4 |
| A | (A) | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | A |
| 6-1-1 | | | 3-2-1 | 2-1-2 | 1-1-2 | 3-2-1 | | | 2-1-1 | 3-6-1 | 2-1-1 | 1-1-1 | | | 1-1-4 |
| A | A | A | A | A | A | A | C | A | A | (A) | A | A | (A) | A | (A) |
| 6-1-2 | 2-2-3 | 3-6-1 | 3-3-1 | 1-6-1 | 1-2-1 1-2-3 | 3-3-1 | | 1-3-1 | 2-1-5 | | 2-3-1 4-1-1 | 5-2-1 | | 1-2-2 | |
| A | A | A | A | A | A | A | C | A | A | (A) | A | A | (A) | (A) | (A) |
| 様式3 | 2-2-3 | 3-6-1 | 3-3-1 | 1-7-1 | 1-2-1 1-2-2 | 3-3-1 | | 1-3-1 | 2-1-5 | | 2-1-2 | 5-2-1 | | | |
| A | A | A | A | A | (A) | A | (A) | A | A | A | A | A | (A) | (A) | A |
| 6-1-1 | 2-2-2 2-2-3 | 3-4-3 | 3-2-1 | 2-2-4 3-3-2 | | 3-2-1 | | 1-4-1 | 2-1-1 2-1-3 | 3-6-1 3-6-2 | 2-1-1 | 1-1-1 1-1-2 | | | 1-1-4 |
| 17 | 8 | 10 | 10 | 16 | 9 | 15 | 1 | 12 | 15 | 12 | 17 | 12 | 0 | 5 | 10 |
| 0 | 10 | 6 | 8 | 1 | 8 | 2 | 13 | 6 | 0 | 6 | 0 | 4 | 16 | 13 | 7 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

2 自律した自治体型の区政運営

| 項目 | 取組内容 | 北区 | 都島区 | 福島区 | 此花区 | 中央区 | 西区 | 港区 | 大正区 |
|---------|----------------------------------|---|----------------|-------------------------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 |
| | | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 |
| (1)-ウ | 公募区長による個性あふれる区政運営 | これまで局により画一的に行われてきた、区に関する施策・事業について、公募区長が、自らの権限と責任に基づき、区独自のルール策定など、地域実情や特性に応じた施策・事業を実施する。 | A | A | A | A | A | A | A |
| | | 3-2-1 | 3-1-1 4-1-2 | 1-1-1 | 6-1-1 | 4-1-1 | 4-1-1 | 6-1-1 | 1-1-2 |
| (2)-ア | 多様な区民の意見やニーズを区政に反映することのできる仕組みづくり | 区長において各区の地域実情や特性に応じた効果的な仕組みを構築し、運営する。 | (A) | A | A | A | A | A | A |
| | | 4-1-2 | 5-3-1 | 6-1-1 | 4-2-1 | 4-1-1 | 6-1-1 | 1-1-2 | |
| (2)-イ | 区民が区政運営に参画する仕組みづくり | 区長において各区の地域実情や特性に応じた効果的な仕組みを構築し、運営する。 | A | A | A | A | A | A | A |
| | | 3-1-1 3-3-2 | 4-1-1 | 5-1-1 5-1-2 5-1-3 | 6-1-1 | 4-1-1 4-2-2 | 4-2-1 4-2-2 | 6-1-2 6-1-3 | 3-3-1 3-3-2 |
| (3)-イ | 各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制の構築 | 収集・把握した地域活動に関する情報を区役所内で共有し、校区等地域ごとに区役所内の各課・各担当を越えて一体的・総合的に地域活動を支援する。 | (A) | (A) | A | A | A | A | A |
| | | 3-1-2 | 2-1-1 | 5-2-1 | 6-1-2 | 4-1-2 | | 6-2-4 | 3-1-1 |
| (4) | 区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり | 中間支援組織とも連携しながら、校区等地域ごとに当該地域の実情に通じた地域公共人材を育成する。 | A | A | (A) | A | A | (A) | A |
| | | 3-1-2 | 2-1-1 | | 5-2-2 | 3-2-3 | | | 3-1-1 |
| 点検結果の状況 | A : 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。 | | 6 | 7 | 9 | 9 | 10 | 7 | 9 |
| | | (A): Aのうち運営方針に盛り込まれていない取組 | 3 | 3 | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 |
| 点検結果の状況 | B : 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | (B): Bのうち運営方針に盛り込まれていない取組 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 点検結果の状況 | C: 取組が実施されていない。 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | (C): Cのうち運営方針に盛り込まれていない取組 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 天王寺区 | 浪速区 | 西淀川区 | 淀川区 | 東淀川区 | 東成区 | 生野区 | 旭区 | 城東区 | 鶴見区 | 阿倍野区 | 住之江区 | 住吉区 | 東住吉区 | 平野区 | 西成区 |
|----------------|-------|----------------|----------------|-------|--|-------------------------|-------|-------|-------|----------------|--|----------------------------------|-------|----------------|--|
| 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 |
| 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 |
| A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | (A) | A | A |
| 3-1-1 4-1-3 | 5-2-1 | 2-1-1 | 5-3-3 | 3-1-1 | 1-2-2 | 4-1-4 | 1-2-1 | 4-1-1 | 5-2-1 | 4-1-1 | 1-1-1 1-3-1 1-4-1 1-4-2 1-5-3 2-2-1 2-3-1 3-2-1 3-3-1 4-1-1 4-4-1 4-7-1 | 6-1-1 | | 3-1-4 3-1-9 | 2-3-6 2-3-7 2-3-8 2-3-9 2-3-10 |
| A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | (A) | (A) | (A) |
| 1-1-4 | 5-2-1 | 2-1-1 | 5-2-1 | 3-1-1 | 3-1-5 | 4-1-4 | 1-2-1 | 4-1-1 | 5-2-1 | 5-2-1 | 2-2-1 5-3-1 | 6-1-2 6-5-1 | | | |
| A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | (A) | A | A |
| 1-1-2 1-1-3 | 5-2-2 | 2-2-2 2-3-2 | 5-1-1 5-1-2 | 3-2-1 | 3-1-2 3-1-3 | 4-1-2 4-1-3 4-1-4 | 1-2-2 | 4-1-2 | 5-3-1 | 5-1-1 | 2-2-1 3-3-1 5-1-1 5-1-2 | 1-2-1 1-2-2 1-2-3 1-2-4 | | 1-1-1 | 1-1-1 |
| A | (A) | A | A | (A) | A | A | A | A | A | A | A | A | (A) | A | A |
| 1-1-2 1-1-3 | | 2-2-2 2-3-2 | 5-1-1 5-1-2 | | 3-1-2 3-1-3 | 4-1-2 4-1-3 4-1-4 | 1-2-2 | 4-1-2 | 5-3-1 | 5-1-1 | 5-1-1 | 6-1-2 6-5-1 | | 1-1-1 | 1-1-1 |
| A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | (A) | A | A |
| 1-1-1 | 5-1-1 | 2-2-2 | 5-1-2 | 3-2-1 | 1-1-3 3-1-1 3-1-3 | 4-1-1 | 1-2-2 | 4-1-3 | 5-1-1 | 3-6-6 | 5-1-1 | 1-2-1 1-2-2 1-2-3 1-2-4 | | 1-1-1 | 1-1-1 |
| A | (A) | A | A | (A) | A | A | A | A | A | A | A | A | (A) | A | A |
| 1-1-1 | | 2-2-2 | 5-1-2 | | 1-1-3 3-1-1 3-1-3 | 4-1-1 | 1-2-2 | 4-1-3 | 5-1-1 | 3-6-6 | 5-1-1 | 6-1-2 6-5-1 | | 1-1-1 | 1-1-1 |
| A | A | B | A | A | A | A | (A) | A | A | A | A | A | (A) | A | A |
| 1-2-1 | 2-2-3 | 2-2-1 | 3-2-1 | 3-3-1 | 3-3-1 | 3-2-1 | | 1-4-1 | 5-1-2 | 3-6-1 | 2-1-1 | 6-2-1 | | 1-2-1 1-2-2 | 3-1-1 |
| A | A | A | A | A | (A) | A | (A) | A | A | A | A | (A) | C | A | A |
| 1-2-1 | 2-2-3 | 3-4-3 | 3-2-1 | 3-3-2 | | 3-2-1 | | 1-4-1 | 2-1-2 | 3-6-1 | 1-5-3 3-1-1 4-4-1 | | | 1-2-3 | 3-1-1 |
| (A) | A | A | (A) | A | A | A | (A) | (A) | A | A | A | A | (A) | (A) | A |
| | 5-1-2 | 2-1-1 | | 3-5-4 | 2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-1-4 2-1-5 3-1-6 | 1-1-1 | | | 5-1-3 | 3-7-1 5-1-2 | 3-3-1 4-3-1 | 6-2-2 | | | 2-1-2 |
| A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | A | (A) | A |
| 4-5-1 | 1-5-1 | 3-1-3 | 1-1-1 | 1-1-1 | 2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-1-4 2-1-5 3-1-6 | 1-1-1 | 3-1-1 | 2-1-1 | 4-2-1 | 1-1-1 | 3-1-1 3-1-2 3-1-3 3-1-4 3-2-1 | 4-1-1 | 1-1-1 | | 2-1-2 |
| 9 | 8 | 9 | 9 | 8 | 9 | 10 | 7 | 9 | 10 | 10 | 10 | 9 | 1 | 7 | 9 |
| 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 3 | 1 |
| 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

| 項目 | 取組内容 | 北区 | 都島区 | 福島区 | 此花区 | 中央区 | 西区 | 港区 | 大正区 |
|----------------------------|---|------|-------------------------|-------|-------|------|--------------|-------|------|
| | | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 |
| | | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 |
| (9)-ア 改革を担う職員づくり | 各区長が、職員の主体的な参画のもと、改革を担う自律的な「職員づくり」や「人材マネジメント」に関する基本方針を定めるための基本的な考え方をとりまとめるとともに仕組みを構築する。 | A | (A) | B | A | A | (A) | A | A |
| | 3-6-1 | | 5-4-1 5-4-2 5-4-4 | 6-3-3 | 4-3-2 | | 6-2-1 様式3 | 4-1-2 | |
| | A | (A) | A | A | A | (A) | A | (A) | |
| (9)-イ 改革を支える人材マネジメントの推進 | 各区長において、職員人材開発センターも活用して具体的な取組を盛り込んだ各区基本方針を策定し、各取組を実施する。 | A | (A) | A | A | A | (A) | A | (A) |
| | 3-6-1 | | 5-4-5 | 6-3-3 | 4-3-2 | | 6-2-1 様式3 | | |
| | A | (A) | A | A | A | (A) | A | (A) | |
| 点検結果の状況 | A : 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。 | 4 | 1 | 2 | 4 | 5 | 0 | 4 | 2 |
| | (A):Aのうち運営方針に盛り込まれていない取組 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 3 |
| | B : 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 点検結果の状況 | (B):Bのうち運営方針に盛り込まれていない取組 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | C: 取組が実施されていない。 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 天王寺区 | 浪速区 | 西淀川区 | 淀川区 | 東淀川区 | 東成区 | 生野区 | 旭区 | 城東区 | 鶴見区 | 阿倍野区 | 住之江区 | 住吉区 | 東住吉区 | 平野区 | 西成区 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|----------------|----------------|-------|-------|-------|------|------|
| 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 | 点検結果 |
| 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 | 運営方針 |
| A | A | A | A | A | A | (A) | A | (A) | A | A | A | A | A | (A) | (A) |
| 1-3-1 | 5-4-1 | 2-3-4 | 5-3-2 | 3-5-2 | 3-2-1 | | 1-1-1 | | 5-5-1 | 5-4-1 | 5-4-1 | 6-4-1 | 3-1-1 | | |
| A | A | A | A | A | A | (A) | (A) | (A) | A | A | A | A | A | (A) | (A) |
| 1-3-1 | 5-4-1 | 2-3-4 | 5-3-2 | 3-5-2 | 3-2-1 | | | | 5-5-1 | 5-4-1 | 5-4-1 | 6-4-1 | 3-1-1 | | |
| C | C | C | (A) | A | (A) | C | C | (A) | C | C | (A) | (A) | (A) | (A) | (A) |
| | | | | 3-5-2 | | | | | | | | | | | |
| A | A | A | A | A | A | (A) | A | (A) | A | A | A | A | A | (A) | (A) |
| 1-3-1 | 5-4-2 | 2-3-4 | 5-3-2 | 3-5-2 | 3-2-1 | | 1-1-1 | | 5-6-1 | 5-3-1 5-4-1 | 5-4-1 | 6-4-1 | 3-1-1 | | |
| A | A | A | A | A | A | (A) | (A) | (A) | A | A | A | A | A | (A) | (A) |
| 1-3-1 | 5-4-2 | 2-3-4 | 5-3-2 | 3-5-2 | 3-2-1 | | | | 5-6-1 5-6-2 | 5-4-1 | 5-4-1 | 6-4-1 | 3-1-1 | | |
| 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | 0 | 2 | 0 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 2 | 5 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

() 平成 25 年度の取組実績を踏まえ
取組を見直す必要があるとされている項目

【区役所】

本資料の説明

() 平成 25 年度の取組実績を踏まえ取組を見直す必要があるとされている項目(29 頁)

「区役所の取組」のうち点検結果において B「成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている」となっている取組について、各区ごとに取組実績と成果の実現に向けた課題と方向性を次頁に示しています。

() 平成25年度の取組実績を踏まえ取組を見直す必要があるとされている項目

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|------|---|--|
| 北区 | 1-(4)-ア | ウ | ・地域活動協議会全体会(会長会)の開催を働きかけ、実現させたが、各地活協に対して法人格取得促進に向けた取組みを実施するまでには至っていない。 | 9月以降:地域における運営状況が、法人格の取得を検討する段階まで至っていないため、地域運営の充実に向けた支援について重点的に取組む。 平成26年度の方向性:法人格取得の意義等の説明を行い、取得希望があった場合はその支援を行う。 |
| 福島区 | 3-(9)-ア | | ・区役所職員間で自主的に立ち上げた「窓口改革PT」において、区役所業務の格付け結果が良かった他の区役所を視察したほか、当区の格付け結果を踏まえた研修を実施する予定である。また、当区が独自に行っている職員応援制度についても目標を上回る数の登録職員があり、職員の自発性が高まっている。 | [課題] ・研修を行うだけでなく、その後の効果を測定する必要がある。また、職員応援制度についてはより一層の推進に取り組む必要がある。 [9月以降の方向性] ・研修受講者アンケート結果を基に、今後より質の高いサービス提供をめざす。 [次年度以降の方向性] |
| | 3-(9)-イ | | ・区役所職員間で自主的に立ち上げた「窓口改革PT」において、区役所業務の格付け結果が良かった他の区役所を視察したほか、当区の格付け結果を踏まえた研修を実施する予定である。また、当区が独自に行っている職員応援制度についても目標を上回る数の登録職員があり、職員の自発性が高まっている。 | [課題] ・若手職員の能力向上と繁忙職場の平準化を推進するために、職員応援制度への職員のエントリーについて更に広げていく必要がある。 [9月以降の方向性] ・課長会にて協力要請し、職員へメールまたは直接呼びかけを行う。 [次年度以降の方向性] |
| 西区 | 1-(2)-イ | | ・防災や子育て支援を糸口に「マンションコミュニティづくりプロジェクト」として、マンションで出前講座や子育てサロン(にっしー広場)を実施し、「つながり」や「きづな」の大切さを啓発するとともに、地域での防災訓練や地域子育てサロンへ参加を促した。子育て支援層においては「ママ友」などのつながりが広がっている。 | ・子育て層については、子育てサロン(にっしー広場)から地域活動への参加にまでは至っていないが、子育てサロンが好評であることから、引き続きサロン開催の中で、地域の子育てサロンへの参加を促していく。 ・防災については、必要性について理解は得られているが、地域活動に関心がない住民を巻き込んだ出前講座や防災訓練等に至っていない。引き続き、マンションへは個別で働きかけるが、マンション住民へのアプローチの手法や進め方について平成26年度にむけて検討する。 |
| 西淀川区 | 2-(3)-イ | | ・区長の方針により、地域担当制について廃止した。 ・地域活動協議会の部会での要請に基づいて、地域へ出向いていき支援を実施した。 ・平成26年3月末までは中間支援組織が地域へ出向き地域活動を支援する。 | ・見直すこととしたため、それに変わる地域の実情に応じたきめ細やかな支援体制を構築することが必要と考え、地域に出向いて情報を把握している中間支援組織と連絡を密にし、情報を共有し、地域に対して必要に応じたきめ細やかな支援を行う。 |
| 住吉区 | 1-(3)-イ | | ・区まちづくりセンター支部が実施するインタビューや、地域活動協議会の会議に出席するなかで人材の情報収集に努めているが、実績は上がっていない。 | ・9月以降、区まちづくりセンター支部が開催する地域編集塾()のなかで、さらに人材の情報を収集する。 ・「住吉区NPOボランティアセンター」の設置に向けた課題の抽出・整理を進める。 (地域編集塾とは...グループワーク等により具体的な地域での「強み」「弱み」「課題」等の把握・整理を行い、多世代にわたるコミュニティの融合や、新たな担い手の発掘や人材の育成につなげることを目的とした講座) |

() 取組が実施されていない項目

【区役所】

本資料の説明

() 取組が実施されていない項目(33 頁～35 頁)

「区役所の取組」のうち点検結果が C「取組が実施されていない」となっている取組について、各区ごとに取組が実施されていない理由と今後の方向性を次頁以降に示しています。

() 取組が実施されていない項目

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組が実施されていない理由と今後の方向性 |
|------|---------|------|---|
| 北区 | 1-(3)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・区役所が、地域団体、NPO、企業などの活動主体に関する情報をテーマごとに集約し広く発信する仕組み、及び活動主体の側からの自由な情報提供が可能な仕組みの構築を進めているが、確立されたものとはなっていない。 ・今後、区として選定した活動テーマなどを通じて順次中身を充実させ、仕組みとして確立させていきたい。 |
| | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共人材・団体の発掘のため、区長を中心に幅広いネットワーク構築に努めているが、区運営方針において区の実情や特性に応じた具体的取組内容や目標設定を明らかにできていない。 ・各区の取組状況等を参考に検討していく。 |
| | 2-(4) | | <ul style="list-style-type: none"> ・各区役所が備えるべきインターフェイス機能について、区レベルでの認識はできているが、全体としてきちんとした整理がなされている状況ではないと考える。「市民の声」など一部の取組については、所管局との連携が進められているが、他の取組みでは、所管局側で適切に対応する仕組みの構築までは至っていないと考える。 ・今後、局区間の垣根を越えた横の連携を強化していく。 |
| | 3-(9)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・市政改革プラン（アクションプラン編）に記載された当該取組については、所管部署においてプロジェクトチーム等の設置が図られ、それによって実施運営されるべきものとするが、現段階においては、区で主体的に取組めていない。 ・実施主体となる所管部署が不明であるし、具体的な方向性も示されていない。 ・改革を担える職員を育成したいという区長の意向はあっても、人員体制、人事制度面でも制約が大きいのが現状である。 |
| 都島区 | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・現在、あらゆる機会を通じて、地域活動に関心のある人たちの把握に努める一方で、地域活動協議会の会合等に職員が参加し、地域が求める人物像、ニーズを把握している段階である。 ・今後、活動のテーマごとに、本人の了解を得て地域の活動に参画いただくよう投げかけていく。 |
| 福島区 | 3-(9)-ア | | <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「区長の補助組織」となる局の職員に対し、担当する区を決めるためには、全市で統一した動きをとる必要があるが、未だ当該局や他区との調整ができていないため、取組の方向性が見えていない。 <p>[今後の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長会議等で調整を行ったうえで、当区における取組内容を検討・実施する。 |
| 此花区 | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代や現役世代等に対して、地域活動の必要性を実感し、参加意識を促すような連続的なセミナーやワークショップとして、「まちづくり担い手養成事業」の実施に向けて準備を行っている段階であるため。 ・今後、受講者に地域活動の担い手となってもらえるよう、本人の意思を確認するなど個人情報保護に留意した上、受講者の人材と地域活動におけるニーズのマッチングを行う。 |
| | 3-(9)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では局の職員に対し担当する区が決まっていないことから実施していないが、今後、区長会などで局の職員に対する担当する区が決定された場合、その区域内の社会貢献活動への自主参加や各種セミナーの参加などを促すなど、職員の適正な評価や組織風土の改善につなげるための取組を行う。 |
| 西区 | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・西区の魅力を区民に伝え、人と人がつながる事業を企画・実施する担い手として3年をかけて育成した「魅力伝道師」が実施する「えほんpicnic」や、健康講座修了者がリーダーとなって実施する「ウォーキング」などの事業が、区民に認知され定着してきている。これらの区が育成した人たちが実施するイベントで、つながりは広がっており、イベントを通じ地域の魅力発信や福祉の分野での担い手は拡大している。今後も活動を支援し、人材を育成・発掘することで、区レベルでの活動が、校区等地域レベルの活動へつながっていくことを期待している。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・西区の魅力を区民に伝え、人と人がつながる事業を企画・実施する担い手として3年をかけて育成した「魅力伝道師」が実施する「えほんpicnic」や、健康講座修了者がリーダーとなって実施する「ウォーキング」などの事業が、区民に認知され定着してきている。これらの区が育成した人たちが実施するイベントで、つながりは広がっており、イベントを通じ地域の魅力発信や福祉の分野での担い手は拡大している。今後も活動を支援し、人材を育成・発掘することで、区レベルでの活動が、校区等地域レベルの活動へつながっていくことを期待している。 |
| 港区 | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・8月末現在、関係局からの提供がなかったため取組は実施できなかった。 ・今後の方向性：地域活動に関わりの薄かった人たちが活動できる機会や場を提供。 |
| 大正区 | 1-(2)-ア | イ | <ul style="list-style-type: none"> ・今後速やかにホームページへの掲載を行う。 |
| 天王寺区 | 3-(9)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・全市的な取組みであると認識しており、その進捗を勘案し取り組む。 |

() 取組が実施されていない項目

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組が実施されていない理由と今後の方向性 |
|------|---------|------|--|
| 浪速区 | 3-(9)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・区長会等で具体的な取組みについて検討も実施もされていないため、区における取組みを見合わせている。 ・局との情報共有や意識醸成については、行政連絡調整会議等を活用している。 |
| 西淀川区 | 1-(3)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に中間支援組織とも連携し、区内のさまざまな活動主体同士の意見交換などの橋渡しは行なっているが、仕組みの構築・運営までは至っていない。 |
| | 3-(9)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・区の職員へ清掃活動などの参加を促しているが、局の職員への参加を促すまでには至っていない。今後、担当する区の決定方法などの仕組みを確認しながら検討する。 |
| 生野区 | 3-(9)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・局の職員への働きかけについては、処遇等の条件整備など市全体での整理が必要なため取り組めていない。 ・局との調整などについては区長会議での議論が必要と思われるが、区単独で局職員との交流が図られるような手法について検討する。 |
| 旭区 | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・市民局において進めている地域公共人材バンク制度が未整備であったので、区の実践ができなかったが、平成25年末頃に創設される見込みとなったので、今後、これを活用することができる旨、地域活動団体に情報提供等を行っていく。 |
| | 1-(5)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織において、コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの設立に係るノウハウを備え、ビジネス化希望者の相談・支援を行う体制を整えているものの、基本的に、区内では福祉系のサービスなどはNPOがすでに活動しているほか、サービス利用者に実費のみを負担してもらう無償ボランティアで事業実施されているものが多く、現時点ではこれらのビジネスが参入する余地は少ないと考えている。 したがって、目標を定めて取り組む状況ではないが、地域に入って支援を行っている中間支援組織を通じて、ビジネス化の希望の有無など、地域のニーズを常に把握するよう取り組むほか、区民等からこれらビジネス起業の相談を受けた場合は、相談窓口を紹介する。 |
| | 1-(5)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし推進することとなっているが、すでに社会的ビジネス化が可能な分野は社会福祉協議会やNPOが担っているほか、その他地域活動団体がボランティアで実施しており、現時点では直営でしかできない業務のみが残っている。 |
| | 3-(9)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・「区長の補助組織」となる局の職員に対し、区民と共に基礎自治行政を担うという意識を啓発するため、担当する区を決め、その区域内の社会貢献活動への自主参加や各種セミナーの参加などを促し、職員の適正な評価や組織風土の改善につなげることとされているが、実施するのにあたり、一定のルールがなければ局にも働きかけることができない。区の執行体制の強化の一環として、検討されるべきものである。 |
| 鶴見区 | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に関心の薄い人や関わりたい人、現在地域で中心となって活動している人、事業者や各種団体等様々な人たちが情報を共有するようなフォーラムやワークショップ等を行っている。また区ホームページや区役所壁面を利用して各地域活動協議会で実施されている様々な分野の取り組みを紹介している。 ・特に活動のテーマごと分野ごとには行っておらず、地域で取り組まれている情報については広く情報提供を行っている。今後も各地域特性を生かした取り組みを紹介していくとともに、フォーラム・ワークショップの開催等中間支援組織と連携しながら地域活動を支援していく。 |
| | 1-(3)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体やNPO・企業等と連携・協働し、鶴見緑地内において、環境をテーマとしたシンポジウム、ペットボトル作品展示など「環境フェスタ」を開催した。また、6月の環境月間に鶴見緑地で開催されたエコ縁日などのイベントにおけるパネル展示での取組紹介などを通じて区民に広く情報発信している。 ・子育て世代のつながり交流を図るため、地域団体、関係機関等と連携した「愛 LOVE こどもフェスタ」の開催を行っている。 ・特に活動のテーマごと分野ごとに情報の集約は行っていないが、それぞれの事業に、多様な団体が参加し、情報発信を広く行っている。 |
| | 3-(9)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・局の区担当職員が決まっていないため取り組んでいない。局の担当が決まり次第取り組みを進めていく。 |
| 阿倍野区 | 3-(9)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ取組みを行っていませんが、今後、区で改善セミナー等を実施する際には、局職員にも参加を促すなどの取組を行います。 |

() 取組が実施されていない項目

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組が実施されていない理由と今後の方向性 |
|------|---------|------|--|
| 東住吉区 | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共人材については、市全体の詳細な方向性にもとづき区の取組を計画するべきところであるが、年度当初において、局において地域公共人材に関する制度設計や研修・説明会が未実施であったため、区の取組みとして未実施となっていた。 ・市全体の詳細な方向性が出されたことにより、それにもとづいて区としての対応を検討する。 今年度の運営方針は、重要取組事項に特化したものとなっているが、今後の運営方針の全般的な改修も検討する。 |
| | 2-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共人材については、市全体の詳細な方向性にもとづき区の取組を計画するべきところであるが、年度当初において、局において地域公共人材に関する制度設計や研修・説明会が未実施であったため、区の取組として未実施となっていた。市全体の詳細な方向性が出されたことにより、それにもとづいて区としての対応を検討する。 |

() 平成 25 年度の区運営方針に
盛り込まれていない取組の状況

【区役所】

本資料の説明

() 平成 25 年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況(39 頁 ~ 56 頁)

「区役所の取組」のうち点検結果が(A)「成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている項目のうち区運営方針に盛り込まれていないもの」の取組について、各区ごとに取組実績と成果の実現に向けた課題と方向性を次頁以降に示しています。

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|-------------|---------|---|--|---|
| 北 区 | 1-(1) | | ・ホームページに加えてツイッターやフェイスブックなどSNSを活用し、地域活動に関する情報を発信した。 | ・引続き、多様な媒体を活用し、あらゆる世代に対する情報発信に取り組む。 |
| | 1-(2)-ア | ア | ・他区の地域活動協議会の先進的な取組を紹介するフォーラムを開催することにより、地域の自主的な活動を支援した。 | ・地域活動協議会会計担当者への説明会の開催や、ホームページを用いて補助金にかかる事業計画を公表することなどにより、引き続き地域活動の活性化を支援していく。 |
| | | ウ | ・中間支援組織を通じて団体運営や会計事務についてのアドバイスをを行い、地域活動を支援した。 | |
| | 1-(2)-イ | | ・中間支援組織が地域活動に関心のある人たちを対象にインタビューを実施し、地域活動協議会へつなぐことのできる情報を収集した。 | ・市の担い手養成講座を受講した人たちの情報をホームページで提供するなど、地域活動の担い手拡大の支援の方法を検討する。 |
| | | | ・地域貢献に関心のある企業やNPOと地域を結びつけるため、「異次元交流ライブ」を開催した。 | |
| | 1-(4)-ア | イ | ・地域貢献に関心のある企業やNPOと地域を結びつけるため、「異次元交流ライブ」を開催した。 | ・引続き、地域貢献に関心のある企業やNPOなどに対する調査を行い、さまざまな活動主体が地域活動協議会への参画を促進できるよう取り組む。 |
| | 1-(6) | | ・中間支援組織の支援業務についての進捗管理を区と共有するなど、連携して地域活動協議会に対する支援を行った。 | ・中間支援組織による次年度事業計画策定に向けての研修会の開催や補助金精算事務の支援を推進する。 |
| | 2-(1)-ウ | | ・区の広報紙に「区長の部屋」の欄を設け、区長自身が区政運営に関して、考え方や取組み内容を区民に情報発信するとともに、ホームページにおいても公開している。 | ・引き続き、広報紙、ホームページなどで、幅広く情報発信する取組みを行う。 |
| 2-(2)-ア | | ・構築した仕組みについて、区民に広く情報発信する取組は実施している。 ・区長会・部会等で区長間で情報共有し、共通課題に対して連携して対処する仕組みはできている。 | ・引き続き、区長会、部会等での取組を継続していく。 | |
| 2-(2)-イ | | ・構築した仕組みについて、区民に広く情報発信する取組は実施している。 ・区長会・部会等で区長間で情報共有し、共通課題に対して連携して対処する仕組みはできている。 | ・引き続き、区長会・部会等での取組を継続していく。 | |
| 都 島 区 | 1-(1) | | ・地域活動協議会主催のイベントの補助金申請の際に、つながりが広がるような工夫を提案している。 | ・引き続き、提案を行うとともに、アンケートにより効果を測定する。 |
| | 1-(2)-イ | | ・中間支援組織と連携して、地域活動に関心のある人たちと、地域の企業、NPO等が意見交換する交流会を3回開催し、人材とニーズをマッチングする機会を提供している。 | ・引き続き交流会を開催するなど、機会の提供を行う。 |
| | 1-(3)-ア | | ・中間支援組織と連携して、地域の企業、NPO等が意見交換する交流会を3回開催している。 ・活動主体間の連携・協働をコーディネートする仕組みづくりにもつながっている。 | ・引き続き交流会を開催し、仕組みづくりを進める。 |
| | 2-(2)-ア | | ・「ぶっちゃけ都島」第1回については、ユーストリーム録画アーカイブをホームページに掲載し、様々な機会での情報発信に努めた。 | ・「ぶっちゃけ都島」の続編開催では、区政会議同様SNSなども活用し、会議の事前・事後の広報を強化する。 |
| | 2-(2)-イ | | ・区政会議を区内ソーシャルメディアの協力のもと、ユーストリーム配信し、ソーシャルストリームによるコメントも受け付けるなど双方向の情報発信に努めた。(録画アーカイブもホームページに掲載) | ・上記課題に対応するため、ユーストリーム配信の閲覧者数増などに取り組む。 |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|--|--|---|
| 都島区 | 2-(4) | | ・総務課の企画調整機能を強化し、区役所と所管局間の調整を行っている。 | ・引き続き必要な調整を行っていく。 |
| | 3-(9)-ア | | ・他自治体事例や他区の状況などの情報収集を行い、基本的な考え方をとりまとめた。 | ・基本方針に反映 |
| | 3-(9)-ア | | ・他自治体事例や他区の状況などの情報収集を行い、基本的な考え方をとりまとめた。基本方針策定に向けた作業を進めた。 | ・基本方針を策定 ・各種取組を実施 |
| | 3-(9)-イ | | ・他自治体事例や他区の状況などの情報収集を行い、基本的な考え方をとりまとめた。 | ・基本方針に反映 |
| | 3-(9)-イ | | ・他自治体事例や他区の状況などの情報収集を行い、基本的な考え方をとりまとめた。基本方針策定に向けた作業を進めた。 | ・基本方針を策定 ・各種取組を実施 |
| 福島区 | 1-(1) | | ・「花とみどりのまちづくり事業」をはじめとする各種事業において、区民ボランティアや小学校と協働実施することにより、参加者同士のつながりづくりに向けた取組を進めている。 | ・事業終了後、アンケートにてつながりづくりに関する項目を設け、効果を測定する。 |
| | 1-(2)-イ | | ・ホームページやツイッターを通じて、区や地域のイベント情報・活動報告のみならず、まちづくり・地域活動をサポートしてくれる企業・団体を適宜広報している。また、地域活動への関わりの薄い区民を対象にした地域活動の学習会(9/7開催)に向けて、広報紙・ホームページ・区内広報板へのポスター掲示・チラシ配布等で周知を行った。 | ・区民にとって必要な情報や興味深い情報が何であるかを世代ごとに把握するなど、区民ニーズを的確に捉えるため、区民アンケートを実施し、その結果を活用する。 |
| | 1-(4)-ア | イ | ・広報ふくしま4月号にて地域活動協議会の紹介をした。その中で、各協議会の参加団体名を紹介するなど、さまざまな活動主体の参画を促進している。 | ・地域活動協議会については、今後も継続して活動団体への周知を進める一方、来年度から中間支援組織がなくなるため、来年度以降の支援体制を早急に確立する。 |
| | | ウ | ・法人格取得の意義の説明については、平成24年度地域活動協議会設立時に実施した。 ・法人格の取得をめざす取組の支援については、中間支援組織のアドバイザー・支援員が適時地域に対して支援を行っている。 | ・地域活動協議会については、今後も継続して活動団体への周知を進める一方、来年度から中間支援組織がなくなるため、来年度以降の支援体制を早急に確立する。 |
| 2-(3)-イ | | ・「地域公共人材」として地域に必要とされる人材を発掘・養成するため、地域での人材情報収集等を行った。 | ・地域団体の活動の活性化や団体間での連携・協働などについてファシリテーションを行う人材の育成講座や、地域活動協議会の広報を行う人材を発掘して育成するための講座を、中間支援組織も活用しながら開催する。 | |
| 此花区 | 2-(4) | | ・電話、メール、窓口による日常的に受け付ける問合せに対し、区の所管外の案件について、速やかに関係部署の確認を行い対応を依頼するとともに、本処理について課内で供覧し情報共有を行っている。 | ・引き続き左記の通り |
| 西区 | 1-(1) | | ・鞆公園で実施するバラ祭では、地域団体やNPO、企業、ボランティアグループなどの多様なメンバーで構成するネットワーク組織と、定期的に意見交換を行い、子育てプログラムを取り入れるなどの工夫を凝らしたことで、参加者数や参加団体を増やすことができた。 ・バラ祭やえほんpicnicでは、準備及び当日ボランティアを募集するなどつながりが広がる工夫をしている。 ・イベント実施時には必ず参加者アンケートを実施している。 | ・今後も実施するイベントに参画する団体等と意見交換を行いながら、参加団体、参加者数を増やすための工夫を凝らすとともに、イベント実施時にはアンケートを実施する。 |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) | |
|--------|---------|------|--|---|--|
| 西 区 | 1-(2)-ア | ア | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織を紹介し、地域活動協議会の自主的・主体的な活動や会計運営の助言を行うなどの支援を行った。 ・地域活動協議会が主体的に情報発信するための媒体としてフェイスブックを活用できるよう、中間支援組織が地域活動協議会の会員対象の勉強会の実施を支援した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりや地域活動を担う方のスキルアップを目的に、中間支援組織を活用し、地域活動協議会の会員対象のファシリテーター能力を高めるなどのワークショップ形式等講習会を実施する。(11～1月実施) ・各地域担当職員が、それぞれの地域活動協議会のフェイスブック立ち上げを支援する。 | |
| | 1-(3)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のさまざまな団体で構成する地域活動協議会の情報について、広報紙5月号で紹介するとともに、西区ホームページトップページの右上のわかりやすい位置から地域の地図を掲載しそこからリンクをはり各地域の活動内容等を掲載している。 ・地域活動協議会が主体的に情報発信するための媒体としてフェイスブックを活用できるよう、中間支援組織が地域活動協議会の会員対象の勉強会の実施を支援した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地域担当職員が、それぞれの地域活動協議会のフェイスブック立ち上げを支援する。 | |
| | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした取組について、区民と協働で実施し、地域団体やボランティアグループが主体的に取り組めるよう支援するとともに、参加団体、参加者数を増やすことで、人材の育成・発掘につなげた。 ・区内の様々な分野で活動している区民で構成するラウンドテーブルを実施し、意見交換等を行った。 ・健康講座修了者の自主組織「元気か～い」が企画する事業（橋めぐりウォーキング）の実施を支援した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「西区のブランド力向上」の取組の中で、西区の様々な団体との協働あるいは支援を行うことで人材を発掘・育成し、担い手の拡大を図る。 ・地域活動協議会に対し、中間支援組織を活用し地域づくりなどのワークショップ形式等の講習会を実施する。 ・地域活動協議会に対し支援の要望等について意見を聞き、本市の「地域公共人材バンク」とのマッチングが可能か検討する。 ・ラウンドテーブルで受けた提案等を地域課題解決につなげるなど、ラウンドテーブル参加者のノウハウを地域で活かす手法を検討する。 | |
| | 2-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域担当制（各地域を3人体制で担当）の職員が地域の会議などに出席し、地域の要望や課題等の把握に努め、それらの情報を所属内サイトに掲載し、職員間で情報共有するとともに、地域支援のための勉強会を実施している。 ・職員が地域を理解し、地域に愛着を持ち地域を支えることができる職員を育成するため、地域担当制を7月に全職員へ拡大した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の理解を深めることを目的に拡大した地域担当制の全職員が、担当する地域を把握するため、平成25年度は、担当地域のまちあるき調査を実施し、地域の危険箇所マップを作成するとともに、その地域を担当する職員間の情報共有と地域担当制勉強会での報告会を実施する。 | |
| | 2-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会が主体的に情報発信するための媒体として、フェイスブックを活用できるよう、中間支援組織が地域活動協議会の会員対象の勉強会の実施を支援した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりや地域活動を担う方のスキルアップを目的に、中間支援組織を活用し、地域活動協議会の会員対象のファシリテーター能力を高めるなどのワークショップ形式等講習会を実施する。(11～1月実施) | |
| | 2-(4) | | <ul style="list-style-type: none"> ・局が所管する主要事業について、区長が区民要望や地域実情をふまえ、事業の進捗管理や成果のチェックを行うため、局事業担当者との毎月のP D C A 検討会議実施の調整を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・局所管業務におけるP D C A 検討会議を9月より毎月定期的な局担当者同席で実施し、区の地域事情や区民の意見を踏まえて事業実施するよう、事業の進捗管理・チェックを行う。 | |
| | 3-(9)-ア | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「西区職員育成基本プラン」を制定するための基本的な考え方をとりまとめた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間研修機関による職員接遇研修を実施し、窓口サービス向上につなげる。 ・直近参集者（局職員）も交えて、職員防災訓練を実施し、意識共有を図る。 |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「西区職員育成基本プラン」を制定し、具体的なアクションプランを作成した。 ・区長、副区長、各担当課長・係長が出席し各担当業務ごとのP D C A 検討会議を月1回定期的に実施し、各業務のP D C A の徹底と、職員の意識向上を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員のP D C A 意識向上のため8月に実施した職員アンケートの問題点を分析し、意識向上のための取組を検討する。 |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・局所管業務のP D C A 会議を区長、副区長、局担当者、区関係部署の担当者が参加して実施し、区の地域実情の沿った事業運営を行うよう調整することにより、「区長の補助組織」となる局職員に対し、区民と共に基礎自治行政を担うという意識の啓発を図った。 | |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|----|---------|------|--|---|
| 西区 | 3-(9)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 「西区職員育成基本プラン」を制定するための基本的な考え方をとりまとめた。 | <ul style="list-style-type: none"> 「西区職員育成基本プラン」やアクションプランに基づき、全職員が地域への理解を深めるために担当地域での「担当地域のまちあるき調査」の実施、民間研修機関と連携した職員の意識向上、前向き、主体的に取組む職員の適正な人事評価への反映、所属内表彰制度などを実施する。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 「西区職員育成基本プラン」を制定し、具体的なアクションプランを作成した。 地域担当制(課長代理級以上)で担当地域でフェイスブック立ち上げを支援することを目標管理項目として設定した。 全職員に地域担当制を拡大し、「西区職員育成基本プラン」と、地域への理解を深め、まちづくりを支援することができる職員の育成をめざして実施する「担当地域のまちあるき調査」の趣旨等についての説明会を実施した。 | |
| 港区 | 1-(1) | | <ul style="list-style-type: none"> 5月16日 コミュニティ育成会議を地域活動協議会も含め33団体(19名)で設置した。 同会議のもと4つのワーキング部会を設け、6月以降事業実施について検討。 7月広報みなどにて部会公募枠参画者募集(～7/15)し、5名の参画者があった。 | <ul style="list-style-type: none"> 10月13日 これまで2年に1度の開催であった区民運動会等を統合して、新しい形での区民まつりを開催予定 |
| | 1-(2)-ア | ア | <ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織の紹介を通じて企業まちづくり交流会の開催や地域貢献活動を実施している。 大阪NPOセンター、まちづくりセンターと連携し、地域団体の自主的な活動を促進するためCB研修講座を開催する旨の広報を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 9・10月 中間支援組織によるCB研修を開催するなど、地域団体の自主的な活動を促進する 11月 企業まちづくり交流会実施予定 |
| | 1-(2)-ア | イ | <ul style="list-style-type: none"> 区ホームページにて地域活動補助金に係る事業計画書、予算書を掲載 11/11地域 組織運営や活動報告などの地域情報を広報した地域数 広報紙(新聞)の発行 8/11地域 ホームページの開設 1/11地域 フェイスブックの開設 5/11地域 ブログの開設 2/11地域 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、まちづくりセンターと協働し、積極的な広報活動を促す。 |
| | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 7月に開催した地域活動の担い手との意見交換会において、人材に関する情報収集を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決に向けた取組を通じて、区が独自にまちづくりセンターと協働して、今後地域を運営を担う人材を育成する。 |
| | 1-(5)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 西・港・福島・此花区が連携して大阪市広報板を活用したSB化に向けたモデル事業を実施。港区区内での掲出業務を8月から開始した。 | <ul style="list-style-type: none"> モデル事業の進捗状況を踏まえ、平成26年度の社会ビジネス化に向けて検討するとともに、他の事業についても引き続き検討を行う。 |
| | 1-(6) | | <ul style="list-style-type: none"> まちづくりセンターと協働しホームページ、フェイスブック制作を中心とした広報研修会を開催 まちづくりセンターと協働し個別に各地域活動協議会に対し新たな担い手の拡大、活動内容の充実を図る取組について具体的な提案を行っている。(継続中) 大阪NPOセンター、まちづくりセンターと連携し9月・10月にCB研修講座を開催する旨の広報を実施するよう調整を行った。 港区社会福祉協議会と連携し、6月に地域福祉アクションプラン策定関係者に対する説明会を開催し、7月から策定検討会議を順次開催中。 中間支援組織(まちづくりセンター)が、地域活動協議会主催の会合、事業に積極的に参加し各地域実情の把握に努め、地域活動支援担当と支援連携を行った。 毎月定例開催の担当課連絡会議に中間支援組織も参加し情報の共有化を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの意義等を理解していただく研修会開催の記事を区広報みなど9月号に掲載。 大阪NPOセンター、まちづくりセンターと連携し9月・10月に研修講座を開催する。 地域課題を区政に吸い上げる仕組みの検討を実施。 引き続きまちづくりセンターと協働し個別に各地域活動協議会に対し新たな担い手の拡大、活動内容の充実を図る取組について具体的な提案を行う。 |
| | 2-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 4～8月 中間支援組織と連携し補助金運用に係る指導を通じて、地域活動の中心的な役割を担う人材の育成を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織と連携しながら避難訓練・コミュニティビジネス基礎講座等の支援を行うことを通じて継続的に地域活動の中心的な役割を担う人材の育成を行う。 |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取 号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|--|--|--|
| 港区 | 3-(9)-ア | | ・8月 弁天町市税事務所に対して、地域活動への参加を呼びかけた。 | ・港区役所と契約管財局との覚書に基づき、10月以降に港区で開催される区民まつりや天保山まつり等へ契約管財局職員によるボランティアの参加を案内する。 ・弁天町市税事務所に対して、10月以降に港区で開催される区民まつりや天保山まつり等へ契約管財局職員によるボランティアの参加を案内する。 ・また、区役所庁舎内にある環境局及び健康局の事業所に対して、清掃ボランティアの参加を呼びかける。 |
| 大正区 | 1-(1) | | ・区長自ら様々な機会を通じ「人情あふれるまち大正」などつながりやきずなの大切さを発信している。 | ・引き続き様々な機会を通じて発信していく。 |
| | 1-(2)-イ | | ・昨年度に引き続き区内の若手店主が考案、実施した企画を行っており、区の事業の中などでも紹介している。 | ・引き続き継続して行う。 |
| | | | ・昨年度立ち上げられた大正区活性化委員会において様々な活動をしている方々や中間支援組織が一緒になり意見交換を行っている。 | ・引き続き継続して行う。 |
| | 1-(3)-イ | | (緑化リーダー) ・調整会議の実施：4回 ・市民ボランティアによる育苗数 約7,000株 ・ボランティア研修会の実施：1回 (その他) ・昨年度に引き続き商店街の実情や特性に詳しい人物を中心に活性化のための活動を支援した。 | (緑化リーダー) ・区民まつり(10月実施)でのPR活動を実施し事業の認知度を高め、緑化リーダー・花のボランティアへの参画者の増加につなげる。 (その他) ・今後も支援を継続していくとともに、さらに核となる人材の発掘を行う。 |
| | 1-(4)-ア | イ | ・さまざまな活動主体に参画を促した。 | ・引き続き参画を促す。 |
| | 1-(5)-ア | | ・区の中でC B / S B として成立するものがあるか内部で調査・検討を行った。 | ・区の特性を生かしたC B / S B の成立をめざす。 |
| | 1-(5)-イ | | ・区の事務事業の中で社会的ビジネス化が適しているものについて調査・検討を行った。 | ・区の特性を生かした社会的ビジネス化を進める。 |
| | 1-(6) | | ・中間支援組織を通じて各地域の状況や取組について密に情報交換を行っている。 | ・引き続き情報交換を行う。 |
| | 2-(4) | | ・区役所に対して申し出があった内容について関係局に速やかに連絡を行い、必要な対応について依頼を行うなど連携しながら適切に対応を行っている。 | ・今後も関係局と連携し適切な対応を行っていく。 |
| 3-(9)-ア | | ・平成25年3月に大正区職員力向上プランを策定し、職員力向上マネジメントを推進した。 ・平成25年5月には、地域活性化と成長発展が持続的に確保される効果的かつ効率的な区政運営の実現に向け地域活性化プロジェクトチームを設置。 ・また、毎月2回情報化共有化委員会を開催し、各所属との情報共有を図った。 | ・職員の士気と同時に組織パフォーマンスの向上を図るため、各取組を実施する。 11月～12月...接遇研修 12月...企画力向上研修 毎月...情報化共有委員会 随時...プロジェクトチーム会議 | |
| 3-(9)-ア | | ・行政連絡調整会議等において、区が関係するイベントについてボランティア等での参加を呼び掛けている。 | ・機会があれば今後も呼びかけを行っていく。 | |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|--|--|---|
| 大正区 | 3-(9)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度人材育成行動計画(大正区)を策定し、8月に改めて区内周知を行った。 また、職員向け広報紙を毎月1回作成し、積極的な情報発信を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 区民ニーズを的確に捉え行動し、変化に挑戦でき、勇気を持って実行するチームワークにより強力で仕事をやりぬき、不測の事態に的確に対応できる職員をめざし、各研修を実施する。 また、職員が健康で、やりがいを感じ、誇りをもて、情報共有・意見交換が活発な風通しのよく、職員の能力向上のための自発的な取組を支援する職場にするため各研修を実施する。 |
| 天王寺区 | 2-(4) | | <ul style="list-style-type: none"> 天王寺区を所管する各事業所が参画する「行政連絡調整会議」を開催する中で、区役所に寄せられる区民からの声を共有し、連携して課題解決に向けて取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「行政連絡調整会議」において、区民からの声や課題を共有し、連携して課題解消に向けて取り組んでいく。 |
| 浪速区 | 1-(1) | | <ul style="list-style-type: none"> 区内中学校において中学生が地域住民・防災リーダーとともに訓練を体験する中で、日頃のつながりの大切さについて意識啓発を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き中学校をはじめ小学校区単位での避難所運営開設訓練においてもあらゆる世代との繋がりを基に訓練を実施を実施する。 |
| | 1-(1) | | <ul style="list-style-type: none"> 地域活動協議会の会議や、収容避難所開設運営訓練のワークショップなどを通じて、活動の担い手の広がりを図った。 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する。 |
| | 1-(2)-ア | ア | <ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織による地域活動の研究フォーラム「7289 Labo なにわ区ラボ」を開催し、地域活動の仕掛人の話を聴くなど、活動のきっかけや手法を地域住民が勉強した。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域課題のテーマごとに継続実施する。 |
| | 1-(2)-ア | イ | <ul style="list-style-type: none"> 会計事務説明会において、会計マニュアルや透明性の確保などについて説明。(各地域1回) 区HPにおいて、地域活動協議会事業計画・収支予算書を公開。 幅広く情報公開を実施中。(もっと!ほっと!なにわ25事業) | <ul style="list-style-type: none"> テーマごとに継続実施。 |
| | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 新たな担い手づくりを進めるために地域活動フォーラム「なにわ区ラボ」の講師にテーマごとにユニークなまちの活動家等を起用し広報紙等を活用し情報提供した。 | <ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織の情報誌「7289(なにわ区)ラブ」を発行し、地域活動の研究フォーラム「なにわ区ラボ」でのユニークな地域活動を紹介する。 |
| | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織による「なにわ区ラボ」を開催し、地域活動の仕掛人の話を聴くなど、活動のきっかけや手法を地域住民が勉強した。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域課題のテーマごとに継続実施する。 |
| | 1-(3)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> 各地域活動協議会による「地域だより」を発行し、構成団体への配布、地域の掲示板へ張り出すなどし、幅広く情報提供を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施できるよう、中間支援組織による広報支援を継続 |
| | 1-(4)-ア | ア | <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に協議会形成にいたらなかった1地域に対して、支援を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> (平成25年4月形成済み) |
| | 1-(4)-ア | イ | <ul style="list-style-type: none"> 各地域活動協議会による「地域だより」を発行し、構成団体への配布、地域の掲示板へ張り出すなどし、幅広く情報提供を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織による広報支援を継続するとともに区広報紙・ホームページを活用し地域活動協議会の活動紹介を掲載する。 |
| 1-(4)-ア | ウ | <ul style="list-style-type: none"> 会計事務説明会において、会計マニュアルや透明性の確保などについて説明。(各地域1回) 区HPにおいて、地域活動協議会事業計画・収支予算書を公開。 コミュニティビジネス等について、関係局・関係機関との連絡会議。(1回) 社会的ビジネス化の研修会に参加。(4回) | <ul style="list-style-type: none"> 継続実施できるよう、中間支援組織による広報支援を継続。 | |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|--|---|--|
| 浪速区 | 2-(2)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・区民モニター287名に対し、第1回、第2回アンケートを当初年度に実施済 ・行政連絡調整会議を開催し、「市民の声」を情報共有 ・皆さまからの声BOXへのご意見は、経営企画会議で協議等を行う | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度委託したモニターに対し、区の運営に関する効果的なアンケートを今年度までに第3回、第4回として、実施する。 |
| | 2-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・仕組みについて区民に広く情報発信するとともに、各区長間で情報共有し改善に繋げる ・議事録のホームページ公開 ・公募委員の募集数の拡大10人 | <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い層で構成された会議を実施する。 |
| 西淀川区 | 1-(1) | | <ul style="list-style-type: none"> ・区内各種団体で形成された実行委員会と協力し、親子の「ふれあい」「きずな」、選手・地域の「きずな」「つながり」を深めることを目的に親子ミニマラソン・駅伝を開催予定(11月)企画・立案を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会と意義ある大会にするため、開催日までに会議を数回実施し、大会を開催 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・区内の商店会が主体となって、地域、漁業組合、学校等が連携したイベントを開催することにより、区の魅力発信と商店街・地域の賑わい創出を図り、参加者アンケートによりその効果を検証する。 ・実行委員会の開催(6回) ・にぎわい再生イベントの開催(平成24年6月) ・区民まつりへの出展 | <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会の開催と区内商店会でのにぎわい再生イベントの開催(3回予定) |
| | 1-(2)-ア | イ | <ul style="list-style-type: none"> ・区内各地域において、フェイスブックを活用した情報発信を促進しており、現在2地域で発信している。交付した公金の使途についても準備ができしだい公表するよう促している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・区のホームページにおいても準備ができしだい公表 |
| | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織と連携し地域の企業等やマンション住民などを中心に、新しい形式の震災訓練を2地域で実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・区内各地域へ拡げる。 |
| | 1-(4)-ア | イ | <ul style="list-style-type: none"> ・NPOや病院などこれまで地域活動に参画していなかった団体が地域活動協議会に参画することになり、病院の医師を講師に健康についての講演や健康相談会を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災訓練などにおいても、NPOや病院の参画を得ることで、非常時に備えてきめ細かい訓練を実施していく。 |
| ウ | | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織を活用し、会計の透明性を高めるため、各地活協の部会の会計や所属団体の会計を対象にした、会計勉強会を開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織を活用し、より会計の透明性を高めるため、パソコンを使った会計処理勉強会を開催予定 | |
| 淀川区 | 1-(1) | | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織によるインタビュー活動の機会を活用し、企業・NPO・専門学校等、今まで区役所として関わりの薄かった層に対して啓発を行った。 ・7月に企業・NPO交流会を開催し、地域活動の課題について講演を行った。 ・区長が、地域の集会や各種イベントに出席した際、あいさつの中で「つながり」や「きずな」の大切さを訴えた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業・NPO交流会2回目・3回目を開催 ・区広報紙や区ホームページ、SNS、インタビュー活動やセミナー開催時等あらゆる機会を活用し、「ふれあい」「きずな」に大切さを継続して啓発する。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・区フェイスブックにて地域の盆踊りや商店街でのイベント、防犯活動、放置自転車啓発活動、地域清掃活動等の地域活動の情報発信を行った。 ・中間支援組織によるフェイスブック活用講座を開催し、9地域活動協議会で運用が始まった。イベントへの参加呼びかけや地域活動協議会同士での記事のシェアなど活発に利用されている。 ・中間支援組織を活用してタウン誌の発行者と連携を密にし、行政情報に関心の薄い層へも情報発信を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・区フェイスブックを活用した積極的な地域情報発信に継続して取り組む。 ・中間支援組織による紙媒体の効果的な作成講座を地域活動協議会だけでなくNPOや各種団体も対象として開催し、あらゆる世代への情報提供ができるよう取り組む。 |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|--|---|---|
| 淀川区 | 1-(1) | | <ul style="list-style-type: none"> ・区フェイスブックにて地域の盆踊りや商店街でのイベント、防犯活動、放置自転車啓発活動、地域清掃活動等の地域活動の情報発信を行った。 ・地域担当職員やまちづくり支援員が担当地域でのイベントや活動に参加し、運営スタッフや参加者の声の聴き取りを行い、必要な支援につなげた。 ・地域のイベントや活動が「子育て世代」が気軽に参加できるような内容となるよう、主催者等を協力して推進した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・区フェイスブックを活用した積極的な地域情報発信に継続して取り組む。 ・地域担当職員やまちづくり支援員による地域活動への参加や効果測定への支援に継続して取り組む。 ・子育て世代が参加しやすくなるようなイベントへの取組みを推進し、若い住民同士のつながり拡大を図る。 |
| | 1-(2)-ア | イ | <ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページに「あなたも地域活動の輪の中へ～地域活動協議会～」というバナーを設け、補助金交付状況等の各種地域関連情報を一括して情報発信を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページでの情報提供に継続して取り組む。 |
| | | ウ | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織を活用し、労務講座や会計講座、助成金獲得講座といった専門的セミナーを開催し、NPOや地域団体に対して、開かれた組織運営や会計の透明性確保、資金管理等の重要さの啓発や実践的スキルの向上を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織を活用し、地域活動団体の自律的な運営に資する専門講座や情報提供に継続して取り組む。 |
| | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織を活用し、今まで地域活動に関わりの薄かった企業やNPO、各種団体、専門学校等に対してインタビューを実施し、収集したそれぞれの「強み」を地域団体等へ提供し、マッチングを行ったことによって新たなつながりが生まれた。(実績:5件) ・特に、地元から離れて暮らし、地域と関わりが薄かった専門学生と地域のマッチングを通じ、若い世代が地域に入っていくきっかけが生まれた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も中間支援組織を活用した様々な活動主体へのインタビュー活動を通じて情報収集し、マッチングへつなげていく。 |
| | 1-(3)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織の運用するフェイスブックで、インタビューを実施した企業やNPO、専門学校等の各種団体情報を情報発信した。 ・中間支援組織を活用し、区内NPO連絡会の立ち上げ準備を行い、連絡会を通じて各種講座へのNPOの参加を呼びかけた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・インタビュー活動を通じて把握した「強み」をリスト化し、情報発信を行う。 ・企業・NPO交流会を継続開催し、多様な活動団体同士で積極的な交流が行われるよう支援する。 |
| | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織が開催した各種専門講座を通じて地域のコアメンバーを把握し、その人材を地域公共人材として育成するべく取組を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・11月より地域コアメンバー向け連続専門講座を開催し、ファシリテーション等のスキル向上と同時に人材同士の交流を図る。 |
| | 2-(4) | | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催している行政連絡調整会議及び行政連絡調整実務者会議において、区役所と区を管轄する各局の事業所との連絡体制の整備や情報交換を行っている。 ・災害時等における緊急連絡体制の整備を工営所や水道局営業所等とで構築した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も各事業所との間の連絡体制の整備を行い、密接な連携を図る。 |
| 3-(9)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・行政連絡調整会議等において、LGBTにかかる研修や区民まつりなどの行事について、局職員に対し参加を呼び掛けた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も行政連絡調整会議等において呼びかけを行っている。 | |
| 東淀川区 | 1-(1) | | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て関係等各種つながりづくりに向けた様々なイベント実施していると共に、その情報を区ホームページやツイッター等で発信している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き行っていく |
| | 2-(2)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページ等で実施状況を掲載 ・区長会などでの意見交換を随時実施 ・区役所の実務者間での意見交換を随時実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・区長と区民の意見交換の場について、地域課題の把握とともに、地域や区内の施設や団体に働きかけ等を行い、設定していく ・10～11月及び2～3月に区政会議を開催 |
| | 2-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページ等で実施状況を掲載 ・区長会などでの意見交換を随時実施 ・区役所の実務者間での意見交換を随時実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・区政会議委員に対する勉強会の実施(9月) ・区役所地域担当者への区政会議勉強会の実施 |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|-----|---------|------|--|---|
| 東成区 | 1-(1) | | ・各種事業の実施に際しては、広報紙やホームページ、ツイッター等で参加を呼びかけている。 ・地域実情を知る住民が主体となり、若い世代をはじめ地域活動に関わりの薄かった層に対して、ツイッター等のITツールを活用した地域情報発信を行うための支援を行った。(月1回の勉強会) | ・引き続き、多様な媒体を活用して効果的な情報発信を行う。 |
| | 1-(2)-ア | ア | ・地域活動協議会に対して、中間支援組織の活用により、運営委員会の定例開催や議事内容を地域内の誰もが閲覧することができる体制を整えるなどの支援を行った。 | ・さまざまな地域団体が構成されている地域活動協議会を通じて自主的な活動を促進するための支援を行う。 |
| | 1-(2)-ア | ウ | ・地域活動協議会に対して、中間支援組織の活用により、民主的な組織運営(運営委員会の定例開催を支援し、議事内容を地域内の誰もが閲覧することができる体制を整えるなど)や会計の透明性確保(会計年度の中間時期に各地域の会計チェックの機会を提供するなど)の支援を行った。 | ・地域活動協議会を通じて民主的な組織運営や会計の透明性確保に関する啓発を行っていく。 |
| | 1-(2)-イ | | ・未来わがまち推進会議において、テーマごとに各班で企画を実施し、地域団体等に連携を呼びかけた。(テーマごとの班の取組:7回) | ・勉強会の開催(3回)を予定しており、今後のわがまち会議のあり方や地域において求められる活動について意見交換を行う。 |
| | 1-(2)-イ | | ・未来わがまち推進会議において、市民主体となって地域課題解決の取組を行うための企画会議を実施した。(全体会の開催:2回、世話人会:3回) | ・勉強会の開催(3回)を予定しており、今後のわがまち会議のあり方や地域において求められる活動について意見交換を行う。 |
| | 1-(3)-ア | | ・ボランティアやNPO法人などの市民公益活動を応援するスペースとして、区役所1階のふれ愛バンジーをリニューアルした。 | ・ラウンドテーブルや意見交換会を開催し、区民の意見を反映させた環境整備や仕組みづくりを進める。 |
| | 1-(3)-イ | | ・ボランティアやNPO法人などの市民公益活動を応援するスペースとして、区役所1階のふれ愛バンジーをリニューアルした。 | ・ラウンドテーブルや意見交換会を開催し、区民の意見を反映させた環境整備や仕組みづくりを進める。 |
| | 1-(6) | | ・地域活動協議会に対して、中間支援組織の活用により、民主的な組織運営(運営委員会の定例開催を支援し、議事内容を地域内の誰もが閲覧することができる体制を整えるなど)や会計の透明性確保(会計年度の中間時期に各地域の会計チェックの機会を提供するなど)の支援を行った。 | ・引き続き、中間支援組織を活用しながら地域における民主的な組織運営や会計の透明性確保に関する支援を行っていく。 |
| | 2-(3)-イ | | ・地域活動協議会に対して、中間支援組織の活用により、運営委員会の定例開催や議事内容を地域内の誰もが閲覧することができる体制を整えるなどの支援を行った。 | ・さまざまな地域団体が構成されている地域活動協議会を通じて自主的な活動を促進するための支援を行う。 |
| | 3-(9)-ア | | ・区内の関係官公署で構成する行政連絡調整会議及び同会議の小会議を毎月開催しており、区内の行事やイベントを紹介し、参加を呼びかけている。 | ・引き続き、区役所からの情報発信を行う。 |
| 生野区 | 1-(1) | | ・効果測定の手法について検討中 | ・効果測定の実施 |
| | 1-(2)-イ | | ・新たな地域コミュニティ支援事業としての地域力向上や地域課題を解決するための情報発信などの広報活動を実施 | ・運営方針3-2-1記載の「活動の周知・共有化の仕組みをつくり、参加を呼びかけ」る取組などと連動して地域課題に積極的に取り組む地域活動協議会の魅力を発信し、参加を求めていく。 |
| | 3-(9)-ア | | ・平成24年7月に区長会でとりまとめた「職員力向上基本プランの基本的な考え方」を基本に、平成24年10月に職員PTを設置し、区としての考え方をまとめる仕組みを構築し、平成25年6月に「生野区職員力向上基本プラン」を策定 ・サービス向上に向けた職員向け研修を企画 | ・サービス向上に向けた職員向け研修を区職員全員に対し実施。職員の能力向上をめざす。 |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|---|--|---|
| 生野区 | 3-(9)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 平成24年7月に区長会でとりまとめた「職員力向上基本プランの基本的な考え方」を基本に、平成24年10月に職員PTを設置し、区としての考え方をまとめる仕組みを構築し、平成25年6月に「生野区職員力向上基本プラン」を策定済 サービス向上に向けた職員向け研修を企画 | <ul style="list-style-type: none"> サービス向上に向けた職員向け研修を区職員全員に対し実施。職員の能力向上をめざす。 |
| 旭区 | 1-(1) | | <ul style="list-style-type: none"> 「つながり」や「きずな」については、「旭区地域福祉計画あさひあつたかまちづくり計画」の「身近な地域でのつながりづくりをすすめよう 計画その6」に掲げて「子育てサロン」や「和んで座談会」、「ふれあい喫茶」等を地域で開催している。 | <ul style="list-style-type: none"> 「子育てサロン」や「和んで座談会」、「ふれあい喫茶」の取組みを引き続き実施する。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 旭区ホームページや区ツイッターに、地域行事などを「旭区見聞録」として多数掲載。 | <ul style="list-style-type: none"> 左記の取組みを引き続き実施する。 |
| | 1-(1) | | | <ul style="list-style-type: none"> 連合の枠にとらわれない避難所開設訓練を含む防災訓練やワークショップにおいて、その効果や住民同士のつながりができているかどうかのアンケートを実施する。 |
| | 1-(2)-ア | ア | <ul style="list-style-type: none"> 運営方針2-1-1の地域活動協議会の運営支援の一環で、中間支援組織が地域に出向き、必要な情報提供等を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、中間支援組織を通じて実施していく。 |
| | | イ | <ul style="list-style-type: none"> 運営方針2-1-1の地域活動協議会の運営支援の一環で、中間支援組織も協力しながら、10校下において、順次ホームページを開設している。 | <ul style="list-style-type: none"> 全校下でホームページ開設し、会計情報等を公表できるよう、取り組む。 |
| | | ウ | <ul style="list-style-type: none"> 運営方針2-1-1の地域活動協議会の運営支援の一環で、中間支援組織を通じて実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織の年間活動計画どおり実施予定。 |
| | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 各地域活動協議会の場で、中間支援組織の「旭区まちづくりセンター」がプロボノを活用して、地域が必要とする活動を支援することができる旨情報提供を行っているが、現時点では実績がない。 <p>(ここでは、「各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア団体」を言います。)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、中間支援組織から情報提供を行い、必要に応じて人材の派遣などを行う。 |
| | 1-(3)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> 旭区役所内に「NPO・ボランティア情報コーナー」(掲示板)を開設し運営してきているが、適切な運営が図られるよう「運営要領」を25年4月に策定した。NPO・ボランティアなどからの依頼に基づきポスター等を掲示し、来庁者への情報提供を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、区役所内の「NPO・ボランティア情報コーナー」(掲示板)に、NPO・ボランティア団体などの情報を掲載し、来庁者に情報提供を行う。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 地域活動協議会が交流の場となっている校下(太子橋)では、積極的な取組がなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、中間支援組織の活用も図りながら活動主体間の連携・協働を推進する。 |
| | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 地域活動協議会の年間活動及び運営支援等のイメージ(旭区まちづくりセンター支部作成)に基づき、支援を実施中。 収支報告書作成説明会 ホームページ研修・パソコン研修など | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、9月以降も実施するとともに、市民局において進めている地域公共人材バンク制度が平成25年末頃に創設される見込みとなったので、今後、これも活用することができる旨、地域活動団体に情報提供等を行っていく。 |
| 1-(4)-ア | イ | | <ul style="list-style-type: none"> 各地域活動協議会設立時に、一定整理しているが、追加参画は引き続き可能。 | |
| 1-(4)-ア | ウ | <ul style="list-style-type: none"> 運営方針の2-1-1の地域活動協議会の運営支援の一環で、支援を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、中間支援組織を通じて働きかけを行う。 | |
| 1-(6) | | <ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織の地域活動協議会等への支援に係る取組年間スケジュールを提出させ実施中。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、取組年間スケジュールに沿って取り組んでもらう。 | |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取 号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|--|---|--|
| 旭区 | 2-(3)-イ | | ・職員による地域担当制により、地域活動協議会などの地域活動の場に出席し、地域課題などの情報を収集し、区役所内の会議で共有を図っている。 | ・引き続き職員による地域担当制により、地域活動協議会などの地域活動の場に出席し、地域課題などの情報を収集し、区役所内の会議で共有を図っていく。 |
| | 2-(3)-イ | | ・中間支援組織の支援計画に取り入れ、人材育成ができる旨情報提供を行っている。 | ・引き続き実施、地域活動協議会等の求めに感じ対応する。また、市民局において進めている地域公共人材バンク制度に係る情報提供も行う。 |
| | 2-(4) | | ・市民の声システムの利用や旭区行政連絡調整会議(4回)、旭区内官公署実務担当者会議(2回)を定期的に開催することにより、所管局に着実に引き継がれ所管局において適切に対応する仕組みを構築している。 | ・市民の声や広聴窓口寄せられる要望や意見などについては、必要に応じて、左記の仕組みを活用し対応していく。 |
| | 3-(9)-ア | | ・「安心して住み続けられるまち『旭区』づくりのために～旭区職員力向上基本プラン～」を策定し(8月)、職員のマネジメント職場内10分間研修、ムダ取りや5S等の職場改善、意識改革セミナーを実施。 | ・引き続き、同プランに基づき、職員力向上に向け人事制度の運用、職場風土改に取り組む。 |
| | 3-(9)-イ | | ・「安心して住み続けられるまち『旭区』づくりのために～旭区職員力向上基本プラン～」を策定し(8月)、職場風土改善に取り組んでおり、その一環で、職員提案のカイゼン提案(ベベクローパーファイル：母子手帳交付時に出産後必要な申請用紙を一括してファイリングしたものを事前配布：児童手当の申請遅れなどを防止)を採用し、具体化に向け検討を行った。 | ・ベベクローパーファイルは10月1日より実施予定。左記基本プランに基づく、区長独自の「はなまる賞」授与を甫とする土気向上などの取組みを実施予定。 |
| 城東区 | 1-(2)-ア | ア | ・中間支援組織を活用し、ファシリテーションの派遣や、ブログ等による情報発信を行うなど、自主的な活動に向け、アドバイスを行っている。 | ・地域活動協議会の運営支援について、中間支援組織を活用し、引き続き取り組んでいく。 |
| | | イ | 平成24年度決算について、区ホームページにおいて公表した。 | ・公表していることを、地域に対し、積極的に情報発信していく必要がある。 |
| | | ウ | ・中間支援組織を活用し、アドバイザーを紹介、団体の組織運営などの助言などの支援を行った。 | ・より一層、民生的で開かれた組織運営に向け、引き続き啓発に努め、支援を行う必要がある。 |
| | 1-(2)-イ | | ・養成講座等を受講している方々の情報収集を行った。 | ・養成講座等を受講しながらこれまで地域活動に関わりの薄かった人たちに関する情報を収集し、情報発信していく。 |
| | 1-(4)-ア | イ | ・さまざまな活動主体の参画を促進するため、商店街や企業に向けて、アドバイスを行うなど、支援を行った。 | ・地域において、さまざまな活動主体の参画がさらに広がるよう、引き続き支援を行う。 |
| | | ウ | ・法人格の取得をめざし、意義の説明に努めた。 | ・法人格の取得をめざし、引き続き支援する。 |
| | 2-(4) | | ・所管局に着実に引き継がれ、適切に対応できる仕組みづくりに向け、窓口対応や電話対応、各種相談、地域担当など、区役所で総合的に把握できる情報の収集を行った。 | ・日常生活に関する相談や要望について、総合的に把握するためのフローチャート作成に向け、取り組む。 |
| 3-(9)-ア | | ・「城東区職員力向上基本プラン」を策定した。また、それを踏まえた研修実施に向け、取り組んでいる。 | ・改革を担う職員づくりに向け、「城東区職員力向上基本プラン」を踏まえた研修を実施し、区政推進プロジェクトチームを中心に、自律的な職員づくりに取り組む。 | |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|------|--|---|
| 城東区 | 3-(9)-ア | | ・「城東区職員力向上基本プラン」を策定した。また、それを踏まえた研修実施に向け、取り組んでいる。 | ・改革を担う職員づくりに向け、「城東区職員力向上基本プラン」を踏まえた研修を実施し、区政推進プロジェクトチームを中心に、自律的な職員づくりに取り組む。 |
| | | | ・局の職員に対し、行政連絡調整会議や広聴事業事業所連絡調整会議、区民まつりへの参加などを通じて、ともに基礎自治行政を担うという意識づくりに取り組んだ。 | ・引き続き、局の職員に対し、区民と共に基礎自治行政を担うという意識を啓発するため、局職員と連携し、区政運営に取り組む。 |
| | 3-(9)-イ | | ・「城東区職員力向上基本プラン」を策定した。また、それを踏まえた研修実施に向け、取り組んでいる。 | ・改革を支える人材マネジメントの推進に向け、「城東区職員力向上基本プラン」を踏まえた研修を実施し、区政推進プロジェクトチームを中心に、自律的な職員づくりに取り組む。 |
| | | | ・「城東区職員力向上基本プラン」を策定した。また、それを踏まえた研修実施に向け、取り組んでいる。 | ・改革を支える人材マネジメントの推進に向け、「城東区職員力向上基本プラン」を踏まえた研修を実施し、区政推進プロジェクトチームを中心に、自律的な職員づくりに取り組む。 |
| 阿倍野区 | 1-(1) | | ・地域活動協議会の形成支援や、地域活動協議会の活動支援を行う際にあわせて、多様な媒体を使っての情報発信を周知するとともに支援を行いました。 ・区主催事業等を開催する際には、区広報紙・ホームページだけでなく、ツイッターを活用して情報を発信しました。 | ・今後も引き続き取組めます。 |
| | 1-(2)-イ | | ・区主催の行事等や区まちづくりセンター支部と協働で開催した企業交流会など、さまざまな機会をとらえて地域のまちづくりに向けた活動の必要性などを周知・啓発し、活動への参加を促しました。 | ・今後も引き続き取組めます。 |
| | | | ・区まちづくりセンター支部において、地域に出向く中でそういった情報の収集に努めました。 | |
| | 1-(3)-イ | | ・区まちづくりセンター支部が実施する事業や地域活動協議会の会議等に参加するなかで人材の情報収集をすすめました。 ・平成25年度から地域コミュニティの活性化につながるスタッフを育成する「若者が担うまちづくり推進事業」を開始しました。 | ・引き続き、人材の情報収集を進めます。 ・スタッフ(あべ若丸)の活動を積極的に広報します。 ・企画しているイベントの実施を通じ、地域コミュニティ活性化につながる人材を育成します。 |
| | 1-(5)-ア | | ・地域活動協議会の活動支援や、企業交流会などにおいてC B・S Bの意義の周知とともに、地域のニーズ把握に努めており、社会的ビジネス化に向けた準備を進めています。 | ・区内での情報共有を行い、検討を進めます。 |
| | 1-(5)-イ | | ・地域活動協議会の活動支援や、企業交流会などにおいてC B・S Bの意義の周知とともに、地域のニーズ把握に努めており、社会的ビジネス化に向けた準備を進めています。 | ・対象となる事務事業の洗い出しを行います。 |
| 住之江区 | 3-(9)-ア | | ・「咲洲リバイタルプラン骨子」(案)の策定へ向けた取組の一つとして、南港在住の市職員を対象とした南港・咲洲地域の将来についての意見交換会を実施した。 | ・局職員に対する意識啓発を行う効果的な仕組みづくりを検討していく。 |
| 住吉区 | 1-(2)-ア | ウ | ・区まちづくりセンター支部において、地域活動協議会をはじめとする地域団体の支援を呼びかけを行っている。 ・また、twitterなどのSNSで地域の活動を周知している。 | ・区まちづくりセンター支部において、タウンミーティングを企画するなど周知を図る。 ・また、各地域活動協議会に9月末で仮精算を依頼し、確認を行う。 |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|--|--|--|
| 住吉区 | 1-(2)-イ | | ・区まちづくりセンター支部において、地域に向く中でそういった人の情報の収集に努めている。 | ・区まちづくりセンター支部において、タウンミーティングや地域編集塾()を企画し、地域に情報提供する。 (地域編集塾とは...グループワーク等により具体的な地域での「強み」「弱み」「課題」等の把握・整理を行い、多世代にわたるコミュニティの融合や、新たな担い手の発掘や人材の育成につなげることを目的とした講座。以下同じ。) |
| | | | ・ で述べたように、情報収集に努めているところである。 | ・区まちづくりセンター支部において、タウンミーティングや地域編集塾()を企画し、人材とニーズのマッチングを促進していく。 |
| | 1-(3)-ア | ・区まちづくりセンター支部において、NPOなどの情報を収集に努めている。 | ・区まちづくりセンター支部において、地域編集塾()を企画し、地域団体やNPO、企業など様々な活動主体の連携・協働を促進していく。 | |
| | 2-(3)-イ | ・区まちづくりセンター支部において、地域に向く中でそういった人の情報の収集に努めている。 | ・引き続き区まちづくりセンター支部において、情報収集に努める。 | |
| | 3-(9)-ア | ・「局職員の区役所兼務」など、局職員の意識改革を推進する方策について、区長会等で検討。 | ・関係局との調整を行いつつ、区長会等で方法論についての議論を深めていく。 | |
| 東住吉区 | 1-(1) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙における地域活動協議会の活動を毎月紹介するコーナーの開設(広報紙6月号より)、ホームページにおいて地活協の活動を地域ごとに紹介するコーナーの開設(全14地域)、地域活動協議会以外の地域の取組について紹介するコーナーの開設 ・ これまで広報担当のみで実施していたツイッターでの情報発信を各課単位で行い、より迅速で詳細な情報発信ができるようになった結果、フォロワーの増加にも繋がった。 ・ 昨秋に募集を開始した、区民ボランティア記者組織を本格的に立ち上げ、区民ボランティアの取材による記事(地域での出来事や行事、区のイベントなど)を広報紙に掲載し、区民目線での読み物の充実をめざした。 ・ 区民主体の区民フェスティバルの実現にむけ、区民が参加する企画会議等を開催し、区民相互の親睦を図り連帯感を高める内容の検討 ・ 区民ボランティアとの協働による連続歴史講座等の開催。区ホームページ「東住吉100物語」の充実の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区政モニターを利用して、住民同士のつながりについてアンケートを実施 ・ 左記事項について順次更新 ・ 区が持つ広報媒体のそれぞれの特性を活かしたタイムリーな情報発信を今後も心掛ける。広報媒体に情報を掲載しただけでは不十分といえるので、広報の効果を測定する方法(プレゼントコーナーを設け、毎号区民に感想を送っていただく等)を開始する。 ・ 区が発信する情報を区民の方が気軽に入手できるよう「広報サポーター制度」を開始。(区内の事業所等にボランティアでの広報紙の配架の協力を呼びかけるもの) ・ 10月の開催に向けて、継続実施 ・ 11月の事業実施に向けて、企画会議を開催。同企画会議において「100物語」の新たな項目の検討・作成 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙における地域活動協議会の活動を毎月紹介するコーナーの開設(広報紙6月号より)、ホームページにおいて地活協の活動を地域ごとに紹介するコーナーの開設(全14地域)、地活協以外の地域のとりくみについて紹介するコーナーの開設 ・ これまで広報担当のみで実施していたツイッターでの情報発信を各課単位で行い、より迅速で詳細な情報発信ができるようになった結果、フォロワーの増加にもつながった。 ・ 昨秋に募集を開始した、区民ボランティア記者組織を本格的に立ち上げ、区民ボランティアの取材による記事(地域での出来事や行事、区のイベントなど)を広報紙に掲載し、区民目線での読み物の充実を目指した。 ・ 区民主体の区民フェスティバルの実現にむけ、区民が参加する企画会議等を開催し、区民相互の親睦を図り連帯感を高める内容の検討 ・ 区民ボランティアとの協働による連続歴史講座等の開催。区ホームページ「東住吉100物語」の充実の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区政モニターを利用して、住民同士のつながりについてアンケートを実施 ・ 左記事項について順次更新 ・ 区が持つ広報媒体のそれぞれの特性を活かしたタイムリーな情報発信を今後も心掛ける。広報媒体に情報を掲載しただけでは不十分といえるので、広報の効果を測定する方法(プレゼントコーナーを設け、毎号区民に感想を送っていただく等)を開始する。 ・ 区が発信する情報を区民の方が気軽に入手できるよう「広報サポーター制度」を開始。(区内の事業所等にボランティアでの広報紙の配架の協力を呼びかけるもの) ・ 10月の開催に向けて、継続実施 ・ 11月の事業実施に向けて、企画会議を開催。同企画会議において「100物語」の新たな項目の検討・作成 |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|---------|--|---|
| 東住吉区 | 1-(1) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙における地域活動協議会の活動を毎月紹介するコーナーの開設（広報紙6月号より）、ホームページにおいて地活協の活動を地域ごとに紹介するコーナーの開設（全14地域）、地活協以外の地域のとりくみについて紹介するコーナーの開設 ・ これまで広報担当のみで実施していたツイッターでの情報発信を各課単位で行い、より迅速で詳細な情報発信ができるようになった結果、フォロワーの増加にも繋がった。 ・ 昨年に募集を開始した、区民ボランティア記者組織を本格的に立ち上げ、区民ボランティアの取材による記事（地域での出来事や行事、区のイベントなど）を広報紙に掲載し、区民目線での読み物の充実をめざした。 ・ 区民主体の区民フェスティバルの実現にむけ、区民が参加する企画会議等を開催し、区民相互の親睦を図り連帯感を高める内容の検討 ・ 区民ボランティアとの協働による連続歴史講座等の開催。区ホームページ「東住吉100物語」の充実の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区政モニターを利用して、住民同士のつながりについてアンケートを実施 ・ 左記事項について順次更新 ・ 区が持つ広報媒体のそれぞれの特性を活かしたタイムリーな情報発信を今後も心掛ける。広報媒体に情報を掲載しただけでは不十分といえるので、広報の効果を測定する方法（プレゼントコーナーを設け、毎月区民に感想を送っていただく等）を開始する。 ・ 区が発信する情報を区民の方が気軽に入手できるように「広報サポーター制度」を開始。（区内の事業所等にボランティアでの広報紙の配架の協力を呼びかけるもの） ・ 10月の開催に向けて、継続実施 ・ 11月の事業実施に向けて、企画会議を開催。同企画会議において「100物語」の新たな項目の検討・作成 |
| | | ア | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動協議会の活動を支援する地域活動活性化促進事業を7月より実施、自律的な地域運営の実現に向けた支援を計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動活性化促進事業において、地域まちづくりについて専門的知識のある受託事業者により、他区の地活協の先進事例や各種制度等の紹介、地域の要望・実情に応じた会計・事業計画・広報等実務面の研修の実施、地域活動に従事する人たちが参加する交流や意見交換の場の提供等を行い、地域活動の担い手の知識・技術の習得・向上、多様な地域活動主体の地活協への参画促進につなげる。 |
| | 1-(2)-ア | イ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度の補助金の精算額、今年度の補助金の申請額・交付決定額について、区ホームページに公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記事項について順次更新 |
| | | ウ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動協議会の活動を支援する地域活動活性化促進事業を7月より実施、自律的な地域運営の実現に向けた支援を計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動活性化促進事業において、地域まちづくりについて専門的知識のある受託事業者により、他区の地域活動協議会の先進事例や各種制度等の紹介、地域の要望・実情に応じた会計・事業計画・広報等実務面の研修等の実施、地域活動に従事する人たちが参加する交流や意見交換の場の提供等を行い、地域活動の担い手の知識・技術の習得・向上、多様な地域活動主体の地活協への参画促進につなげる。 |
| | | 1-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙における地活協の活動を毎月紹介するコーナーの開設（広報紙6月号より）、ホームページにおいて地活協の活動を地域ごとに紹介するコーナーの開設（全14地域）、地活協以外の地域のとりくみについて紹介するコーナーの開設 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民が主体的に行う、地域の教育力の向上に寄与する事業や、地域課題に取り組むための事業を支援し、学習した成果を地域に還元する事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市東住吉区地域福祉活動推進事業により、区内で活動する団体等が自主的に実施する地域の特性やニーズに応じた地域福祉活動に対し、これに要する経費を補助する。（平成25年10月1日～） |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区主催講座開催時における、教育コミュニティづくりにあらゆる世代が参加しやすい取組の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 14生涯学習ルームで地域連携支援事業を実施 ・ 一時保育の継続実施 |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|------|--|--|
| 東住吉区 | 1-(2)-イ | | ・大阪府東住吉区地域福祉コーディネーター事業により、真に支援が必要とされる高齢者や障がい者等に対する区民による自主的な地域福祉活動を側面支援する。個別相談業務及び地域と福祉関係機関のコーディネートを行う。 | ・広報紙において、区内地活協の特集ページ(11月号)を掲載し、地活協の意味や分野ごとの活動事例を紹介することで、これまで地域活動に関わりの薄かった人々への啓発を行う |
| | | | ・区内の人的資源を活かすなでしこ支援人材バンクを活用した講座の実施・同バンクの情報提供 | ・大阪府東住吉区地域福祉コーディネーター事業及び大阪市地域福祉活動推進事業(研修・啓発)により、通常の相談業務等への側面支援に加えて、コーディネーターのスキルアップを図るために研修(全5回)を行う。(平成25年10月1日~) |
| | | | ・地域活動協議会の活動を支援する地域活動活性化促進事業を7月より実施、自律的な地域運営の実現に向けた支援を計画 | ・区民講師講座の実施(11月・12月・3月予定) ・区ホームページの活用や生涯学習関係者に向けた情報提供の継続実施 |
| | 1-(3)-ア | | ・地域活動協議会の活動を支援する地域活動活性化促進事業を7月より実施、自律的な地域運営の実現に向けた支援を計画 | ・地域活動活性化促進事業において、地域まちづくりについて専門的知識のある受託事業者により、他区の地活協の先進事例や各種制度等の紹介、地域の要望・実情に応じて会計・事業計画・広報等実務面の研修等の実施、地域活動に従事する人たちが参加する交流や意見交換の場の提供等を行い、地域活動の担い手の知識・技術の習得・向上、多様な地域活動主体の地域活動協議会への参画促進につなげる。 |
| | | | ・広報紙における地活協の活動を毎月紹介するコーナーの開設(広報紙6月号より)、ホームページにおいて地域活動協議会の活動を地域ごとに紹介するコーナーの開設(全14地域)、地活協以外の地域のとりくみについて紹介するコーナーの開設 | ・左記事項について順次更新 |
| | 1-(4)-ア | イ | ・地域活動協議会の活動を支援する地域活動活性化促進事業を7月より実施、自律的な地域運営の実現に向けた支援を計画 | ・地域経済活性化事業により、質の高い商品を製造・販売している東住吉区と平野区の事業者をPRする「地域ブランドええもん市~東住吉・平野~(平成25年9月28日)」及び地元企業のすばらしさや認知度をあげ地域の活性化を図るための「第9回産業交流フェア(平成25年10月25・26日)」を開催することにより、起業環境の改善や地域経済の活性化につなげていく。 |
| | | ウ | ・地域活動協議会の活動を支援する地域活動活性化促進事業を8月より実施、自律的な地域運営の実現に向けた支援を計画 | ・地域活動活性化促進事業において、地域まちづくりについて専門的知識のある受託事業者により、地域活動に従事する人たちが参加する交流や意見交換の場の提供等を行い、他地域・他団体とのネットワークづくりを支援することで、多様な地域活動主体の地活協への参画促進につなげる。 |
| | 1-(5)-ア | | ・地域活動協議会の活動を支援する地域活動活性化促進事業を7月より実施、自律的な地域運営の実現に向けた支援を計画 | ・地域活動活性化事業において、各地域の実情に応じて、研修等の場で他区の地活協の先進事例等によりC B・S Bを紹介することで周知し、C B・S Bの促進につなげる。 |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|------------------------------------|---|---|
| 東住吉区 | 1-(5)-イ | | ・社会的ビジネスの説明研修により、意義再確認を行った。 | ・本区における社会的ビジネス化事業の検討会等の実施 |
| | 1-(6) | | ・地域活動協議会の活動を支援する地域活動活性化促進事業を7月より実施、自律的な地域運営の実現に向けた支援を計画 | ・地域活動協議会による自律的な地域運営の早期実現をめざし、地域の要望・実情に応じて効果的に支援する地域活動活性化促進事業を実施し、地域まちづくりについて専門的知識のある受託事業者により、会計や書類作成、事業計画等実務面での研修や実習に重点を置いた支援を行う。 |
| | 2-(1)-ウ | | ・未利用地の活用等について、区政会議のまちづくり部会による、現地視察及び部会での意見等を聞き取っている。 | ・部会で出された意見等を検討し、地域実情や特性に応じた施策・事業・運営方針の策定を検討していく。 |
| | | | ・広報紙、区ホームページへのメッセージ掲載や、区ボランティア記者によるインタビューの掲載や、各イベントの参加情報や感想などツイッターで発信している。 | ・各イベントなど区長よりツイッターのメッセージのアップなど継続していく。 |
| | 2-(2)-ア | | 区政会議の公募委員を増員し開催。3つの部会も開催し区民の意見やニーズを聞き取っている。 | さらなる周知の強化と、広聴広報の手法の強化充実を検討する。 |
| | | | 区のホームページやツイッター、広報紙で情報を発信している。 | |
| | 2-(2)-イ | | ・区政会議の公募委員を増員し開催。3つの部会も開催し区民の意見やニーズを聞き取っている。 | ・さらなる周知の強化と、広聴広報の手法の強化充実を検討する。 |
| | | | ・区のホームページやツイッター、広報紙で情報を発信している。 | |
| | 2-(3)-イ | | ・4月に地域担当制度設置要綱を制定し、未来戦略課を中心に各課の職員を地域担当職員として配置し、各地域での地域活動協議会をはじめとした地域団体等による運動会や夏祭り等様々な行事や活動の情報を収集 ・広報紙における地活協の活動を毎月紹介するコーナー（広報紙6月号より）、ホームページにおいて地域活動協議会の活動を地域ごとに紹介するコーナー（全14地域）、地域活動協議会以外の地域のとりくみについて紹介するコーナーの他、ツイッターも活用し、収集した情報を発信 | ・地域担当制度を活用した情報の収集・発信を継続 |
| | 2-(4) | | ・区民からの全般的な相談に対しては、各課横断的な対応を行うため、広聴広報検討会議を立ち上げより良い対応を行える体制を整えた。 ・区役所職員全体にチャレンジ意識を波及させ、適切な対応が出来る職員づくりをめざし、職員の能力向上のため、各種研修を行っている。（タウンウォッチング、接遇研修、個人情報保護研修） | ・広聴広報検討会議は毎月継続し、各課の情報共有により、情報が引き継がれ適切に対応できる体制を維持していく。 ・適切に対応できる職員作りのため、能力向上研修を行う。（パソコン操作研修） |
| 3-(9)-ア | | ・区行連など関係部局へ各種イベントなどへの参加等の協力を求めている。 | ・区行連など関係部局へ各種イベントなどへの参加等の協力を求めているが、今後、局へのアプローチも進めていくことを検討する。 | |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取 号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|-----|---------|---|--|--|
| 平野区 | 1-(1) | | ・防災訓練を通して、地域住民同士の「つながり」や「きずな」の大切さを理解してもらうため、公募型防災訓練を企画した。 | ・11月の実施に向け取組を進める。 |
| | | | ・区役所が主催するイベントのみならず、地域団体等が開催するイベント等においても、ホームページや区広報板、ツイッター等のさまざまな広報媒体を活用して開催案内を行い、参加を呼びかけた。 | ・引き続き、ホームページや区広報板、ツイッター等のさまざまな広報媒体を有効に活用し、イベントや活動の情報を発信する。 |
| | | | ・地域活動協議会が主催するイベント開催時等に、各種活動の効果を測るためのアンケートを実施した。 | ・アンケート未実施の地域においてはアンケートを実施するよう働きかける。 |
| | 1-(2)-ア | ア | ・平野区まちづくりセンター支部のコーディネートにより、地域団体間の連携が促進された。 | ・より多くの地域団体が連携、協働できるよう、継続して取組を行う。 |
| | | イ | ・地域団体に交付した公金の金額等をホームページにて公開している。 | ・継続的に情報の公開を行う。 |
| | | ウ | ・地域活動協議会の会計の透明性確保のため、会計事務研修会を開催するとともに、平野区まちづくりセンター支部が会計処理の支援を行った。 | ・引き続き、会計の透明性確保の重要性を啓発し、会計処理の支援を継続する。 |
| | 1-(2)-イ | | ・地域のまちづくり冊子を作成して、さまざまな人たちに地域情報を提供するため、事業者および取組地域との調整を行った。 | ・取組地域に説明会を開催し、以降計画的に冊子編集会議等を実施する。 |
| | 1-(3)-ア | | ・地域活動協議会や地域団体のイベント情報等を、区広報紙やホームページ、ツイッター等を活用して広く情報発信した。 | ・引き続き各種広報媒体を活用し、活動情報を発信する。 |
| | 1-(4)-ア | ア | ・地域活動協議会が未形成であった2地域において、平野区まちづくりセンター支部と連携して支援を行うことで形成へとつなげた。 | ・残り1地域において引き続き形成支援を行う。 |
| | | イ | ・各地域活動協議会における活動をより活性化させるため、さまざまな地域団体等へ参画を促した。 | ・参画促進のための取組を継続する。 |
| | | ウ | ・地域活動協議会の会計の透明性向上のため、平野区まちづくりセンター支部が会計処理の支援を行った。 | ・引き続き会計処理の支援を継続する。 |
| | 1-(5)-イ | | ・コミュニティビジネスのことを地域に理解してもらうため、また区職員の理解を深めるため、講師を招いたコミュニティビジネス研修会を企画した。 | ・9月に左記研修会を開催する。また、コミュニティビジネスの取組を進めていくためには、取組事例の収集や、実施できなかった事例の問題点の整理および分析が必要である。 |
| | 1-(6) | | ・地域活動協議会の円滑な運営に寄与するため、平野区まちづくりセンター支部および地域担当者を活用し、各地域の実情や特性の把握に努めた。 | ・平野区まちづくりセンター支部と地域担当者の連携した取組を継続する。 |
| | 2-(1)-ウ | | ・区内125箇所設置している広報板にて区政にかかる情報を発信した。 | ・引き続き区政の情報発信に区広報板を有効に活用する。 |
| | 2-(4) | | ・まちづくり協働課に市民要望担当を設置し、区民の相談や要望を受け付け、所管局へ引き継ぐ体制を構築した。 | ・引き続き所管局に着実に引き継ぐことができるよう運用していく。 |
| | | ・区民向け冊子「平野区の防災の取組について～災害に備えて」の作成に向けて調整を行った。 | ・10月(予定)の公表に向けて作業を進める。 | |

() 平成25年度の区運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 区 | 項目 | 番取 号組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|---|---|--|
| 平野区 | 3-(9)-ア | | ・区役所職員がめざす職員像を定め、そのための方向性や具体的取組をまとめた「平野区職員力向上基本プラン」を平成25年6月に策定し、設定した目標の実現に向け取り組んだ。 | ・「平野区職員力向上基本プラン」に基づき取組を推進していく。 |
| | | | ・平野区行政連絡調整会議において区内の行事やイベント情報等の周知、共有を行い、局の職員に対して参加を促した。また、区の課題に対しての意見を求めた。 | ・平野区行政連絡調整会議の場を活用して区内行事等の活動への参加を促す。また、区民と共に基礎自治行政を担うという意識を啓発するため、区内在住の市職員に対し、区政に関するアンケート調査を実施する。 |
| | 3-(9)-イ | | ・3-(9)-ア に同じ | ・3-(9)-アに同じ |
| | | | ・3-(9)-ア に同じ | |
| 西成区 | 1-(1) | | ・区長ツイッターを活用し区のイベントなど様々な情報を発信した。 | ・今後も区長ツイッターを活用し、様々な情報を発信していく。 |
| | 1-(2)-ア | ア | ・未来わがまち推進会議の西成ミュージカルや区民等から募集したタウン誌編集部において活動を活性化させるために、ファシリテーションをおこなう専門的な人材を派遣し、その活動を促進させた。 | ・今後も継続的に専門的な人材を派遣し活動を促進させていく。 |
| | 1-(3)-ア | | ・7月2日に、南エリアの中間支援組織が共催して、地域活動に関心のある企業やNPOと地域団体が交流する異次元ライブを開催し、それぞれの活動情報を提供し合い、意見交換することでニーズのマッチングを探る取組を行った。 | ・10月24日に、中間支援組織の支援により、西成区内を中心に活躍している企業・NPOを対象とした交流会を開催し、地域活動に関心のある人等の情報を収集し、了承を得られれば地活協に提供して人材等とニーズのマッチングを探っていく。 |
| | | | ・7月2日に、南エリアの中間支援組織が共催して、地域活動に関心のある企業やNPOと地域団体が交流する異次元ライブを開催し、それぞれの活動情報を提供し合い、意見交換することでニーズのマッチングを探る取組を行った。 | ・10月24日に、中間支援組織の支援により、西成区内を中心に活躍している企業・NPOを対象とした交流会を開催し、地域活動に関心のある人等の情報を収集し、了承を得られれば地活協に提供して人材等とニーズのマッチングを探っていく。 |
| | 1-(3)-イ | | ・平成25年6月から区役所全体で各課の課長・課長代理により分担することとし、地域担当制の強化を図った。 ・地域の会合や行事に職員が参加し、地域と行政のつながりの強化を図っている。この他にも、様々な課題解決に向けた会議に区職員が参画することで、地域と行政が連携するまちづくりを推進している。 | ・今年度から新しい体制での地域担当制となったため。地域との新たな信頼関係の構築が課題となっており、人間関係の構築を図りながらすべての地域に関わり地域公共人材の充実を図る。 |
| | 1-(5)-ア | | ・市主催の研修に職員が参加し、中間支援組織を通じて各地域活動協議会に向けて啓発活動をおこなっている。 | ・今後も、地域におけるCB・SBの理解を深めるため啓発を継続し取組を推進していく。 |
| | 1-(5)-イ | | ・将来商品化につながっていくことをめざす区のさまざまな魅力を組み入れたウォーキングイベントを企画準備を行った。 | ・区のさまざまな魅力を組み入れたウォーキングイベントを実施し社会的ビジネス化を推進する。 |
| | 2-(1)-ウ | | ・区ホームページと毎月の広報紙に「区長の部屋」のコーナーを設置し、区長からのメッセージを掲載している。 | ・今後も「区長の部屋」のコーナーを継続し、定期的に区長のメッセージを区民に発信していく。 |
| | 3-(9)-ア | | ・これまでの人材育成行動宣言に基づく取組をふまえ、人材育成の基本的な考えをとりまとめたうえで、6月に西成区役所職員力向上基本プランを策定し、取組を進めている。 | ・西成区役所職員力向上基本プランに基づき、「人材育成」「組織マネジメント」を推進していく。 |
| | | | ・区行政連絡会等で各局の担当者に、「西成大そうじ」や「区民祭り」、地域の夏祭り等を紹介し、参加していただけるよう促した。 | ・区行政連絡会議は毎月開催しているのでその場を使って区の行事や地域の行事を案内していく。 |
| 3-(9)-イ | | ・これまでの人材育成行動宣言に基づく取組をふまえ、人材育成の基本的な考えをとりまとめたうえで、6月に西成区役所職員力向上基本プランを策定し、取組を進めている。 | ・西成区役所職員力向上基本プランに基づき、「人材育成」「組織マネジメント」を推進していく。 | |

**「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」
と評価した項目（平成 24 年度末現在）の
取組状況**

【区役所】

本資料の説明

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目（平成 24 年度末現在）の取組状況(59 頁～74 頁)

「区役所の取組」のうち、平成 24 年度末現在で成果目標の達成状況が「必ずしも順調でない」との評価になった項目【1-(3)-イ、1-(5)-ア、1-(5)-イ、2-(2)-ア、2-(2)-イ】の取組については、特に厳格に進捗管理をしていく必要があることから、取組実績と成果の実現に向けた課題と方向性を次頁以降に再掲載しています。

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|-------------|---------|---|--|--|--|
| 北 区 | 1-(3)-イ | | ・地域公共人材・団体の発掘のため、区長を中心に幅広いネットワーク構築に努めているが、区運営方針において区の実情や特性に応じた具体的取組内容や目標設定を明らかにできていない。 | C | 【9月以降】 ・各区の取組状況等を参考に検討していく。 【平成26年度の方向性】 |
| | 1-(5)-ア | | ・地域におけるCB/SBの理解を深めるため、職員研修会を実施 ・CB/SBを含めた社会的ビジネス化勉強会へ参加し(2名)、具体的事例の検討を行った。また、放置自転車問題、見守り事業に関する意見交換会へも参加(各1名) ・市政改革室から講師を招き、CB/SB研修を実施(36名受講) | A | 【9月以降】 ・地域活動協議会にCB/SBの必要性や有効性を理解してもらうことが必要であるため、説明会を実施する。また、職員に対しては、様々な機会を捉え研修会等を実施することにより、認知度アップを図る。 【平成26年度の方向性】 ・一括補助金制度の動向及び地域活動協議会の成熟度を踏まえ、必要に応じた支援を行っていく。 |
| | 1-(5)-イ | | ・CB/SBを含めた社会的ビジネス化勉強会の報告を関係課にて共有するとともに、放置自転車問題、見守り事業に関する意見交換会へは事務所管課職員とともに参加した。 ・協働型事務委託のガイドライン説明会へ関係課職員とともに参加した。 | A | 【9月以降】 ・一定の見識がないと、どのように事業を再構築していくのか検討することは難しい。平成26年度予算編成に向け、職員の認識を高めつつ、予算要求に合わせ、事業手法(委託、協働、補助)の検討を行う。 【平成26年度の方向性】 |
| | 2-(2)-ア | | ・区長サロンを毎月開催。寄せられた意見に対する区政への反映は一定図られている。 | A | 【9月以降】 ・区長サロンの開催については、継続して取組んでいく。 ・幅広く区民の意見を聴くため、北区タウンミーティングを9月に実施し、平成26年3月にも開催予定。 【平成26年度の方向性】 ・区長サロン、タウンミーティングの開催は継続して取り組みたい。 |
| | | | ・構築した仕組みについて、区民に広く情報発信する取組は実施している。 ・区長会・部会等で区長間で情報共有し、共通課題に対して連携して対処する仕組みはできている。 | (A) | 【9月以降】 ・引き続き、区長会、部会等での取組を継続していく。 【平成26年度の方向性】 ・同上 |
| | 2-(2)-イ | | ・区政会議の委員を公募し、定員の2/3を公募委員とした。 ・区政会議を8月末までに2回開催した。寄せられた意見を区政へ反映させる仕組みは一定できている。 | A | 【9月以降】 ・継続して取組んでいく。 【平成26年度の方向性】 ・同上 |
| | | ・構築した仕組みについて、区民に広く情報発信する取組は実施している。 ・区長会・部会等で区長間で情報共有し、共通課題に対して連携して対処する仕組みはできている。 | (A) | 【9月以降】 ・引き続き、区長会・部会等での取組を継続していく。 【平成26年度の方向性】 ・同上 | |
| 都 島 区 | 1-(3)-イ | | ・地域活動協議会の未形成地域が複数存在するなど、区の地域実情を踏まえ、地域活動協議会が形成された地域を中心に2~3回程度、会合等に参加し、まず上半期の目標として、地域公共人材の考え方の普及啓発に取り組んだ。 ・一地域では、特定の分野に習熟した人材発掘など自主的な取組が進められている。 | A | ・地域公共人材の考え方の普及、特に若い世代の人材が不足していることが課題である。 ・あらゆる施策で取り組んでいる若い世代のまちづくり参加促進と運動しつつ、まず、地域活動協議会運営の実践を通じた人材育成に取り組む。 |

(点検結果の凡例)

A:成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B:成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C:取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|-----|---------|------|--|------|---|
| 都島区 | 1-(5)-ア | | ・地域活動協議会の未形成地域が複数存在するなど、区の地域実情を踏まえ、地域活動協議会が形成された地域を中心に、会合等に参加し、まず上半期の目標として、コミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスの考え方の普及啓発に取り組んだ。 | A | ・コミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスの考え方の理解は次第に進みつつあるが、具体的な事業対象と実行のための資源が不足していることが課題である。 ・他区、他都市事例など、市政改革室からのアドバイスを受けながら、実現にむけた支援を引き続き行う。 |
| | 1-(5)-イ | | ・市政改革室主催などによる事例発表会(於東成区)に参加し、情報収集を行った。 | A | ・実現性の高い手法・メニューの提示ができていないことが課題であり、市政改革室からのアドバイスを受けながら、まちづくりセンターと連携して、取組を進める。 |
| | 2-(2)-ア | | ・区民モニターについて、回答者を全員無作為抽出とすることで、サイレント・マジョリティなどより幅広い区民の意見反映の仕組みづくりを進めた。 ・若い世代の区民と地域振興会役員が世代を超え本音で語り合った「ぶっちゃけ都島」の続編について企画・検討を進めた。 | A | ・若い世代の区政への意見反映は、若い世代のまちづくり参加促進とともに課題であり、「ぶっちゃけ都島」第2回を11月に実施予定。 |
| | | | ・「ぶっちゃけ都島」第1回については、ユー 스트リーム録画アーカイブをホームページに掲載し、様々な機会 で情報発信に努めた。 | (A) | ・「ぶっちゃけ都島」の続編開催では、区政会議同様SNSなども活用し、会議の事前・事後の広報を強化する。 |
| | 2-(2)-イ | | ・区政会議開催(7月) ・10月の委員改選に伴い、新たに無作為抽出公募による委員募集を行い、サイレントマジョリティなど、より幅広い区民の意見反映の仕組みづくりを進めた。 | A | ・区政会議の認知度の低さなど、区民の区政運営への参画意識の一層の向上が課題である。 ・委員改選後の会議運営を着実に進めつつ、SNSなども活用し、会議の事前・事後の広報を強化する。 |
| | | | ・区政会議を区内ソーシャルメディアの協力のもと、ユー ストリーム配信し、ソーシャルストリームによるコメントも受け付けるなど双方向の情報発信に努めた。(録画アーカイブもホームページに掲載) | (A) | ・上記課題に対応するため、ユー ストリーム配信の閲覧者数増などに取り組む。 |
| 福島区 | 1-(3)-イ | | ・「地域公共人材」として地域に必要とされる人材を発掘・養成するため、地域での人材情報収集等を行った。 | A | [課題] ・これまで情報収集できた人材を中心に、地域での今後の活躍につながるスキルやノウハウ等を持った人材を養成する必要がある。 [9月以降の方向性] ・地域団体の活動の活性化や団体間での連携・協働などについてファシリテーションを行う人材の育成講座や、地域活動協議会の広報を行う人材を発掘して育成するための講座を、中間支援組織も活用しながら開催する。 [次年度以降の方向性] |
| | 1-(5)-ア | | ・10校区等地域が参加した6月の全体研修会において「コミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネス」の啓発と、今秋に予定されている事例の紹介を行った。 | A | [課題] ・コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスについての意義やメリットが地域や活動団体に浸透していない。 [9月以降の方向性] ・地域活動協議会の活動の維持・継続のためにも、増収策に関する啓発説明のみならず、相談体制の整備等の各種サポートを行う。 [次年度以降の方向性] |

(点検結果の凡例)

A : 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B : 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C : 取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|-----|---------|------|---|------|--|
| 福島区 | 1-(5)-イ | | ・社会的ビジネス化手法による「地域課題解決に向けたプロジェクトチーム」に職員が参加している。 | A | [課題] ・対象となる項目のリストアップに至っていない。 [9月以降の方向性] ・職員が「地域課題解決に向けたプロジェクトチーム」に参加する中で得た、他区の成功事例を参考にしながら、社会的ビジネス化の対象となる項目のリストアップを行い、地域との意見調整を進め、実現に向けた環境整備を進めていく。 [次年度以降の方向性] |
| | | | ・区民提案事業の募集を行うも、応募は来ていない。 ・また、地域実情を把握するべく、区民モニターを対象にアンケート調査及び区民の意見を聴取するためのご意見箱「区長に届け みんなの声、そして小さな声」の設置を実施している。 | A | [課題] ・区民提案事業については、応募者がいないため、公募条件や募集テーマの見直しが必要である。 [9月以降の方向性] ・第2回(公募期間9/13まで)での応募がない場合は公募条件や募集テーマを再検討する。 [次年度以降の方向性] |
| | 2-(2)-ア | | ・区民の意見を聴取するためのご意見箱「区長に届け みんなの声、そして小さな声」制度を昨年8月から順次拡大してきたが、区民の理解と認知が定着してきた。また、ご意見に対する回答についても、都度庁内に掲示するとともにホームページに掲載している。 | A | [課題] ・同様の申出内容が重複して寄せられることがあるため、ご意見と回答の周知をより進めていく必要がある。 [9月以降の方向性] ・事務の簡素化により、ご意見聴取から回答提出まで、現在約1ヶ月かかっている日数を短縮する。 [次年度以降の方向性] ・引き続き実施する。 |
| | | | ・区民が区政運営に参画する仕組みとして位置付けている区政会議を、8月27日に実施。聴取したご意見を平成26年度事業に反映する。 | A | [課題] ・部会の設置等を含めて、より深い議論を行える仕組みづくりについて検討する必要がある。 [9月以降の方向性] ・区政会議委員のご意見を踏まえながら部会の設置案を作成し、活発な議論の場を増やす。 [次年度以降の方向性] 引き続き実施する。 |
| | 2-(2)-イ | | ・区政会議を8月27日に実施し、開催内容を今後ホームページや広報紙等でお知らせする。 | A | [課題] ・区政会議への関心や理解が区民に行き渡っておらず、広報を強化する必要がある。 [9月以降の方向性] ・随時広報紙やホームページ等で議事内容をわかりやすくお知らせする。 [次年度以降の方向性] 引き続き実施する。 |
| | | | ・若い世代や現役世代等に対して、地域活動の必要性を実感し、参加意識を促すような連続的なセミナーやワークショップとして、「まちづくり担い手養成事業」の実施に向けて準備を行っており、11月以降に開催する予定である。 ・また、地域活動に関心のある人や地域で活動している人たちが、関心のあるテーマについて意見交換や話し合いなどの交流を行う場として、「このはなブランドラウンドテーブル」を毎月1回開催し、参加者主導のもとでファシリテーションや、人材とニーズのマッチングを行った。 | A | ・「まちづくり担い手養成事業」に関して、いかに多くの受講者に参加してもらい、地域活動の担い手となってもらえるかが課題であることから、広報紙などでの一般公募と合わせて地域活動団体の協力を得て受講してもらえるよう行動する。 ・「このはなブランドラウンドテーブル」に関して、さらなる議論を進めたいところではあるが、このところの数回のラウンドテーブルの参加人数が少ない。よって、9月以降の区広報紙にラウンドテーブルの開催記事を掲載するなどして、新たな参加者を募ることとしている。 |
| 此花区 | 1-(3)-イ | | ・若い世代や現役世代等に対して、地域活動の必要性を実感し、参加意識を促すような連続的なセミナーやワークショップとして、「まちづくり担い手養成事業」の実施に向けて準備を行っており、11月以降に開催する予定である。 ・また、地域活動に関心のある人や地域で活動している人たちが、関心のあるテーマについて意見交換や話し合いなどの交流を行う場として、「このはなブランドラウンドテーブル」を毎月1回開催し、参加者主導のもとでファシリテーションや、人材とニーズのマッチングを行った。 | A | ・「まちづくり担い手養成事業」に関して、いかに多くの受講者に参加してもらい、地域活動の担い手となってもらえるかが課題であることから、広報紙などでの一般公募と合わせて地域活動団体の協力を得て受講してもらえるよう行動する。 ・「このはなブランドラウンドテーブル」に関して、さらなる議論を進めたいところではあるが、このところの数回のラウンドテーブルの参加人数が少ない。よって、9月以降の区広報紙にラウンドテーブルの開催記事を掲載するなどして、新たな参加者を募ることとしている。 |

(点検結果の凡例)

A : 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B : 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C : 取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|-----|---------|------|--|------|--|
| 此花区 | 1-(5)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> 区職員向け研修に関して、現状では、局が実施した研修へ地域活動協議会と連携している担当課職員が参加している。 現在のところ、C B等検討チームの設置には至っていない。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 今年度、地域活動協議会が立ち上がったばかりであり、各地域とも円滑な自主運営に努めている段階である。また、各地域において、ボランティアによる活動に自負を持たれていることから、コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの意義やメリットが浸透している段階であるとはいえない。このため、今年度9月以降、引き続き局が実施する研修に職員が参加してコミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの認識を深め、次年度以降、区職員から地域活動団体に対し、コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの意義やメリットの説明を行い、活用を促進する。 |
| | 1-(5)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 今年度より、「コミュニティ育成事業」についてプロポーザル方式により委託先を公募した。地域活動に取り組む区内の団体に委託を行った結果、区民の意見をもとに行事内容の改善が図られるなどの効果があった。 | A | |
| | 2-(2)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> 地域活動に関心のある人や地域で活動している人たちが、関心のあるテーマについて意見交換や話し合いなどの交流を行う場として、「このはなブランドラウンドテーブル」を毎月1回開催。 区の事業・施策の効果を検証するため、区民モニター調査を2回に分けて実施することとしており、第1回分調査を実施した(地域福祉及び地域保健に関するアンケート)。第2回分は市民協働関連事業・施策について実施予定。 電話、メール、窓口による日常的に受け付ける問合せに対し、「市民の声」として回答を要する案件については、基本的に2週間以内に回答した(延長する場合は、中間回答を行い延長を行った)。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 「このはなブランドラウンドテーブル」に関して、さらなる議論を進めたいところではあるが、このところの数回のラウンドテーブルの参加人数が少ない。よって、9月以降の区広報紙にラウンドテーブルの開催記事を掲載するなどして、新たな参加者を募ることとしている。 平成24年度第2回区民モニターの結果から、区民の意見が区役所に届いていると感じている割合が低かったことから、区民モニターの実施及び結果や市民の声に関する周知が不足していると思われる。区民モニター調査結果を速やかにとりまとめ、ホームページなどで周知するとともに、市民の声における典型事例の公表について検討する。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> このはなブランドラウンドテーブルの開催結果をホームページにより公開し、市民の声による改善事例を区ホームページに掲載により公表した。 市民の声による改善事例を区ホームページに掲載により公表した。 | A | |
| | 2-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 前年度までの区政会議における議論を受け継ぐ形で区政会議各部会(まちづくり、防災防災、健康福祉子育て)を7月に開催した。前年度からの検討課題に係る取組事項に関する平成25年度の進捗状況及び今後の取組の方向性の報告及び提案を行い、各取組内容等に係る地域実状を踏まえた意見を聴取し、今後の取組に反映するよう検討した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度第2回区民モニターの結果から、区民の意見が区役所に届いていると感じている割合が低かったことから、区政会議の実施及び結果に関する周知が不足していると思われる。区政会議実施後速やかに会議録を取りまとめ、ホームページなどで周知する。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 区政会議の部会報告に係る会議録の作成作業を行っている。 | A | |
| 中央区 | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 地域に必要な人材の育成につなげるため、地域担当制を活用した地域のニーズ・実態把握に努めている。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 地域のニーズ・実態把握を行いながら区の地域特性を活かした地域公共人材の育成に向け、中間支援組織と連携し取組みの支援を検討していく。 |
| | 1-(5)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの研修会に職員が参加した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスについて、意義やメリット等の説明を中間支援組織と連携し取り組む。 |
| | 1-(5)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 社会的ビジネス化の基本的な考え方についての勉強会に参加した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 社会的ビジネス化の対象となる区の事務事業について具体的事案を抽出する。 |

(点検結果の凡例)

A: 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B: 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C: 取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|---|--|------|---|
| 中央区 | 2-(2)-ア | | ・「行政連絡調整会議」及び「行政連絡調整会議実務担当者会議」の場や地域担当制を通じて、区内における苦情や要望の発生場所及び状況についての情報の共有化を図り、問題解決に向けた連絡調整を行った。 | A | ・区民からの様々な相談や要望を受け付ける仕組みである「ゆめまるくんのアイデアBOX(ボックス)」に、より多くのご意見等をいただくため、設置場所などの検討を行う。 |
| | | | ・区役所内に設置したご意見箱である「ゆめまるくんのアイデアBOX(ボックス)」に寄せられた意見を市民の声として所管所属に伝達し、アイデアについては区役所の対応についてホームページに掲載し、市民への見える化を図った。 | A | |
| | 2-(2)-イ | | ・地域の特性に応じたより多くの多様な意見や施策などに関する評価をいただくため、公募委員を3名から5名へ増員した。 | A | ・より多くの市民へ情報発信するため、効果的な周知方法について検討し、議事録や資料について速やかにホームページに掲載し、市民への周知を行う。 |
| | | | ・第1回区政会議開催についてホームページや掲示板で周知を行った。 | A | |
| 西区 | 1-(3)-イ | | ・地域資源を活かした取組について、区民と協働で実施し、地域団体やボランティアグループが主体的に取り組めるよう支援するとともに、参加団体、参加者数を増やすことで、人材の育成・発掘につなげた。 ・区内の様々な分野で活動している区民で構成するラウンドテーブルを実施し、意見交換等を行った。 ・健康講座修了者の自主組織「元気か~い」が企画する事業(橋めぐりウォーキング)の実施を支援した。 | (A) | ・引き続き「西区のブランド力向上」の取組の中で、西区の様々な団体との協働あるいは支援を行うことで人材を発掘・育成し、担い手の拡大を図る。 ・地域活動協議会に対し、中間支援組織を活用し地域づくりなどのワークショップ形式等の講習会を実施する。 ・地域活動協議会に対し支援の要望等について意見を聞き、本市の「地域公共人材バンク」とのマッチングが可能か検討する。 ・ラウンドテーブルで受けた提案等を地域課題解決につなげるなど、ラウンドテーブル参加者のノウハウを地域で活かす手法を検討する。 |
| | | | ・緊急雇用創出事業を活用し、広報板や地域情報誌(フリーペーパー)の委託事業を実施しており、ビジネス化として実現可能か検討を行っている。 ・9~10月に「暮らしを豊かにするビジネスアイデアコンテスト」として、まちの魅力を向上させるまたは、まちの課題を解決する事業アイデアを募集している。 | A | ・自主財源確保にむけた地域への働きかけや、試行実施している広報板等の事業について、地域へ説明し、コミュニティビジネスの意義やメリットについて理解を深める。 ・応募のあった「まちの課題を解決する事業アイデア」についてCB・SB化が可能か検討するとともに、ビジネスの機会の創出を支援する。 |
| | 1-(5)-イ | | ・緊急雇用創出事業を活用し、広報板や地域情報誌(フリーペーパー)の委託事業を実施しており、ビジネス化として実現可能か検討を行っている。 ・9~10月に「暮らしを豊かにするビジネスアイデアコンテスト」として、まちの魅力を向上させるまたは、まちの課題を解決する事業アイデアを募集している。 | A | ・応募のあった「まちの課題を解決する事業アイデア」について社会ビジネス化が可能か検討するとともに、ビジネスの機会の創出を支援する。 |
| | | | ・子育て世帯1,000人の無作為抽出の区民対象に、区民モニターアンケートを8月に実施し、子育て支援などの主要施策について意見を聞いている。また、効果的なアンケートになるよう「マーケティングリサーチ研修」を区役所職員対象に実施した。 ・西区内で活動する多種多様なグループ・サークルを対象に「ぶらっと訪問!~キテ!ミテ!高野区長~」を実施し、区政に活かすための意見・提案を聞いた。(5カ所訪問) | A | ・区民の方からいただいたご意見等に対する区の対応や考え方について、広く情報発信できていないことから、主なご意見等への対応について、庁内掲示やホームページへの掲載を行い、市民の声の「見える化」を進めていく。 |
| 2-(2)-ア | | ・「ぶらっと訪問!~キテ!ミテ!高野区長~」の募集を、広報紙やホームページ、フェイスブックで行うとともに、訪問していただいた意見や区役所の回答などをホームページへ、掲載している。 | A | | |

(点検結果の凡例)

A:成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B:成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C:取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|---------|--|--|--|
| 西区 | 2-(2)-イ | | ・条例にもとづき区政会議を運営するとともに、学校選択制や学校給食、幼稚園民営化について、きめ細かく説明会等を実施した。 | A | ・区政会議の開催や議事内容などを、ホームページや広報紙、フェイスブックなどを活用し、広く区民へ情報発信する。 |
| | | | ・区政会議委員の公募や開催について、ホームページ等をを活用し情報発信した。 | A | |
| 港区 | 1-(3)-イ | | ・7月に開催した地域活動の担い手との意見交換会において、人材に関する情報収集を実施した。 | (A) | ・地域課題の解決に向けた取り組みを通じて、区が独自にまちづくりセンターと協働して、今後地域を運営を担う人材を育成する。 |
| | 1-(5)-ア | | ・大阪NPOセンター、まちづくりセンターとC B・S Bの具体的な取り組みの進め方について打ち合わせ(6月) ・大阪NPOセンターによる地域希望者へのC B・S Bについての意義説明、事例紹介等を実施(7月) | A | ・C B・S Bの意義、研修会開催の広報記事を広報みなと9月号に掲載。(予定) ・大阪NPOセンター、まちづくりセンターと協働し9月・10月に研修講座を開催する。(予定) ・上記研修講座などを通じ具体的なコミュニティビジネスの手法を検討し、実践する。 |
| | 1-(5)-イ | | ・西・港・福島・此花区が連携して大阪市広報版を活用したS B化に向けたモデル事業を実施。港区内での掲出業務を8月から開始した。 | (A) | ・モデル事業の進捗状況を踏まえ、平成26年度の社会ビジネス化に向けて検討するとともに、他の事業についても引き続き検討を行う。 |
| | 2-(2)-ア | | ・区民モニターを1,000人規模に増員し、第1回目のアンケートを実施した。 ・ホームページやツイッター、フェイスブック、市民の声、「みなと改善箱」などにより区民の意見を把握し、区政に反映させるとともに、市民の声のホームページでの公表や「みなと改善箱」に寄せられた意見への回答の掲示を行った。 ・8月から区長との意見交換会(「たばっちゃん」とみなと〜く)の募集を開始した。 ・7月10日に区長サポートデスクを港区で開催し、情報交換を行った。 | A | ・区民モニターアンケートを年度内にあと3回実施し、年齢や地域ごとに区民の意見やニーズを把握して施策・事業に反映するとともに、ホームページ等で公表する。 ・ホームページやツイッター、フェイスブック、市民の声、「みなと改善箱」、区長との意見交換会、来庁者アンケートなどにより区民の意見を把握し、区政に反映させるとともに、ホームページ等で公表する。 |
| | | | ・6月以降の区広報紙編集会議について、区民参加型で実施するように変更した。 ・7月にコミュニティ育成会議の部会において公募により参画者の募集を行った。 ・10月以降の区政会議について、地域活動協議会の代表をメンバーに入れるなど、委員構成等の大幅な見直しを行った。 ・8月に公募委員(計15名)の募集を行った。募集にあたっては広報紙においてこれまで区政会議でいただいた意見のうち施策・事業に反映した事例の紹介を行った。 | A | |
| | 大正区 | 1-(3)-イ | | (緑化リーダー) ・調整会議の実施:4回 ・市民ボランティアによる育苗数 約7,000株 ・ボランティア研修会の実施:1回 (その他) ・昨年度に引き続き商店街の実情や特性に詳しい人物を中心に活性化のための活動を支援した。 | (A) |
| 1-(5)-ア | | | ・区の中でC B/S Bとして成立するものがあるか内部で調査・検討を行った。 | (A) | ・区の特性を生かしたC B/S Bの成立をめざす。 |
| 1-(5)-イ | | | ・区の事務事業の中で社会的ビジネス化が適しているものについて調査・検討を行った。 | (A) | ・区の特性を生かした社会的ビジネス化を進める。 |
| 2-(2)-ア | | | ・ツイート数 2,863件 ・よりタイムリーにつぶやくため各担当で対応できるように調整中。 | A | ・ツイート数の増加及び、タイムリーな内容の発信により魅力的な内容にする。 |
| | | | A | | |

(点検結果の凡例)

A : 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B : 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C : 取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|--|--|---|--|
| 大正区 | 2-(2)-イ | | ・第1回区政会議開催(8月) | A | ・9月以降第2回開催予定 ・主なテーマごとのラウンドテーブル方式により少人数ごとに意見を聴取予定 |
| | | | | A | |
| 天王寺区 | 1-(3)-イ | | | A | ・全市的な進捗を勘案し取り組む。 |
| | 1-(5)-ア | | ・コミュニティビジネスやソーシャルビジネスについての意義やメリット、具体的事例等を区民に紹介した。 | A | ・コミュニティビジネスやソーシャルビジネスについての意義やメリット、具体的事例等を区民に紹介し、ビジネス化に向けた取組を支援していく。 |
| | 1-(5)-イ | | ・五条公園清掃・除草業務の社会的ビジネス化(4月) ・寺田町駅前駐輪啓発業務の社会的ビジネス化実施(7月) | A | ・既に実施した公園清掃・除草業務、駐輪啓発業務をモデル事例として、他の公園・駅前に広げるとともに、他の施策についても社会的ビジネス化に取り組む。 |
| | 2-(2)-ア | | ・区民の声集約チーム～あなたの声をつなげ隊～が子育てに関する施策について、子育て世代を対象として意見聴取を実施。 | A | ・いただいた意見を集約し、次年度における施策に反映するとともに、取組内容などについて様々な広報媒体を活用し情報発信を行う。 |
| | | | ・区長による区政報告会、区広報紙、区ホームページを通じ、広く区民に対して情報発信を行った。 | A | |
| 2-(2)-イ | | ・区政会議の運営 ・区政戦略会議2回 ・区政有識者会議と区政戦略会議との合同会議1回 | A | ・区民が区政運営に参画する仕組みとしての区政会議を引き続き円滑に運営するとともに、その議論内容を広く発信していく。 | |
| | | ・開催内容を区ホームページに掲載するとともに、区政報告会において区長より説明。 | A | | |
| 浪速区 | 1-(3)-イ | | ・区長を中心とした管理者層の連絡会議の開催(5回) ・中間支援組織との連絡会議(20回) | A | ・地域活動協議会へヒアリングや意見交換などを行い、地域実情や特性の把握に努める |
| | 1-(5)-ア | | ・コミュニティビジネス等について、関係局・関係機関との連絡会議(1回) ・関係局、中間支援組織との連絡会議(5回) | A | ・地域活動協議会へヒアリングや意見交換などを行い、地域実情や特性の把握に努める |
| | 1-(5)-イ | | ・社会的ビジネス化の研修会に参加(4回) ・関係局、中間支援組織との連絡会議(5回) ・7289Labo なにわ区ラボ(地域活動の研究フォーラム)の実施(1回) | A | ・地域活動協議会へヒアリングや意見交換などを行い、地域実情や特性の把握に努める |
| | 2-(2)-ア | | ・ツイッター、フェイスブックによる情報発信は日々更新(4月～8月末) ・月平均約65件 | A | ・昨年度委託したモニターに対し、区の運営に関する効果的なアンケートを今年度までに第3回、第4回として、実施する |
| | | | ・区民モニター287名に対し、第1回、第2回アンケートを当初年度に実施済 ・行政連絡調整会議を開催し、「市民の声」を情報共有 ・皆さまからの声BOXへのご意見は、経営企画会議で協議等を行う | (A) | |
| | 2-(2)-イ | | ・平成25年度第1回の会議を6月20日に開催 ・各区の特性に応じた仕組みを行う | A | ・幅広い層で構成された会議を実施する |
| | | ・仕組みについて区民に広く情報発信するとともに、各区長間で情報共有し改善に繋げる ・議事録のホームページ公開 ・公募委員の募集数の拡大10人 | (A) | | |

(点検結果の凡例)

A: 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B: 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C: 取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|---|---|------|--|
| 西淀川区 | 1-(3)-イ | | ・地域活動の情報発信の推進に向け10月にITに精通した人材発掘にむけた、フェイスブックの勉強会を開催予定し、受講生を募集している。 | A | ・ITに精通した人材発掘にむけた、フェイスブックの勉強会を開催予定(10月) ・順次人材発掘を継続 |
| | 1-(5)-ア | | ・中間支援組織と連携し、食用廃油のリサイクルによる地域自主財源の確保について検討したが、財源の確保にはいたらなかった。 ・現在、中間支援組織と共にCB・SB化可能な事業の洗い出しを進めている。 | A | ・地域における課題を探るため、地域の声を聞きながらすすめる必要がある。 ・CB・SBについての理解を深めるよう地域にPRしていく。 |
| | 1-(5)-イ | | ・中間支援組織と共にCB・SB化可能な事業の洗い出しを進めている。 | A | ・CB・SBについての理解を深めるよう地域にPRしていく。 |
| | 2-(2)-ア | | ・区政会議3回、区長タウンミーティング6回開催し区民の皆さんの多様な意見やニーズを聴取している。 | A | ・今後も引き続き区政会議、区長タウンミーティングを開催していく。 ・区長タウンミーティングは、より広い層の参加を求めテーマの絞込みに工夫が必要。 |
| | | | ・区政会議、区長タウンミーティングについて区広報紙・ホームページにより情報発信している。 | A | |
| | 2-(2)-イ | | ・区政会議3回開催し区民の皆さんの多様な意見やニーズを聴取している。 | A | ・今後も引き続き区政会議を開催していく。 |
| | | ・区政会議について区広報紙・ホームページにより情報発信している。 | A | | |
| 淀川区 | 1-(3)-イ | | ・中間支援組織が開催した各種専門講座を通じて地域のコアメンバーを把握し、その人材を地域公共人材として育成するべく取組みを進める。 | (A) | ・11月より地域コアメンバー向け連続専門講座を開催し、ファシリテーション等のスキル向上と同時に人材同士の交流を図る。 |
| | 1-(5)-ア | | ・近隣市で実施されているCB・SBをリスト化し視察によるノウハウを把握中。 | A | ・各地域のコアメンバーに対しCB・SBの説明とともに各地域合同の地域課題WGを10月を目途に開催予定である。そしてこれまで蓄積したデータを基にコーディネートを行う。さらに建設局所管の高架下に予定されている更地について該当地域に積極的にCB・SBの視点で支援を行い、その運用方法を今年度内決定する。 |
| | 1-(5)-イ | | ・区事務事業についてCB・SB化が可能なものについて洗い出しを行い、平成26年度実施に向け検討を始めた。 | A | ・CB・SB化が可能な事業について、担当課と連携を行いながら平成26年度実施に向け調整を行う。 |
| | 2-(2)-ア | | ・意見聴取の新たな手段である、SNS(フェイスブック・ツイッター)のさらなる活用に向けて、周知するとともに発信内容の精査に努めた。 ・幼稚園民営化問題や学校適正配置等に関するタウンミーティングや、「区長と話そう!車座会議」を2回開催し、意見・ニーズの聴取に努めた。 | A | ・区民モニターアンケートを2回実施する予定。 ・「区長と話そう!車座会議」を毎月開催する予定。 ・区民の意見やニーズに基づき区役所が改善した成果については、区ホームページ等で公表する。 |
| | | ・タウンミーティングや車座会議の開催の様子を、インターネットをはじめフェイスブック・ツイッターはもとより、新たな紙媒体「よどがわレポート」を発行し、区民への情報発信に努めている。 | A | | |

(点検結果の凡例)

A:成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B:成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C:取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|--|---|------|---|
| 淀川区 | 2-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・区のホームページや「よどがわレポート」に、区運営方針の自己評価結果を掲載するなど区民へ周知するとともに、ご意見を求めた。 ・区政会議を2回開催し、評価結果を報告し、意見をいただいた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進ビジョンの作成に当たってはパブリックコメントを実施する。 ・新たな委員による区政会議を立ち上げ、円滑な運営を支援する。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・区政会議の開催の様子を、インターネットをはじめフェイスブック・ツイッターはもとより、新たな紙媒体「よどがわレポート」を発行し、区民への情報発信に努めている。 | A | |
| 東淀川区 | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・区内での地域活動の担い手となる地域公共人材に対する調査を開始した | A | <ul style="list-style-type: none"> ・調査により収集された地域公共人材を含めて地域活動の担い手の拡大に向けた検討会議を実施予定 |
| | 1-(5)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・他区で実施された事業の調査をし、担当部署へのヒアリングを実施 ・区役所内でC B・S Bの勉強会を開催(1回) ・区役所内でC B・S BのP Tを立ち上げワークショップを実施(5回/全6回) | A | <ul style="list-style-type: none"> ・P Tの流れを経て、検討会議を開催する。 |
| | 1-(5)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・市(他区)の取り区状況の把握 ・C B・S BのP Tの中で、本市事務事業の社会ビジネス化についても合わせて検討している | A | <ul style="list-style-type: none"> ・P Tの流れを経て、検討会議を開催する。 |
| | 2-(2)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・区民と区長が意見交換できる場として、「区長との懇談」「出前区長」の宣伝を広報紙とホームページで周知している。「区長との懇談」を1件開催した。 ・区政会議開催(1回) | A | <ul style="list-style-type: none"> ・区長と区民の意見交換の場について、地域課題の把握とともに、地域や区内の施設や団体に働きかけ等行い、設定していく ・10~11月及び2~3月に区政会議を開催 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページ等で実施状況を掲載 ・区長会などでの意見交換を随時実施 ・区役所の実務者間での意見交換を随時実施 | (A) | |
| | 2-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・区政会議委員の公募を実施(5名) ・区内全17地域の地域活動協議会に対して区政会議委員の就任要請依頼 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・区政会議委員に対する勉強会の実施(9月) ・区役所地域担当者への区政会議勉強会の実施 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページ等で実施状況を掲載 ・区長会などでの意見交換を随時実施 ・区役所の実務者間での意見交換を随時実施 | (A) | | |
| 東成区 | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアやNPO法人などの市民公益活動を応援するスペースとして、区役所1階のふれ愛バンジーをリニューアルした。 | (A) | <ul style="list-style-type: none"> ・ラウンドテーブルや意見交換会を開催し、区民の意見を反映させた環境整備や仕組みづくりを進める。 |
| | 1-(5)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトの構築・運営に参画する事業者との対話を行うため、実施方針の事前方針案を公表した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・企業や市民との意見交換により、実施方針を固める。同時に契約手法の検討を進める。 |
| | 1-(5)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・提案制度の検討のため専門家を招いての意見交換会を開催した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・行政だけの取組ではなく官民連携により進めていくため、制度設計の際には、目的を明確化し、区民の理解や共感を得ながら事業を進める。 |
| | 2-(2)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・区長タウンミーティングの開催 ・区政会議の開催 ・区民モニターアンケートの実施 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・取組に関する認知度が低いため、実施についての周知だけでなく、区政に反映した内容についても積極的に情報発信を行う。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページをはじめ、区内の広報板や区役所内のTVモニターなどにより情報発信を行っている。 | A | | |

(点検結果の凡例)

A:成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B:成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C:取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|-----|---------|------|---|------|--|
| 東成区 | 2-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・区民記者による情報発信 ・区長タウンミーティングの開催 ・区政会議の開催 ・区民モニターアンケートの実施 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・取組に関する認知度が低いため、実施についての周知だけでなく、区政に反映した内容についても積極的に情報発信を行う。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページをはじめ、区内の広報板や区役所内のTVモニターなどにより情報発信を行っている。 | A | |
| 生野区 | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問をする上で新たな人材発掘及びカルテ化(15社) | A | <ul style="list-style-type: none"> ・市の養成講座の受講者や区で発掘した人材を含めたネットワークづくり。 ・平成25年11月から実施予定の地域公共ワークショップにより地域公共人材の発掘及び育成。 |
| | 1-(5)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・C B・S B勉強会の開催 平成25年8月 参加人数68名 平成25年9月、10月実施予定 ・ソーシャルビジネスプランコンペへの申請件数 1件 | A | <p>(9月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会ブロック会議やものづくり企業などテーマ別意見交換の場を活用し、地域課題の把握を行う。 ・事業の選定後、企画競争方式により委託事業を公募する。 <p>(26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度に把握する新たな地域課題の解決に向けて社会的ビジネス化及び担い手確保について検討し、可能な事業は次年度予算へ反映する。 |
| | 1-(5)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・区職員に対する社会的ビジネス化に関する研修会の開催(3回、41名) ・市政改革室による「地域課題解決に向けたPT」に参画 | A | <p>(9月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域課題等を把握し、社会的ビジネス化事業の掘り起こしを行うため、まちづくり協議会ブロック会議やものづくり企業などテーマ別意見交換の場を活用し、地域課題の把握を行う。 <p>(26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度に把握する新たな地域課題の解決に向けて社会的ビジネス化及び担い手確保について検討し、可能な事業は次年度予算へ反映する。 |
| | 2-(2)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービス課(住民情報担当)において、「窓口サービス」に関するアンケートを実施(平成25年6月)。 ・イベントや出前講座参加者に対して、紙のアンケートを配布し、その場で回収。 ・法律相談アンケートを毎回実施(286件回収) ・情報入手方法 広報紙34% 窓口29% 区ホームページ17% | A | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙のインターネットアンケートの実施を検討。 ・広報紙にQRコードを付けるなど導入の改善を図る。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・市政情報を含む全記事を区で編集することにより区に関連のある記事をピックアップして目立たせている。 ・広報紙の情報を区ホームページにWEB版・音声版・PDF版・デジタルブックにより掲載し、広報紙が届いていない方や読みにくい方にも情報発信している。 ・視覚に障がいをお持ちの方向けに、点字版広報紙を発行し、希望者に配付している。 ・動画を活用した情報発信(USTREAM1件・YouTube3件) ・ツイッターを活用した情報発信(月22.6件) ・区ホームページトップページリニューアル(8月) | A | |

(点検結果の凡例)

A: 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B: 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C: 取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|---------|--|---|---|--|
| 生野区 | 2-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年6月1日付で生野区区政会議運営要綱等を改正。より幅広い区民からの意見・評価を受けるため、地域活動協議会の代表と公募委員を中心とする委員構成に変更。 平成25年7月31日に第1回区政会議開催。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 新しい体制による区政会議を10月1日より発足。平成25年度の区政運営、平成26年度の区政運営に対する意見・評価をいただき、平成26年度運営方針等に反映。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 区政会議の改正内容や会議内容について、区広報紙、区ホームページにて情報発信 市政改革室ホームページの「区政会議」とリンクし、区間で情報共有 | A | |
| 旭区 | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 地域活動協議会の年間活動及び運営支援等のイメージ(旭区まちづくりセンター支部作成)に基づき、支援を実施中。 収支報告書作成説明会 ホームページ研修・パソコン研修など | (A) | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、9月以降も実施するとともに、市民局において進めている地域公共人材バンク制度が平成25年末頃に創設される見込みとなったので、今後、これも活用することができる旨、地域活動団体に情報提供等を行っていく。 |
| | 1-(5)-ア | | | C | <ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織において、コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの設立に係るノウハウを備え、ビジネス化希望者の相談・支援を行う体制を整えているものの、基本的に、区内では福祉系のサービスなどはNPOがすでに活動しているほか、サービス利用者に実費のみを負担してもらった無償ボランティアで事業実施されているものが多く、現時点ではこれらのビジネスが参入する余地は少ないと考えている。 したがって、目標を定めて取り組む状況ではないが、地域に入って支援を行っている中間支援組織を通じて、ビジネス化の希望の有無など、地域のニーズを常に把握するよう取り組むほか、区民等からこれらビジネス起業の相談を受けた場合は、相談窓口を紹介する。 |
| | 1-(5)-イ | | | C | <ul style="list-style-type: none"> 区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし推進することとなっているが、すでに社会的ビジネス化が可能な分野は社会福祉協議会やNPOが担っているほか、その他地域活動団体がボランティアで実施しており、現時点では直営でしかできない業務のみが残っている。 |
| | 2-(2)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> 市民の声受付システム、御意見箱の設置、地域担当者制により各校下地域活動協議会等へ出向き地域課題の把握、区政会議の開催などに努めている。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 左記に加え、今後、インターネット区政会議などを実施する予定。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 旭区のホームページに「ご意見・ご要望(市民の声・区民モニター)」のページを設けているほか、区役所1階に「ご意見ボード」を設置し、寄せられた御意見・御要望とそれらの回答・改善策などを掲出し、制度のPRを行っている。 | A | |
| 2-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 区政会議や「あさひあつたかまちづくり計画」推進委員会等において、区の施策について意見を聴取し、区政に参画していただいている。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 左記に加え、区政会議の運営ではインターネット区政会議を設置し、委員以外の一般区民の意見も聴取する仕組みを導入する予定。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 区のホームページ等で活動状況を掲載している。 | A | | |

(点検結果の凡例)

- A : 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。
- B : 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。
- C : 取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|-----|---------|------|--|------|--|
| 城東区 | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・会計や会議録作成にかかる業務などについて、中間支援組織のアドバイザーや支援員を派遣し、個別指導や支援を行った。 ・中間支援組織により、勉強会を開催し、地域公共人材の必要性などの啓発に取り組んだ。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共人材の充実への支援に向けて、さらにきめの細かい支援体制づくりを行う必要がある。 ・地域担当職員が地域で活動する人たちに対して、地域公共人材が重要であることを働きかけていくために、区職員対象に勉強会等を開催する。 ・地域へ地域公共人材を派遣し、実際の活動を通じて地域の人たちにそのノウハウを学ぶ機会を提供する。 |
| | 1-(5)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・C B・S Bの意義やメリットについて、中間支援組織により勉強会を開催し、理解を深めた。 ・中間支援組織により、地域の活動にかかる情報を収集、ブログなどで情報発信している。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングや起業に向けた支援や、コーディネートを行う仕組みづくりが課題である。 |
| | 1-(5)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的ビジネス化の実施事例について研究、調査を行い、対象となる事務事業の洗い出しを行っている。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域課題や社会的課題に対応するため、既存の事務事業を再構築し、新たな事務事業を立ち上げる必要がある。 ・引き続き、地域実情や区民の意見、ニーズなどの情報収集に努める。 |
| | 2-(2)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な区民の意見やニーズを区政に反映するため、次のとおり様々なツールを利用し、取り組んでいる。 ・区民会議と区政会議、その他ミーティングを一本化し、区政会議第1回会議を開催した(7月3日)。 ・10月からは女性委員、公募委員を拡充し、地域活動団体からの推薦者も含め50名実施する。 ・「区長とランチミーティング」6回実施計62名参加(平成24年度実績:計63名 平成24、10月開始) ・各取組状況について、区広報紙、ホームページにおいて掲載し、情報発信を行った。 ・区運営方針策定に向けた現状把握のためのモニターアンケートを企画中 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容について情報を発信することにより、多くの区民に多様な意見やニーズが区役所も届いていると感じていただくように取り組む必要がある。 ・参加者アンケートを実施し、内容を分析したうえで、今後の運営に反映させる。 ・「区長とランチミーティング」などの各種ミーティングを効果的に実施するとともに、課題について、実施以降も継続して議論や対話を深めることができるような場づくりに向けて取り組む。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「区長とランチミーティング」にの実施状況について、区広報紙やHP、ツイッターにおいて掲載するなど、積極的に情報発信している。 | A | |
| | 2-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・区民が区政運営に参画する仕組みづくりのため、次のとおり取り組んでいる。 ・区民会議と区政会議、その他ミーティングを一本化し、区政会議第1回会議を開催した(7月3日)[再掲] ・10月からは女性委員、公募委員を拡充し、地域活動団体からの推薦者も含め50名実施する。[再掲] | A | <ul style="list-style-type: none"> ・区民が区政運営に参画する仕組みとして条例に基づき、区政会議を実施していく。 ・区政運営について計画段階から区民との対話や協働により進めていくため、部会を設置し、議論の場づくりを行う。 ・区政会議の認知度アップに向け、区広報紙において区政会議コーナーを設け、毎号、記事を掲載し情報発信を行う。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・区政会議の開催や議事内容などの情報を、区広報紙、ホームページやツイッターを活用し、発信している。 | A | |
| 鶴見区 | 1-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体等とのワークショップやフォーラム等を通じて、地域公共人材についての勉強会を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き地域活動団体等とのワークショップやフォーラム等開催する。 |
| | 1-(5)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> ・区職員を対象としたC B・S B研修に参加し、研修会で得た情報・知識を中間支援組織と連携し、各地域に情報発信している。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き中間支援組織と連携し各地域に情報提供などを行う。 |

(点検結果の凡例)

A:成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B:成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C:取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|---|---|------|--|
| 鶴見区 | 1-(5)-イ | | ・社会的ビジネス化について職員研修に参加し先進事例の共有等区職員の知識習得に努めた。また、区の実情を踏まえ関係局と連携し事業実施に向けた検討を行ってきた。 | A | ・引き続き社会的ビジネス化について関係局と連携し検討を行っていく。 |
| | 2-(2)-ア | | ・平成24年度から多様な区民の意見やニーズを反映するため区民1,500名を無作為に抽出しアンケートを実施する手法を取り入れている。 | A | ・多様化する区民ニーズをきめ細かく把握し区政運営に反映していくため引き続き、無作為抽出によるアンケートを実施する。 ・アンケート回答率が下がってきているため、質問項目や形式等を工夫していく。 |
| | | | ・無作為抽出した1,500人に対して区民アンケートを1回実施しアンケート結果を分析し区広報紙に掲載し広く区民に情報発信している。 | A | |
| | 2-(2)-イ | | ・区政会議の6月からの条例施行に伴い、運営要綱の整備、公募委員の募集を行った。 | A | ・新たな区政会議の構築に向け委員の改選等行い体制を整備していく。 ・区広報紙・ホームページを通じて区政会議での多種多様な意見等を情報発信するとともに区政に反映していく。 |
| | | ・これまでの区政会議の議事内容等区ホームページに掲載するとともに公募委員募集に際しては区広報紙・ホームページを通じて区政会議の意義・目的等広く区民に情報発信を行ってきた。 | A | | |
| 阿倍野区 | 1-(3)-イ | | ・区まちづくりセンター支部が実施する事業や地域活動協議会の会議等に参加するなかで人材の情報収集をすすめました。 ・平成25年度から地域コミュニティの活性化につながるスタッフを育成する「若者が担うまちづくり推進事業」を開始しました。 | (A) | ・引き続き、人材の情報収集を進めます。 ・スタッフ(あべ若丸)の活動を積極的に広報します。 ・企画しているイベントの実施を通じ、地域コミュニティ活性化につながる人材を育成します。 |
| | 1-(5)-ア | | ・地域活動協議会の活動支援や、企業交流会などにおいてC B・S Bの意義の周知とともに、地域のニーズ把握に努めており、社会的ビジネス化に向けた準備を進めています。 | (A) | ・区内での情報共有を行い、検討を進めます。 |
| | 1-(5)-イ | | ・地域活動協議会の活動支援や、企業交流会などにおいてC B・S Bの意義の周知とともに、地域のニーズ把握に努めており、社会的ビジネス化に向けた準備を進めています。 | (A) | ・対象となる事務事業の洗い出しを行います。 |
| | 2-(2)-ア | | ・区民モニターアンケートを実施しました(8月)。 | A | ・より多くの区民の意見やニーズを把握することが必要です。 ・区民モニター事業の再構築を検討します。 ・8月実施のアンケート結果をとりまとめ、広く区民に周知します。 |
| | | | ・区民モニターアンケートが8月実施であり、結果のとりまとめは行えていません。 | A | |
| | 2-(2)-イ | | ・区政会議の運営の基本となる事項に関する条例の施行にあわせ、阿倍野区政会議運営要綱を制定し、区政会議を開催しました(全体会:1回、4部会:各1回)。 | A | ・多様な提案・意見をいただき、施策・事業に反映させる必要があります。 ・適切な時期に全体会・部会を開催し、区運営方針や区予算への意見反映を図ります。 |
| | | ・区政会議資料や議事録をホームページ等で公表し、広く区民に周知しました。 | A | | |
| 住之江区 | 1-(3)-イ | | | A | ・今後、情報提供される人材名簿をもとに、「きずなステーション」での情報提供や人材のマッチングを図っていく。 |
| | 1-(5)-ア | | ・区役所内にある「きずなステーション」に区民(在住、在勤)を対象とした、地域密着のコミュニティビジネス相談窓口を設置した。 ・C Bによる地域交通の立上げにむけ、実証実験としてのバスを7月から運行している。また、検討の場である「ラボ」も計3回開催した。 | A | ・引き続き相談窓口の設置を継続していく。 ・福祉バスの乗車人員が低迷しているため、ラボでの検討等を通じて、ニーズに沿った乗降場所・ルートに変更する。 |

(点検結果の凡例)

A:成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B:成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C:取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|--------------------------------|---|------|---|
| 住之江区 | 1-(5)-イ | | ・地域見守りなどといったテーマ別に設定された地域課題解決に向けたPTへ参画した。 | A | ・社会的ビジネス化の実現に向けて、受注者選定時における公平性・透明性の確保する必要があるため、公募型プロポーザル方式もしくは特名随意契約における説明責任の明確化について検討していく。 |
| | 2-(2)-ア | | ・新たに「シャベリバin住之江公園」が区民発信で生まれ、現在5ヶ所で開催中である。(8月末現在の参加者 約280名) ・「まちの危ないうかがい隊」による防犯アンケートの結果に基づき、青色防犯パトロールの巡回時間を午前7時30分から午後7時までに延長して実施した。 ・区政会議及び各テーマ別部会を開催。地域課題の検討を開始した。 ・区民モニター登録者の区政会議への参加を可能とした。(7月以降順次全体会・部会開催) | A | ・ラウンドテーブルについては、メンバーの固定化や若手参加者が少ないため、若手や新規参加者をひきつける仕掛けの検討やシャベリバの交流会を開催し、各シャベリバの活性化につなげる。 ・「まちの危ないうかがい隊」については、引き続き街頭での活動を続け、区民のニーズ把握等に努める。 ・区政会議にていただいた区民の意見を施策に反映させるとともに、現行の施策に対する評価を行っていただく必要があるため、引き続き部会を定期的に開催し、区民目線の意見やニーズの集約に努めるとともに、施策への評価を聞き取る。 |
| | | | ・区長会にて区政会議の条例化を議論し、6月施行実施となった。 | A | ・区民モニター登録者だけでなく、サイレントマジョリティといわれている区民のニーズや意見把握をするために、職員による街頭アンケートの実施などの新たな取組みを進める。 |
| | 2-(2)-イ | | ・区政全般について意見を伺う場として7月以降順次区政会議(全体会・部会)を開催し、区政会議委員のみならず区民モニター登録者も参加および意見の発言を可能とした。 | A | ・区民の意見やニーズが区政に反映された旨を広く広報することが必要であるため、区政会議等開催にあたって広報の強化が必要であるため、区ホームページなどを活用した広報を行っていく。 |
| | | ・区長会にて区政会議の条例化を議論し、6月施行実施となった。 | A | | |
| 住吉区 | 1-(3)-イ | | ・区まちづくりセンター支部が実施するインタビューや、地域活動協議会の会議に出席するなかで人材の情報収集に努めているが、実績は上がっていない。 | B | ・9月以降、区まちづくりセンター支部が開催する地域編集塾()のなかで、さらに人材の情報を収集する。 ・「住吉区NPOボランティアセンター」の設置に向けた課題の抽出・整理を進める。 (地域編集塾とは...グループワーク等により具体的な地域での「強み」「弱み」「課題」等の把握・整理を行い、多世代にわたるコミュニティの融合や、新たな担い手の発掘や人材の育成につなげることを目的とした講座) |
| | 1-(5)-ア | | ・区長以下、関係課により具体的事業化について検討を行った。 ・まずは、本市事務事業の社会的ビジネス化を実現したうえで、それを拡大する形で進める方向とした。 | A | ・本市事務事業の社会的ビジネス化の進捗を踏まえながら、次のステップとして検討を進める。 |
| | 1-(5)-イ | | ・区の事業で、区広報紙の戸別配付事業について、今後の具体的な検討に向け、プロジェクトチーム等の準備を進めている。 | A | ・9月以降、具体的な検討を進める。 |

(点検結果の凡例)

A: 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B: 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C: 取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|------|---------|--------------------------------|--|------|--|
| 住吉区 | 2-(2)-ア | | 区民の意見や評価を区政運営に反映していくため、区政会議を開催した。 予算策定への住民参画事業として、政策アイデアの区民公募を行った。 区事業の必要性や妥当性を区民が評価・判定する行政区版事業仕訳の実施に向け、準備を進めている。 サイレントマジョリティも含めた区民ニーズの把握を行うため、インターネットを活用した区民意識調査の実施に向け、準備を進めている。 | A | <9月以降> 引き続き区政会議を開催し、区民意見や評価を区政運営に反映していく。 いただいた政策提案の内容を精査し、平成26年度事業化・予算化に向けた検討を行う。また平成24年度同事業で、平成25年度に予算化した4事業について、PDCAサイクルの観点から区民による評価・検証を行う。 年度内に行政区版事業仕訳を実施する。仕訳結果については、確実に施策に反映していく。 9月以降、区民意識調査を実施し、区の重点施策や緊急課題に反映していく。 <平成26年度以降> ～の検証を行い、より戦略に有効な取組になるよう見直しを行っていく。 |
| | | | ・上記～の取組について、広報紙をはじめ様々な媒体を活用し、積極的な情報発信を行った。 | A | ・上記～の取組について、引き続き様々な媒体を活用し、積極的な情報発信を行う。また、区長間での情報共有も行っていく。 |
| | 2-(2)-イ | | ・2-(2)-アに同じ | A | ・2-(2)-アに同じ |
| | | | ・2-(2)-アに同じ | A | ・2-(2)-アに同じ |
| 東住吉区 | 1-(3)-イ | | ・地域公共人材については、市全体の詳細な方向性にもとづき区の取組を計画するべきところであるが、年度当初において、局において地域公共人材に関する制度設計や研修・説明会が未実施であったため、区の取組として未実施となっていた。 | C | ・市全体の詳細な方向性が出されたことにより、それにもとづいて区としての対応を検討する。 ・今年度の運営方針は、重要取組事項に特化したものとなっているが、今後の運営方針の全般的な改修も検討する。 |
| | 1-(5)-ア | | ・地域活動協議会の活動を支援する地域活動活性化促進事業を7月より実施、自律的な地域運営の実現に向けた支援を計画 | (A) | ・地域活動活性化事業において、各地域の実情に応じて、研修等の場で他区の地活協の先進事例等によりCB・SBを紹介することで周知し、CB・SBの促進につなげる。 |
| | 1-(5)-イ | | ・社会的ビジネスの説明研修により、意義再確認を行った。 | (A) | ・本区における社会的ビジネス化事業の検討会等の実施 |
| | 2-(2)-ア | | ・区政会議の公募委員を増員し開催。3つの部会も開催し区民の意見やニーズを聞き取っている。 | (A) | ・さらなる周知の強化と、広聴広報の手法の強化充実を検討する。 |
| | | | ・区のホームページやツイッター、広報紙で情報を発信している。 | (A) | |
| | 2-(2)-イ | | ・区政会議の公募委員を増員し開催。3つの部会も開催し区民の意見やニーズを聞き取っている。 | (A) | さらなる周知の強化と、広聴広報の手法の強化充実を検討する。 |
| | | ・区のホームページやツイッター、広報紙で情報を発信している。 | (A) | | |
| 平野区 | 1-(3)-イ | | ・区内21地域において、「地域公共人材」の意義や役割等についての説明会を行った。 | A | ・「地域公共人材」の取組を進めていくためには、全市でその活動例を共有することで、活用を図っていく必要がある。 |
| | 1-(5)-ア | | ・コミュニティビジネスのことを地域に理解してもらうため、また区職員の理解を深めるため、講師を招いたコミュニティビジネス研修会を企画した。 | A | ・9月に左記研修会を開催する。また、コミュニティビジネスの取組を進めていくためには、取組事例の収集や、実施できなかった事例の問題点の整理および分析が必要である。 |

(点検結果の凡例)

A: 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B: 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C: 取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 区 | 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|-----|---------|--|---|------|---|
| 平野区 | 1-(5)-イ | | ・1-(5)-アに同じ | (A) | ・1-(5)-アに同じ |
| | 2-(2)-ア | | ・区職員が担当業務等において把握した日常的な区民ニーズを、まちづくり協働課に設置した市民要望担当にて集約し、検討および対応を行っている。 ・区政へのご意見箱「清美ちゃんポスト」を設置し、区民からの区政への意見を取り入れる仕組みづくりを行い、運用している。 | A | ・引き続き、各種広報媒体を活用して積極的に情報を発信していく。また、区長の間での情報共有も行うとともに、取組を検証し、より有効な取組となるよう適宜見直しを行う。 |
| | | | ・地域における会議等の場や区内125箇所の広報板および区役所庁舎内の掲示板を利用して、対応状況の情報を発信している。 | A | |
| | 2-(2)-イ | | ・区の施策・事業にかかる意見・評価を区民からいただくため、区政会議を開催している。 ・区政へのご意見箱「清美ちゃんポスト」を設置し、区民からの区政への意見を取り入れる仕組みづくりを行い、運用している。 | A | ・2-(2)-アに同じ |
| | | ・区政会議にかかる情報を区ホームページに掲載し、積極的に公開している。 | A | | |
| 西成区 | 1-(3)-イ | | ・平成25年6月から区役所全体で各課の課長・課長代理により分担することとし、地域担当制の強化を図った。 ・地域の会合や行事に職員が参加し、地域と行政のつながりの強化を図っている。この他にも、様々な課題解決に向けた会議に区職員が参画することで、地域と行政が連携するまちづくりを推進している。 | (A) | ・今年度から新しい体制での地域担当制となったため。地域との新たな信頼関係の構築が課題となっており、人間関係の構築を図りながらすべての地域に関わり地域公共人材の充実を図る。 |
| | 1-(5)-ア | | ・市主催の研修に職員が参加し、中間支援組織を通じて各地域活動協議会に向けて啓発活動をおこなっている。 | (A) | ・今後も、地域におけるC B・S Bの理解を深めるため啓発を継続し取組を推進していく。 |
| | 1-(5)-イ | | ・将来商品化につながっていくことをめざす区のさまざまな魅力を組み入れたウォーキングイベントを企画準備をおこなった。 | (A) | ・区のさまざまな魅力を組み入れたウォーキングイベントを実施し社会的ビジネス化を推進する。 |
| | 2-(2)-ア | | ・区政会議を7月に実施するとともに、「幼稚園民営化」「学校選択制」「中学校給食」について、関係者の意見交換会や説明会等を開催するなど効果的な仕組みを構築した。 | A | ・今後も区政会議を定期的開催するとともに、区政会議に「西成特区構想部会」と「情報発信部会」を作りより議論を深めていく。また、各中学校区にて「学校選択制の意見交換会」を9月と10月に開催するなど区民の方から直接意見をいただく機会を設け区民が区政運営に参画する仕組みを構築していく。 |
| | | | ・区政会議の開催について報道発表し、また資料や議事録を公開するなど情報発信をおこなった。 | A | |
| | 2-(2)-イ | | ・区政会議を7月に実施するとともに、「幼稚園民営化」「学校選択制」「中学校給食」について、関係者の意見交換会や説明会等を開催するなど効果的な仕組みを構築した。 | A | ・今後も区政会議を定期的開催するとともに、区政会議に「西成特区構想部会」と「情報発信部会」を作りより議論を深めていく。また、各中学校区にて「学校選択制の意見交換会」を9月と10月に開催するなど区民の方から直接意見をいただく機会を設け区民が区政運営に参画する仕組みを構築していく。 |
| | | ・区政会議の開催について報道発表し、また資料や議事録を公開するなど情報発信をおこなった。 | A | | |

(点検結果の凡例)

A: 成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

B: 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

C: 取組が実施されていない。

(A)、(B)は運営方針に盛り込まれていない取組

第3 局・室の取組

平成25年度の取組状況

() 個別項目ごとの局・室の取組状況一覧

【局・室】

本資料の説明

() 個別項目ごとの局・室の取組状況一覧(77 頁～86 頁)

局・室の取組(市政改革プランのアクションプラン編の各取組のうち局・室において取り組む項目をいいます。)について、点検結果を一覧表で次頁以降に示しています。

この一覧表の参照先欄には、各取組の取組実績及び課題・課題対応の方向性等を参照する場合の参照先として当該各局・室の運営方針の具体的取組の番号を記載しています。

例えば、「市民局運営方針 2 - 2 - 1」とあるのは、平成 25 年度市民局運営方針の具体的取組 2 - 2 - 1 を示しており、この取組の取組実績及び課題・課題対応の方向性等については、大阪市ホームページの運営方針の中間振り返りシートのページの市民局運営方針の中間振り返りシートをご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000240045.html>

【点検結果の区分について】

ア：成果の実現に向け、スケジュールどおりに取組が進んでいる(見込みを含む)とされている。

イ：スケジュールからは遅れているものの、成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

ウ：成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

局・室の取組については、市政改革プランのアクションプラン編において「取組」及び「スケジュール」が明記されていることから、「スケジュールどおり取組が進んでいるとされているかどうか」「取組を見直す必要があるとされているかどうか」を点検の視点としています。

1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|--|--|------|----------------------------------|-----------|
| (2)ア 地域団体の活動の活性化の支援 | | | | |
| | 「市レベルや区レベルの地域団体の連合体への画一的な活動の依頼と連合体の運営支援」から「地域レベルの団体の地域の実情に即した活動の支援」に転換するという観点から、市レベルや区レベルの地域団体の連合体への支援について、その必要性を精査し、新たな支援の仕組みを構築する。 | イ | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| (3)イ 地域公共人材の充実への支援 | | | | |
| | 教育研究機関、NPO等と連携して、地域活動に取り組んでいる人々に対する「地域公共人材」に関する研修を企画し、実施する。 | ア | 市民局運営方針2-2-1 | |
| | 地域活動に取り組んでいる人々等に対し、「地域公共人材」の意義・役割等について説明・啓発する。 | ア | 市民局運営方針2-2-1 | |
| | 「地域公共人材」に関する情報を収集し、地域の要請に応じて派遣する仕組みを構築し、運営する。 | ア | 市民局運営方針2-2-1 | |
| (4)ア 地域活動協議会の形成に向けた支援 | | | | |
| | 地域活動協議会に対する支援の仕組みを構築し、運営する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| (4)イ 活動内容を限定しない柔軟な財政的支援 | | | | |
| | 地域活動協議会のもとで行われる地域活動に対する財政的支援について、活動内容を限定せずに具体的な活動内容については地域活動協議会の選択に委ねるとともに、その成果を検証しながらより高めていってもらえる仕組みを構築し、運営する。 | ア | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| (5)ア 多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援 | | | | |
| | コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスについて、その意義やメリット、具体的な事例を区役所職員や市民に紹介し、その理解を深める。 | ア | 市民局運営方針2-2-2 | |
| | コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスに関する情報、現在行われている市民活動に関する情報、地域で求められている活動に関する情報を収集し、課題やテーマごとに整理し、地域に提供するとともに、マッチングや起業に向けた支援などのコーディネートを行う仕組みを構築し、運営する。 | ア | 市民局運営方針2-2-2 | |
| | コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスに向けた起業、資金調達、事業プランニング、経営などについての研修を実施するとともに、相談体制を整備する。 | ア | 市民局運営方針2-2-2 | |
| (5)イ 本市の事務事業の社会的ビジネス化 | | | | |
| | 社会的ビジネス化の対象となる事務事業の洗い出しを行い、それぞれの事務事業について担い手の条件等を整理する。 | イ | 市政改革室運営方針1-3-1 | |
| | 協働型事業委託のガイドラインを策定する。 | ア | 市政改革室運営方針1-3-1 市民局運営方針2-2-2 | |
| | 社会的ビジネス化の対象となる事務事業について、公募などにより担い手とのマッチングを行う。 | ア | 市政改革室運営方針1-3-1 | |

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|----------------------|---|------|--------------------------------------|-----------|
| (6) 中間支援組織の活用 | | | | |
| | 市として中間支援組織を活用して行う市民活動団体への支援の内容(委託内容)と市民活動団体が自ら中間支援組織を活用すべき事項を整理し、市民活動団体に明らかにする。 | ア | 市政改革室運営方針1-1-1・1-2-1 市民局運営方針2-1-1 | |
| | 市民活動団体の中間支援組織の意義や役割についての理解を深めるとともに、地域において主体的に中間支援組織を活用できるようさまざまな中間支援組織に関する情報を収集し、得意分野・専門分野ごとに整理し、地域に提供する。 | ア | 市政改革室運営方針1-1-1・1-2-1 | 【取組は実施済み】 |
| | 市として、中間支援組織を活用するにあたっては、民間の専門的な知識やノウハウを幅広く活かす観点から、公募により地域にとって最も適切な事業者を選定する。 | ア | 市民局運営方針2-1-1 | |
| | 区役所庁舎の提供など中間支援組織との連携のあり方について整理する。 | ア | 市政改革室運営方針1-1-1・1-2-1 市民局運営方針2-1-1 | |

2 自律した自治体型の区政運営

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|--|--|------|----------------------------------|-----------|
| (1)ア 基礎自治に関する施策・事業の決定権に関する局長から区長への移譲と区の区長の補助組織化 | | | | |
| | 区の区域内の基礎自治に関する施策や事業を区長の所管とし、区長の判断と責任のもとで意思決定する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 区の区域内の基礎自治に関する施策や事業に係る歳出予算の編成を区長が行う仕組みを構築し、運営する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 及び の取組について、検証と改善を行う。 | ア | 市政改革室運営方針2-1-1 | |
| (1)イ 区間調整の仕組みづくり | | | | |
| | 複数の区の区域にまたがる施策や事業について、関係局の参画のもと区長の間での連携や調整を図りながら実施する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | の取組について、検証と改善を行う。 | ア | 市政改革室運営方針2-1-1 | |
| (1)ウ 公募区長による個性あふれる区政運営 | | | | |
| | 区長を公募し、選任する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| (2)イ 区民が区政運営に参画する仕組みづくり | | | | |
| | 区長による区政運営を評価する機関について、条例設置等議会の関与のあり方について検討する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| (5) 区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営 | | | | |
| | 区長会議において、区役所の来庁者への案内サービスの更なる向上を図るための取組を取りまとめ、可能なものから順次実施する。 | ア | 市民局運営方針1-1-3 | |
| | コンビニエンスストア等での証明書発行を実施するとともに、発行に必要なカードの普及策を推進する。 | ア | 市民局運営方針1-1-4 | |
| | 民間委託が可能な窓口業務をとりまとめて委託化計画を策定し、計画に基づき順次委託する。 | ア | 市民局運営方針1-1-2 | |
| | 庶務関係業務やバックオフィス業務等について共同処理実施計画を策定し、計画に基づき順次実施する。 | イ | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| (6) 区役所の体制整備と区長による自主的な組織運営 | | | | |
| | 副区長の専任化や企画調整機能を担う総務部門の強化など必要な区役所の体制整備を進める。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 補助組織である局を含めた円滑な組織運営ができるよう、新たな人事評価制度において、評価者が局長の評価をする際に、区長の意見を聴く仕組みを構築する。 | ア | 市政改革室運営方針2-2-1 | |
| | 市全体としての行政資源の適正な配分の観点から各区役所に配分された人員・職(ポスト)の枠内においては、区長の裁量により、課の新設・改廃、課制から担当制への変更、職(ポスト)の名称や事務分担の変更などの組織編成や人事異動が行えるようにする。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| (7) 行政区のブロック化と円滑な組織運営 | | | | |
| | 具体的なブロックの区割りの考え方について区長会議において検討し、複数の案を作成する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | ブロック単位での行政運営の仕組みを構築する。 | ア | 市政改革室運営方針2-3-2 | |
| | ブロックの区割りを決めた後、必要な組織体制を整備し、ブロック単位で行政運営を行うとともに、課題の検証と改善を行う。 | ア | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|----------------------------------|---|------|----------------------------------|-----------|
| (1)ア(ア) 広告事業の拡充 | | | | |
| | 施設を活用した広告、ネーミングライツなど媒体別の行動計画を策定し、計画に基づく取組を推進する。 | ア | 財政局運営方針1-2-1 | |
| | ネーミングライツの活用を促進するため、事務マニュアルを改訂する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 屋外広告の拡充に向けて屋外広告物の規制の見直しを行う。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 民間のノウハウやアイデアを取り入れるため「企画競争方式」を積極的に活用するとともに、区役所間の連携やエリアマネジメントなどによる戦略的な広告事業を展開する。 | ア | 財政局運営方針1-2-1 | |
| (1)ア(イ) 未利用地の有効活用等 | | | | |
| | 未利用地について、周辺のまちづくりに寄与する観点にも留意しつつ、可能な限り売却予定時期を明らかにして計画的に売却を進める。また、売却が困難な土地や売却・事業化に相当な期間を要する土地については暫定的な利用として貸付け等による有効活用を推進する。 | ア | 契約管財局運営方針2-1-1 | |
| | 区長による未利用地の有効活用や売却についてのインセンティブの拡充を検討する。 | イ | 契約管財局運営方針2-1-1 | |
| (1)ア(ウ) 自動販売機等に係る契約手法の見直し | | | | |
| | 直営施設への自動販売機、売店及び食堂の設置について、原則公募による契約を徹底する。 | ア | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | 指定管理者が管理している施設への自動販売機、売店及び食堂の設置に係る競争性のない随意契約を見直す。 | ア | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | 就労の機会の確保を目的とする福祉団体等に対する売店等の使用許可について、就労実態のないもの使用許可を見直し、競争性を確保する。 | ア | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| (1)ア(エ) 市民利用施設の使用料の適正化 | | | | |
| | 市民利用施設の使用料について、 ・当該施設の利用により提供されるサービスが日常生活の上で必需かどうか(必需性) ・民間でも提供されているものかどうか(市場性) といった施設の特長や市外居住者の負担のあり方の観点から、当該施設に係る人件費も含めたフルコストをベースに、受益と負担の適正化に向けて点検・精査し、必要に応じて改定する。 | ア | 市政改革室運営方針3-3-1 | |
| (1)ア(オ) 未収金対策の強化 | | | | |
| | 支払能力がある滞納債務者に対する差押えなどの法的措置を徹底するため、債権別の行動計画を策定し、同計画に基づく取組を推進する。 | ア | 財政局運営方針1-4-1 | |
| | より効果的・効率的な徴収及び滞納整理に向けて、現在の徴収体制の集約化を図る。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 債権の適切な管理と責任の明確化を図る「(仮称)債権管理条例」を制定する。 | ア | 財政局運営方針1-4-1 | |

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|-------------------------------|--|-------------|----------------------------------|-----------|
| (2)ア(ア) 庁舎・事務所の維持管理費 | | | | |
| | 本庁舎の設備改修にあたり、最も省エネルギー効果が優れた機器（トップランナー）を採用する。 | イ | 総務局運営方針様式3 | |
| | 本庁舎において事務室や共用部の照明灯の間引きやLED化、空調運転の短縮などを引き続き実施することにより、庁舎等の維持管理費の削減を図る。 | イ | 総務局運営方針様式3 | |
| | 都市整備局ファシリティマネジメント課において、施設管理者が日常的な維持管理の中で自ら実践可能な、経費をかけずに節約できる手法を庁内ポータルにより紹介し、全市的に共有するとともに、各施設における取組のチェックや指導・助言を行う。 | ア | 都市整備局運営方針3-3-1 | |
| (2)ア(イ) IT経費 | | | | |
| | 総務局IT統括課が情報システムの企画、開発、予算要求、発注等において、チェックや指導・助言を継続して行い、市販のパッケージシステム等を使ったシステム、複数年契約や総合評価一般競争入札方式の活用を進め、システムへの投資の適正化とIT関連予算の抑制を図る。 | ア | 総務局運営方針1-1-2 | |
| | 基幹系システムに共通する仕組み（統合基盤）を開発して、システム機器や機能を共有するとともに、税・住民基本台帳や総合福祉システム等の再構築を行い、システムを改善することにより、システム運用に係る経常経費の圧縮を図る。 | ア | 総務局運営方針1-1-1 | |
| (2)イ 印刷費、物品購入費 | | | | |
| | 広報印刷物作成経費の見直し 「広報事務の推進に関する要綱」を制定し、広報に関してPDCAサイクルの徹底を図ることにより、目的やターゲット、経費等の面から点検・精査を行う。 | ア | 政策企画室運営方針2-1-3 | 【取組は実施済み】 |
| | 物品購入費の削減 全庁的に共通して大量に使用する物品について、引き続き統括用品として市販品を集中購買し、必要部署へ直送することにより、安価で安定した供給及び各所属の契約事務の軽減に寄与する。 | ア | 会計室運営方針様式3 | |
| | 定期刊行物の削減 購入の必要性、成果等について定期的に検証し、その結果を公表することにより、購入経費の削減を図る。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| (3)ア 運営補助の見直し | | | | |
| | 団体運営補助については、原則廃止し、必要があれば事業補助に転換する。 | ア | 市政改革室運営方針3-1-1 財政局運営方針1-1-1 | |
| (3)イ 市税及び使用料等の減免措置の見直し | | | | |
| | 市税に係る減免措置及び不動産の使用料等の減免措置について、減免（財政的支援）の目的と減免額（支援額）を公表する。 | <市税> ア | | 【取組は実施済み】 |
| | | <使用料等> ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 減免（財政的支援）の必要性を再点検するとともに、その効果を検証し、 ・市税の減免については廃止を原則に見直す。 ・不動産の使用料等については減免の廃止や最適化を図る。 | <市税> ア | | 【取組は実施済み】 |
| | | <使用料等> ア | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|-------------------------------------|---|------------|----------------------------------|-----------|
| (3)ウ 外郭団体との競争性のない随意契約の見直し | | | | |
| | 「外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しについて」（平成24年7月 市改革プロジェクトチームとりまとめ）に基づき見直しを行う。その取組を進める中で、競争性のない随意契約が継続される場合は、その具体的な理由等を検証し、その結果を公表する。 | ア | 総務局運営方針2-2-1 | |
| (4)ア 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築 | | | | |
| | 市改革プロジェクトチームにおいて、平成23年度予算における一般会計の一般財源ベースで1億円以上の施策や事業（一般会計予算における税等ベースで約4,700億円；全体額の約93%）について、「点検・精査の視点」及び別冊3頁の「施策・事業の水準等についての基本的な考え方」に基づき、別冊5頁～116頁のとおり見直す。 | イ | 市政改革室運営方針3-1-1 | |
| | の取組の対象となっていない施策・事業のうち、別冊117頁に記載しているものについては、各所屬において、「点検・精査の視点」及び別冊3頁の「施策・事業の水準等についての基本的な考え方」に基づき、別冊117頁のとおり見直す。 | ア | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | の取組の対象となっていない施策・事業のうち、別冊117頁に記載しているもの以外のものについても、各所屬において、引き続き見直しを進め、取組内容を公表する。 | ア | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| (4)イ 補助金等の見直し | | | | |
| | 団体運営補助及び施設運営補助等について、「補助金等の見直し調整方針」に基づき別冊119頁～129頁のとおり見直す。 | ア | 財政局運営方針1-1-1 | |
| | の取組の対象となっていない補助金等について、引き続き個別精査を進め、取組内容を公表する。 | ア | 財政局運営方針1-1-1 | |
| (4)ウ 指定管理者制度の見直し | | | | |
| | 指定管理者の選定のガイドラインについて、次の改正を行い、改正ガイドラインに基づく選定を実施する。 ・選定時の審査における具体的選定項目及び配点について、より経済性を重視した配点に変更する。 ・多数の事業者が応募できるように、公募条件等の工夫を行う。 ・選定委員会の委員の選定を各所屬で行うのではなく、統括部局で一括して実施する。 | ア | 契約管財局運営方針様式3 | 【取組は実施済み】 |
| (4)エ 幼稚園・保育所の民営化 | | | | |
| | 区長において、施設や地域の状況を精査したうえで、休廃止も視野に入れながら、幼稚園については、民間移管を推進し、保育所については、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進する。 | <幼稚園> イ | こども青少年局運営方針様式3 | |
| | | <保育所> ア | こども青少年局運営方針様式3 | |

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|--------------------------|---|----------------------------------|---|-----------|
| (5) 公共事業の見直し | | | | |
| | 道路、公園・緑地の都市計画、及び治水対策の見直し 長期にわたって事業に未着手となっている道路、公園・緑地の都市計画について、将来の必要性などを再検討し、廃止も含めた見直しを行う。 | <道路の都市計画> ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 大阪府の河川整備計画の見直し（今後概ね30年間でめざすべき河川整備水準の目標を設定）に対応して、同計画に基づく本市の河川事業を見直す。 | <公園緑化施策のあり方のとりまとめ、都市計画の見直し> イ | 建設局運営方針様式3 都市計画局運営方針様式3 | |
| | | <治水対策> イ | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | 維持管理計画の策定 引き続き、都市基盤施設ごとに予防保全の観点重視した維持管理計画を策定する。 | ア | 建設局運営方針様式3 港湾施設の維持管理については、()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| (6) 市民利用施設のあり方の検討 | | | | |
| | 局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設（別冊134頁、136頁～140頁） 対象施設ごとに見直し内容及び時期を明らかにした実施計画を策定し、同計画に基づき見直しを行う。 | ア | 市政改革室運営方針3-2-1 | |
| | 区長が区の特性に応じて検討する施設（別冊135頁、141頁、142頁） 区長会議において、市改革プロジェクトチームから提供された区内の対象施設ごとの規模、建設年度、運営経費、利用状況、設置場所等のデータに基づき、複数の区からなる8～9のブロックごとに必要となる施設についての検討を進める。 | イ | 市政改革室運営方針3-2-1 | |
| | 体育館、大阪プール、文化施設等（別冊135頁、142頁） 府市統合本部で示された方向性に基づいて取組を進める。 | ア | 大阪府市大都市局1-1-2 | |
| (7) 外郭団体の必要性の精査 | | | | |
| | 団体ごとの見直しの方向性については、「外郭団体見直しの方向性について」（平成24年7月市改革プロジェクトチームとりまとめ）に基づき見直しを進める。 | ア | 総務局運営方針2-1-1・2・3 | |
| | 外郭団体などに対する本市の関与を明確にし、適正な監理を図るため、「(仮称)外郭団体等への関与事項等を定める条例」を制定する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| (8) ア 人事制度改革 | | | | |
| | 経営形態の変更、施策事業の再構築などにより、職員数約1万9,000人をめざす。 | ア | 人事室運営方針2-2-1 | |
| | 社会人経験者採用の拡大を図るとともに、区長をはじめ幹部職員の公募を行う。 | ア | 人事室運営方針2-1-1 | |
| | 職員採用試験について、エントリーシート方式を導入するとともに、優秀な人材を確保するため試験実施の早期化を行う。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 大阪府との間で職員採用の一元化と人事交流の拡大を行う。 | ア | 人事室運営方針2-1-2 | |
| | 大阪市職員基本条例に基づき適正な人事管理を行う。 | ア | 人事室運営方針2-1-1・3・4 | |

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|------------------------------------|---|------|---|-------------------------------|
| | 人事評価制度の一層の透明性の向上、管理職登用にあたっての外部評価の導入など昇任制度の改善、休暇制度の見直しを行う。 | ア | 人事室運営方針2-1-3 | 【休暇制度の見直しについて、取組は実施済み】 |
| (8)イ 給与制度改革 | | | | |
| | 幹部職員の給与について定額制を導入する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 給料表の級間の給料月額を縮減する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 住居手当や旅費制度の見直しを行う。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 技能労務職員や保育士等の給与の、民間の同種又は類似業務従事者との均衡を図る観点からの見直しを行う。 | ア | 保育士等の給与水準については、()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | 【技能労務職員の給与水準の見直しについて、取組は実施済み】 |
| (9)ア 改革を担う職員づくり | | | | |
| | 海外研修の活性化と拡充を図る。 | ア | 人事室運営方針1-1-2 | |
| | 提案・改善制度及び職員表彰制度の周知の強化と活性化を図る。 | ア | 人事室運営方針1-1-2 | |
| | 管理職公募の拡充、F A制度の導入など庁内公募の充実を図る。 | ア | 人事室運営方針2-1-1 | |
| | コーディネート力向上等の研修を実施するとともに、区役所職員の企画力等強化のための研修を実施する。 | ア | 人事室運営方針1-1-2 | |
| | ポジティブ・アプローチ手法等の活用に向けた研修を実施するとともに各所属での活用を促進する。 | ア | 市政改革室運営方針4-2-1 | |
| (9)イ 改革を支える人材マネジメントの推進 | | | | |
| | 各所属の「人材育成行動宣言」を実効あるものとなるよう充実させる。 | ア | 人事室運営方針1-1-2 | |
| | 風通しの良い職場づくりのため、元気アップ運動の活性化を支援するなど、職員の意識改革や職場風土改革を推進する。 | ア | 人事室運営方針1-1-2 | |
| | 職員の能力・実績を適正に評価できる新たな人事評価制度を構築する。 | ア | 人事室運営方針2-1-3 | |
| | ポジティブ・アプローチ手法を活用し、事業運営のマネジメントにおいて職員間の対話を促進させる。 | ア | 市政改革室運営方針4-2-1 | |
| (10)ア 説明責任と透明性の確保 ~オープン市役所~ | | | | |
| | 「施策プロセス」の見える化 市政運営の透明性の確保を図るため、実施している施策について、その発端から決定・実行までのプロセスを明らかにする。 | ア | 政策企画室運営方針2-1-4 | |
| | 「市民の声」の見える化 市民の市政への理解や関心を高め、市民ニーズに合った施策展開をより一層充実させるため、従前から実施している「市民の声」の公表を全件に拡大する。 | ア | 政策企画室運営方針2-1-4 | |
| | 予算編成過程の公表 予算編成を進めるにあたって、市民に対する説明責任を果たすため、その編成過程の情報を公表する。 | ア | 財政局運営方針1-5-1 | |
| | 公金支出情報の公表 予算の用途を明確にするため「公金支出情報」を公表する。 | ア | 会計室運営方針2-1-2 | |

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|---------------------------------------|---|------|---|-----------|
| (10)イ 効果的な情報発信 | | | | |
| | <p>広報の一元化 各所属の広報を一元化し、経費面での効率性を高めるとともに、市民へよりの確に情報を届ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長会見用バックボードを活用した情報発信 ・広報印刷物の電子化、新たな広報ツールの検討、活用 ・広報に関するPDCAサイクルの徹底など | ア | 政策企画室運営方針2-1-3 | 【取組は実施済み】 |
| | <p>区役所の情報発信機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政だよりの廃止と区広報紙の充実 ・区ホームページの情報発信機能の強化 ・区役所を中心とする広報人材の育成と体制の強化 | ア | 政策企画室運営方針2-1-1 | |
| (10)ウ 業務フローの最適化 | | | | |
| | <p>毎年度、モデルとなる区役所を選定して、20項目程度の検討対象業務を抽出し、各区役所及び関係局の意向を踏まえて最適化案を作成し、実施する。</p> | ア | 総務局運営方針1-3-1 | |
| | <p>各区役所において自律的に事例研究を行って業務改善が実施されるよう、の取組を通じて蓄積した最適化の事例やノウハウについて、庁内ポータルへの掲載等により全庁での共有化を図るとともに、最適化に関する職員研修を実施する。</p> | ア | 総務局運営方針1-3-1 | |
| (10)エ 事業コストの「見える化」～フルコスト管理～ | | | | |
| | <p>発生主義・複式簿記、日々仕訳方式に対応するためのシステムを構築する。</p> | ア | 財政局運営方針1-6-1 | |
| | <p>発生主義・複式簿記に関する基礎知識やコスト意識向上のための研修・説明会を実施する。</p> | ア | 財政局運営方針1-6-1 | |
| | <p>フルコスト情報等を事業撤退の判断や受益と負担の明確化など、マネジメントの取組に活用する方策を策定し、実施する。</p> | ア | 財政局運営方針1-6-1 | |
| (10)オ コンプライアンスの確保 | | | | |
| | <p>公正職務審査委員会等の体制強化により公益通報の迅速な処理を行うほか、内部監察において実施調査を行うなど、制度の実効性の向上に取り組む。</p> | ア | 総務局運営方針3-1-1 | |
| | <p>コンプライアンスに係る情報共有を進めるとともに、公益通報制度や内部監察制度、リーガルサポート制度、コンプライアンス相談制度等の各種制度の適切な運用を図る。</p> | ア | 総務局運営方針3-1-2・3 | |
| | <p>服務規律確保を徹底するため、「服務規律刷新プロジェクトチーム」のもと、服務規律確保のルールづくり、再発防止策の検討及び実施など、厳格化の取組強化を図る。</p> | ア | 人事室運営方針2-1-4 | |
| (11) 機能不全を起こしている社会・行政システムの改革提言 | | | | |
| | <p>機能不全を起こしている国の社会・行政システムを抽出して対応策を整理・検討し、現行制度の範囲で対応できる方策を提案・実施することにより社会・行政システムの問題点を広く提起する。</p> | ア | 福祉局運営方針1-1-1 各種規制・行政サービスについては、() 平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | |
| | <p>根本的なシステム改革について、あらゆる機会を捉えて、国の制度・施策に関する提案・要望活動を行う。</p> | ア | 福祉局運営方針1-1-1 | |
| | <p>提案・要望に対する国の対応を踏まえ、更なる改善に向けた取組を推進する。</p> | ア | 福祉局運営方針1-1-1 | |

4 PDCAサイクルの徹底

| 取組 | 取組内容 | 点検結果 | 参照先 | 備考 |
|----|--|------|----------------------------------|-----------|
| | 自己評価・内部評価に加え、戦略会議、外部有識者による評価を活用したマネジメントサイクルを推進する。 | ア | 市政改革室4-1-2・3 | |
| | 施策目的の達成度が客観的・定量的に測定できるよう成果の目標を可能な限り数値化する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 施策目的の達成度の測定のための新たな調査手段として「インターネット・アンケート・システム」を導入する。 | ア | | 【取組は実施済み】 |
| | 事業の実施にあたり裁量の余地のない事業以外の事業について、事業による施策目的の達成度や事業の実績に応じて当該事業の廃止や再構築を行うことをルール化する。 | ア | ()平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況 | 【取組は実施済み】 |

() 平成 25 年度の局・室運営方針に
盛り込まれていない取組の状況

【局・室】

本資料の説明

() 平成 25 年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況(89 頁～90 頁)

「局・室の取組」のうち局・室の運営方針に盛り込まれていない取組について、各局・室ごとに取組実績と成果の実現に向けた課題と方向性を次頁以降に示しています。

() 平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 項目 | 取組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 今後の取組 (9月以降の取組) |
|-----------------|----|--|---|
| 1-(2)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に実施した、行政から地域団体への依頼等に関する調査結果に基づき、「地域団体への依頼に関するガイドライン(素案)」を作成(7月) 各区に素案に関する意見を照会(8月～) | <ul style="list-style-type: none"> 区長会議において、現状を踏まえつつ今後の依頼のあり方について関係局を交えて検討する。 |
| 1-(4)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度より施行した「地域活動協議会補助金」の運用を、各区で開始。 市政改革室は、運用にあたり、各区から寄せられる質問等に都度対応するとともに、当制度を含めた地域活動補助に関する意見等を集約し、課題を抽出。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に向けて、区長会議において議論し、必要な改善に向けた検討を行う。 |
| 2-(5) | | <ul style="list-style-type: none"> 区役所の業務について、集約化や共同処理が効率的・効果的と考えられる業務について、区役所に照会(6月)を行い、その結果をもとに、関係局室と連携し、課題及び実現可能性について検討した。 | <ul style="list-style-type: none"> 区役所及び関係局室と連携し、業務の集約化や共同処理に関する基本的な方向性を取りまとめるとともに、その具体化に向けて必要な検討を行う。 |
| 2-(7) | | | <ul style="list-style-type: none"> 区割りの決定後に実施予定。 |
| 3-(1)-ア- (ウ) | | <ul style="list-style-type: none"> 原則公募による競争性確保を徹底し、収入確保を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> これまでの取組みを継続する。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 原則公募による競争性確保を徹底し、収入確保を図った。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 原則公募による競争性確保を徹底し、収入確保を図った。 | |
| 3-(3)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> 7月に減免する場合の基本的視点を明確化し、減免見直しチェックシートを設定した。 8月に各局において減免の必要性の精査・再点検を行うため、上記チェックシートの作成を依頼した。 | <ul style="list-style-type: none"> チェックシートを集約の上、ヒアリングを実施し、公表を行うなど、減免の廃止や最適化を推進する。 |
| 3-(4)-ア | | <ul style="list-style-type: none"> 6月に「市政改革プラン アクションプラン 編(別冊)」に掲げた事項の平成25年度の主な取組において、平成25年度の削減効果額・平成25年度に見直しを行う事業一覧を公表。 | <ul style="list-style-type: none"> ヒアリング等の機会を捉えて、各所属が自律的・主体的に市政改革プランの趣旨に則った取組を進めていくよう促す。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 6月に「市政改革プラン アクションプラン 編(別冊)」に掲げた事項の平成25年度の主な取組において、平成25年度の削減効果額・平成25年度予算への反映状況一覧等を公表。 | |
| 3-(5) | | <治水対策> | <ul style="list-style-type: none"> 大阪府の河川整備計画の見直しについて、国との最終調整が長引いており、遅くとも今年度中に完了の予定である。これに対応する本市の河川事業の見直しについても、今年度中に完了するものである。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> <港湾施設の維持管理> 平成25年度に維持管理計画の策定を予定している354施設のうち道路299施設については6月、橋梁38施設については8月に業務委託契約を締結、年度内に完了の見込み。 | <ul style="list-style-type: none"> 残る17施設のうち、鉄道・トンネル4施設は、10月に策定業務委託の契約予定であり、運河・駐車場・ヘリポートの13施設については、職員による策定作業を進めていることから、いずれも年度内に完了の見込み。 |

() 平成25年度の局・室運営方針に盛り込まれていない取組の状況

| 項目 | 取組 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 今後の取組 (9月以降の取組) |
|---------|----|--|--|
| 3-(8)-イ | | | ・保育士等の給与水準について、平成25年度中の給料表の新設及び平成26年度からの導入に向け、適正な公民比較のもと見直しを図る。 |
| 3-(11) | | ・各種規制・行政サービスについて、問題点や改善点を伺うため、平成25年4月にアンケートを実施。 ・平成25年6月、「大阪府市規制改革会議」を設置。 | ・アンケート結果等を踏まえた具体的な方策等について府市統合本部会議へ報告。 ・「大阪府市規制改革会議」における多角的な議論を踏まえた課題に対する国への働きかけ等。 |
| 4 | | ・関係局と連携し、撤退基準の設定対象事業を予算要求対象事業にも設定するよう取り扱いを変更。 | ・平成26年度予算から予算要求対象事業に撤退基準を設定する。 |

**「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」
と評価した項目（平成 24 年度末現在）の
取組状況**

【局・室】

本資料の説明

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成 24 年度末現在)の取組状況(93 頁～94 頁)

「局・室の取組」のうち、平成 24 年度末現在で成果目標の達成状況が「必ずしも順調ではない」との評価になった項目【1-(3)-イ、1-(5)-ア、1-(5)-イ、2-(1)-イ、2-(2)-イ、3-(1)-ア(イ)】の取組については、特に厳格に進捗管理をしていく必要があることから、取組実績と成果の実現に向けた課題と方向性を次頁以降に再掲載しています。

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|---------|------|---|------|---|
| 1-(3)-イ | | ・大阪NPOセンター等と連携して「地域公共人材養成プログラム」を企画し、7月に受講者募集を行うなど、運営を開始した。 | ア | (9月以降の取組予定) ・10月に地域公共人材養成プログラムを開講するとともに、地域公共人材バンク登録者の募集を開始する。 |
| | | ・4月からは大阪市ホームページにて、7月からは専用ホームページやチラシにて、地域公共人材開発事業に関する情報発信を行った。 ・各区を通じて事業の周知を行うとともに、まちづくり支援センターへも説明を行った。 | ア | ・12月に地域公共人材派遣の試行実施を行う。 ・3月に派遣申込受付を開始し、平成26年4月から派遣を開始することを予定している。 (平成26年度の方向性) ・地域公共人材の派遣を実施し、地域のニーズと地域公共人材に必要なスキルなどの検証に向けて実績を蓄積するとともに、さらに地域公共人材の拡充を図る。 |
| | | ・地域公共人材を集積し、派遣する仕組みを構築した。 | ア | |
| 1-(5)-ア | | ・4月に専用のポータルサイトにて市民への周知を開始した。 ・階層別研修や人材育成担当課長会にて、また、各区(21区)へ出向いて、コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネス(CB・SB)の意義・メリットについて説明を行い、各区のCB・SBの促進に向けて支援した。 ・毎月、区役所職員向け情報誌「アシスト」にCB事例を掲載している。 | ア | (9月以降の取組予定) ・9月中に残り3区に出向き、CB・SBに関する啓発・相談事業を周知し、CB・SBの意義・メリットについて説明を行い、状況に応じてCB・SBの促進に向けた支援を行う。 ・引き続き、各区へのCB・SB促進に向けた支援及び講師派遣事業を実施する。 ・10月からCB・SB講座を実施する。 ・職員向けeラーニングを、12月・3月に実施する。 ・区の広報紙にて市民への周知を予定している。 |
| | | ・4月に専用のポータルサイトを開設し、CB・SBに関する情報の収集・発信を行った。 ・各区(21区)へ出向いて、CB・SBに関する情報を提供し、啓発・相談事業の周知を行った。 | ア | (平成26年度の方向性) ・引き続き各区のCB・SBの促進を支援し、具体的な事例を含めた情報の収集・発信を行う。 |
| | | ・4月にCB・SBに関する相談窓口を開設した。 ・講師派遣事業により、CB・SBの啓発を行った。(2団体へ講師派遣) ・CB・SB講座の開催準備を行い、8月から講座受講者募集を開始した。 | ア | |
| 1-(5)-イ | | ・「社会的ビジネス化の基本的な考え方勉強会」を区役所の担当職員を対象に外部講師を招き実施(6月:24区参加) ・同勉強会に各区が持ち寄った新たな地域課題やニーズを基に、社会的ビジネス化企画案の作成を進め、社会的ビジネス化の対象となる事務事業の洗い出しを実施(13案) ・各所属における協働型事業委託を行う対象となる事業の選定等にあたり助言等を行うことを目的として、7月に第三者会議を設置し、8月に各所属へ向け周知した。 ・13の企画案を整理し、平成26年度の予算化の可能性の高いテーマ3つを选考し、参加区を募るとともに関係局の参加を要請しPTを設置(8月~、11事業案の検討) 【地域の見守り強化(3区)、自転車利用適正化(5区)、マンションコミュニティ(3区)】 ・PTでの取組みを他区でも共有できるよう庁内ポータルにて情報発信(8月~随時) | イ | (9月以降の取組予定) ・各区への取組内容を収集し、副区長と連携し個別対応する。(9月~) ・事業ごとに区役所・関係局等との役割分担を実施し、26年度の予算化(10月中) ・事業の担い手の条件整理を実施予定(9月~10月) ・CB・SBの先進的な実践事例を通じて区役所の担当職員が地域課題の掘り起こしからビジネス化に至るノウハウ等を学習する機会を提供する。(10月) ・10月に第三者会議の開催を予定している。 ・1月以降にガイドラインの検証を行う。 ・2月に協働型委託事業の報告会を実施する。 (平成26年度の方向性) ・各区における事務事業の社会的ビジネス化に向けた取組への支援を行うとともに、協働型事業委託の実現状況に応じてガイドラインの検証を行う。 |
| | | ・6月に市政改革室・市民局・契約管財局が連携して所属説明会を開催し、平成24年度に策定した「協働型事業委託のガイドライン」の周知を行った。 ・8月にガイドラインの活用について周知した。 | ア | |

【点検結果の凡例】

ア: 成果の実現に向け、スケジュールどおりに取組が進んでいる(見込みを含む)とされている。

イ: スケジュールからは遅れているものの、成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

ウ: 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

「成果の達成に向けて必ずしも順調ではない」と評価した項目(平成24年度末現在)の取組状況

| 項目 | 取組番号 | 取組実績 (平成25年4月から8月) | 点検結果 | 成果の実現に向けた課題と方向性 (9月以降の取組と平成26年度の方向性) |
|----------------|------|---|------|---|
| 1-(5)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・6月に市政改革室・契約管財局と連携して所属説明会を開催し、平成24年度に策定した「協働型事業委託のガイドライン」の周知を行った。 ・8月にガイドラインの活用について周知した。 ・契約手続に向けた要綱・仕様等の策定(12月中) | ア | (前頁、1-(5)-イの欄に記載) |
| 2-(1)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に整理した仕組みにより、必要に応じ関係区局間において調整を行っている。 | ア | (9月以降の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・左記内容(9月の戦略会議で決定される予定)に基づき取組を進める。 (平成26年度の方向性) ・完成された仕組みにより、必要に応じて関係区局間において調整を行う。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・区間調整に対しての各区からの意見を取りまとめたうえで、再度各区に対して区間調整の意義を回答した。 ・区間調整が必要となる事業については、予算の配分時においていったん局に予算を配分したうえで各区で調整をし、区間調整の結果をもって各区割とすることを区長会議で確認した。 | ア | |
| 2-(2)-イ | | <ul style="list-style-type: none"> ・「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」を施行した。 ・各区に対して、区政会議の制度や仕組みに関わって問題点等がないか照会したが、制度上改善すべき点があるとの回答はなかった。 ・各区に対して「区長支援プロジェクト」や大阪市ホームページサイト「特色のある区政運営」のページの積極的な活用を促した。 ・市政改革室フェイスブックを通じて大阪市ホームページサイト「特色のある区政運営」のページの情報発信を行った。 | ア | (9月以降の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・各区の情報発信ツールを通じて「特色のある区政運営」のページの情報発信をするよう再度依頼する。 (平成26年度の方向性) ・各区に対して、区政会議の制度や仕組みに関わって、同会議による多様な区民の意見やニーズの区政への反映及び区民による区政の評価をより促進・活性化する観点から改善すべき点がないか、継続して照会する。 ・今年度末に実施を予定している市政モニターへのアンケート結果をふまえて対応する。 |
| 3-(1)-ア (イ) | | <ul style="list-style-type: none"> ・資産流動化用地PTによるヒアリングを5月に実施し、未利用地処分の進捗管理に取り組んだ。 ・平成25年追加分の未利用地活用方針を7月に策定し、新たな処分検討地を追加。 ・区長参席のもと区単位で資産流動化用地PTによるヒアリングを8月に実施し、未利用地の詳細分析に取り組んだ。 | ア | (9月以降の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・予算計上された物件を中心に、確実に売却できるように進捗状況を詳細に把握し、課題がある物件については、速やかな課題解決に向けて土地所管局と連携して取り組む。 ・まちづくりに資する処分を促進する観点から、区長の意向を確認しつつ、土地所在区と土地所管局との調整を図っていく。 ・貸付インセンティブ制度を確立のうえ、平成26年度予算編成の照会に合わせて通知し、土地所在区と土地所管局が平成26年度から同制度を活用した貸付を実施できるよう取り組みを進める。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・売却以外の有効活用策として貸付などを促進するため、8月に新たに貸付インセンティブ制度案を作成し、区長に提示。 | イ | (平成26年度の方向性) <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に売却できるように、資産流動化用地PTにおいて進捗管理を図る。 ・まちづくりに資する処分について、土地所在区と土地所管局との連携の更なる強化に努める。 |

【点検結果の凡例】

ア: 成果の実現に向け、スケジュールどおりに取組が進んでいる(見込みを含む)とされている。

イ: スケジュールからは遅れているものの、成果の実現に向け、取組を継続して実施するとされている。

ウ: 成果の実現に向け、取組を見直す必要があるとされている。

大阪市市政改革室 P D C A 担当

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 3 2 0

TEL 06-6208-9885

FAX 06-6205-2660

E メール ac0003@city.osaka.lg.jp